



陶匣



花器



はしご



楢円皿と小鉢



松原さんの工房兼住居

第16回

記憶の時空に浮かび上がる土の形象 まつばらしげ き 松原成樹さん

北海道北広島市に住む陶芸家松原成樹さんの工房は住居も兼ねていて、一見倉庫かと思えるような外観をしているのですが、よく見るとけっこうオシャレな建物です。松原さんの友人の建築家がちゃんと設計しているにもかかわらず、倉庫に見せかけているところがニクインですね。中はリビングが広々としていて、確か真ん中にストーブがあって、遊びにいった折りなどはゆったりと過ごすことができました(もう10年以上も前の話ですが)。

松原さんは作家であると同時に、生活を愉しむ人ではないかと思います。そのあたりのニュアンスが作品からも感じられます。オブジェ風の創作と、花器や食器など実用のものとの2本立てですが、なにかこう、気持ちのゆとりのようなものがどちらにも漂っています。気持ちのゆとりというと語弊があるかもしれませんが。オブジェ系のものに関しては「文学性」と言い換えた方がいいのでしょうか。自分の内面の心象を反芻しているようなところがあるのですね。

写真の作品でいえば、四角い陶匣はこの蓋にのっかっている犬の像は、50年以上前に少年の松原さんが飼っていた犬のイメージなのだそうです。つまり松原さんの記憶の中で生き続けている愛犬の姿というわけです。もう一枚のはしごを立てかけた小屋の作品もまた、記憶の中の形を探っているように見受けられ

ます。

松原さんの作風の大きな特徴として研磨仕上げということがあって、表面がつるつるになるまで、高い番数のメッシュを使って磨き上げていくことがあります。磨くことによってものの形を浮上させていくような意図を感じさせるほどなのですが、「磨く」という作業は、意識の流れを内側へと沈潜させていく作用があるように思います。つまりものの表面を磨きながら、意識は追想や回想といった世界へと誘われていくわけです。そのようなはたらきが松原さんのオブジェ造形の世界を創り出しているのです。

花器や食器などの器物から感じとれる「気持ちのゆとり」のようなものは、「自分で使いたい器物を作る」という気分と言い換えられるでしょうか。松原さんはグルメでもあり、器はこうでありたいという感じが伝わってくるのです。写真の楕円皿は我が家でも使っていますが、カレー皿のみならず、炒め物にも中華風にもサラダ風のものにも合っていて、けっこう重宝しています。

花器に花を活けている写真は、道端のカタバミを摘んできて活けたものです。野の花というのはよく見ると凛とした美しさがあるのですが、この花器はそれを見事に引き出しています。そして花器自身も白い球体の美しさを主張しています。

シンプルでオシャレな工房から生れてくるもの

(制作／かたち21)

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 626
2009 March



表紙写真
「スプリングトレーン」

第23回写真コンクール入選
手塚 一雄 ● 栃木会

美の工房 工芸評論家 ● 笹山 央

- 03 平成20年度第2回全国会長会議
- 06 CINEMA
劔岳 点の記
- 08 劔岳登頂以降の柴崎測量官と国内測量の日々
- 15 世界遺産候補地
世界に誇る四国八十八箇所霊場及び遍路道
- 18 カダストラル・スタディーズ
第6回国際地籍シンポジウム 論文紹介Ⅳ
- 22 カダストラル・スタディーズ
「第6回国際地籍シンポジウム in 韓国」を終えて
- 24 静岡会の災害時家屋被害認定調査に関する協定締結について
- 30 寄附講座調印式
千葉会が明海大学不動産学部と正式調印なる
- 32 境界紛争解決支援センターふくしま設立
- 38 オンライン申請促進活動
大宮支部奮戦中！
- 41 第四回 衛星測位と地理空間情報フォーラム
—衛星測位を利用した時空間情報が社会生活とビジネスを変える—
- 44 広報最前線／福井会
- 46 特定認証局の動き
電子認証基盤の動向
- 50 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業企画(案)
- 52 会長レポート
- 55 ネットワーク50
長野会
- 56 第24回写真コンクール作品募集
- 57 ちょうさし俳壇
- 58 公嘱協会情報 Vol.76
- 60 日調連推薦図書
要件事実論30講[第2版]
- 61 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 62 会務日誌
- 64 なるほど ナットク 国民年金基金3
ご存じですか？国民年金基金は安全・効率的に運用されていることを！
- 66 会員の広場を利活用ください
- 68 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の
団体指定について
- 68 ブロック新人研修修了者
- 69 土地家屋調査士の本棚
実用法律雑誌 Jurist
- 70 編集後記



平成20年度 第2回全国会長会議

本年1月19日(月)、20日(火)の両日、土地家屋調査士会館(東京都千代田区)において、平成20年度第2回全国会長会議が開催されました。テーマⅠ「直近の連合会活動報告」、テーマⅡ「平成20年度の事業執行及び平成21年度の事業計画(案)について」の報告がされた後、それぞれのテーマについての意見交換が行われました。

第1日目 13:00—17:20

中村理事の司会により、下川副会長による開会の辞をもって会議が始まった。

松岡連合会会長挨拶



松岡会長

100年に一度の経済危機といわれる中、会務の運営にご協力いただいていることに感謝し、また、次年度に向けての会務推進に更なるご協力をお願いしたいとの挨拶に続き、土地家屋調査士を取り巻く諸情勢と連合会の対応として以下の項目につき報告があった。

- 1 地方分権改革推進会議の答申と登記業務
- 2 司法制度改革・規制改革と土地家屋調査士
- 3 土地家屋調査士法施行規則の改正
- 4 社団法人全国測量設計業協会連合会との基本合意書の締結
- 5 これからのために取り組みつつあること

- ・任期付き公務員への登用
- ・専門訴訟における訴訟代理権
- ・オンライン申請における土地家屋調査士制度の活用
- ・公共嘱託登記関連業務受託の環境整備

続いて座長選出となり、司会者一任との声を受けて、熊本会の西会長が指名された。



座長 熊本会西会長

テーマⅠ 「直近の連合会活動報告」

1 土地家屋調査士法施行規則の一部改正に対する対応 (下川副会長)



下川副会長

公益法人制度改革三法の施行を受けて、土地家屋調査士法施行規則の一部改正に至る経緯と改正条文についての概略が述べられた。

2 業務受託に関する環境整備PTについて (瀬口専務理事)



瀬口専務理事

社会事業部を中心とする組織と役割の説明に続き、全測連との基本合意で生まれる調査士活用業務の開発として考えられる事案の紹介があった。また、新しいビジネスモデルの検討も行っているとの報告があった。

3 土地家屋調査士法人の使用人問題について (松岡会長・横山副会長)



横山副会長

松岡会長から見解に至るまでの経過報告があった。続いて、横山副会長から運用に関する見解の解説が述べられた。

質疑応答

「会長見解の位置づけはどうか」という質問に対し、会則を補足するものと考えたとの執行部の回答があった。

テーマⅡ

「平成20年度の事業執行及び平成21年度の事業計画(案)について」

1 土地家屋調査士倫理規程(案)について (関根総務部長)



関根総務部長

「ご意見等を伺い、修正すべき所は修正していきたい。」

倫理規程制定のこれまでの経緯についての説明があった。「ご意見等を伺い、修正すべき所は修正していきたい。」

2 地図作成と実態調査

(山田社会事業部長)



山田社会事業部長

地図に関する取り組みと現状についての説明があった。「実体に合う業務の提案を検討している。地図混乱地域選定等に関する法務局との協議をお願いしたい。」

地図に関する取り組みと現状についての説明があった。「実体に合う業務の提案を検討している。地図混乱地域選定等に関する法務局との協議をお願いしたい。」

3 「地籍シンポジウムの開催～地籍に関する研究会の設立に向けて～」について (大星副会長)



大星副会長

地籍シンポジウム開催の目的と地籍に関する研究会設立の意義についての説明があった。「平成21年3月2日(月)アルカディア市ヶ谷(私学会館)において基調講演、報告、パネルディスカッションの内容で開催を予定している。」

地籍シンポジウム開催の目的と地籍に関する研究会設立の意義についての説明があった。「平成21年3月2日(月)アルカディア市ヶ谷(私学会館)において基調講演、報告、パネルディスカッションの内容で開催を予定している。」

質疑応答

「倫理規程の中に本人確認の規定を設けるをお願いしたい」、「規範と規程の違いについて」など

倫理規程についてはその内容、文言、会則との位置づけ等、多くの質問があった。これに対して執行部では多くの意見を取り入れ検討するとの回答があった。

4 オンライン登記の促進策について (國吉業務部長)



國吉業務部長

オンライン申請を促進させる方策と、法務省民事局民事第二課と協議を行い、質問・要望等を提出しているとの報告があった。

オンライン申請を促進させる方策と、法務省民事局民事第二課と協議を行い、質問・要望等を提出しているとの報告があった。

5 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について (関根総務部長・大星副会長)

60周年記念事業へ向けての準備委員会を設置したとの経緯説明があった。また、企画案として連合会が提案している伊能大図展の趣旨説明があった。

質疑応答

「他に企画している記念事業はないのか」、「記念事業の意図、参加の義務について」等の意見があり、執行部からはいい企画があれば出してもらいたい、会員が参加できるものとしてこちらは提案という形をお願いしたいとの回答があった。

その後、東京プリンスホテルに場所を移し、日調連・全調政連・全公連共催による新春交礼会が開催された。大星副会長から開宴の辞が述べられ、松岡会長、井上全調政連会長、鈴木全公連会長が壇上に上がった。この不況の時期こそ明るいものにしていく必要がある。60周年を迎えるに当たり初心に帰ってさらなる努力をしたい。丑年の今年、ゆっくりと

着実に歩を進めていきたいと主催者を代表して松岡会長からの挨拶があった。森法務大臣、江田参議院議長をはじめ多くの国会議員の先生方にお越しいただいた。中締めは井上全調政連会長による万歳三唱、鈴木全公連会長による閉宴の辞により、会は盛会裏に終了した。



森法務大臣

第2日目 9:15—12:00

6 次年度事業方針大綱(案)について (松岡会長)

松岡会長より次年度の事業方針大綱(案)が示された。新しい政策提案を行い、業務の充実を図る。厳しい経済状況の中で「会員力の結集」が必要だと考えている。

7 各部等からの報告及び次年度事業計画(案)について

各部等から以下の報告事項と次年度事業計画(案)について、文書及び口頭にて説明があった。

(1) 総務部(関根総務部長)

- ・関係法令、会則、諸規程等の検討・整備
- ・土地家屋調査士会の自律機能・確立の指導・支援
- ・懲戒処分、注意勧告等に関する事案の収集
- ・役員選任規則改正の検討
- ・連合会業務執行体制の検討

- ・オンライン登記推進室への支援
- ・日調連特定認証局の運営
- ・情報公開に関する事項
- ・会館維持管理規程

(2) 財務部(大場財務部長)



大場財務部長

- ・財政の健全化と管理体制の充実
- ・福利厚生及び共済事業の充実
- ・業務関係図書等の発行、あっせん及び頒布
- ・旅費規程等の見直し

(3) 業務部(國吉業務部長)

- ・土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項
- ・土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究に関する事項
- ・「調査・測量実施要領」に関する研究・検討
- ・登記測量、地積測量情報、地図情報に関する事項
- ・オンライン登記推進に関する事項

(4) 研修部(野地研修部長)



野地研修部長

- ・土地家屋調査士 CPD 制度
- ・土地家屋調査士 特別研修

(5) 広報部(藤木広報部長)



藤木広報部長

- ・2008広報担当者 会同開催
- ・広報ツールの作成、増刷
- ・イベントへの参加・協賛
- ・後継者育成事業
- ・地理空間情報フォーラム
- ・土地家屋調査士制度制定60周年記念事業

- ・年記念事業
- ・会報「土地家屋調査士」

(6) 社会事業部(山田社会事業部長)

- ・地図の作成及び整備に関する事項
- ・筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
- ・境界問題相談センターの設置推進及び現状調査並びに支援等に関する事項
- ・日本司法支援センター(法テラス)に関する事項
- ・公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会関係

(7) 研究所(大星副会長)

- ・表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
- ・地籍に関する学術的・学際的研究
- ・ADR 認定土地家屋調査士活用支援
- ・地籍業務の国際規格を定める LADM(土地管理領域モデル)の標準化(ISO)

(8) 制度対策本部(下川副会長)

- ・司法制度改革に関連する事項
- ・規制改革に関連する事項
- ・登記制度改革に関連する事項
- ・筆界特定制度・民事訴訟制度と調査士会 ADR との連携に関する事項
- ・国際化及び学識者との交流
- ・公共嘱託登記業務の推進に係る環境整備に関する事項

意見交換・会長間情報交換・各会要望

「災害時における家屋被害調査に関する協定」を県下各市で締結している。制度の維持発展にも大きく貢献できるものであり、各会で

も同様の協定の締結を提言したい。
(静岡会 木村会長)

震災時の業務体制(震災場所の登記基準点等の公開を閉鎖するなど)をお願いしたい。

(岩手会 菅原会長)

事業計画は指針だけを述べて単位会でできることは単位会に任せるような体制をお願いしたい。60周年記念事業は連合会は強い姿勢で発信してほしい。

(東京会 竹内会長)

自治体に対してもっと制度広報する必要がある。

(山形会 相田会長)

入札条件が不明瞭な事案に対しては早急に是正をお願いしたい。会員が広く入札に参加できる条件設定をお願いしたい。

(岐阜会 林会長)

その他、一般社団法人の公嘱協会と公益社団法人の公嘱協会との関係、社員の扱いなど、両公嘱協会の問題点を指摘する意見があった。

これに対し執行部は、民事第二課とも協議をしているところであり、また、検討チーム組成を予定しているとの回答があった。

定刻となり小林副会長の閉会の辞をもって会議は終了した。



小林副会長

取材 広報員 山本憲一

劔岳 点の記



【点の記】

点の記とは、三角点設定の記録である。一等三角点の記、二等三角点の記、三等三角点の記の三種類がある。三角点標石埋定の年月日及び人名、觔標(測量用やぐら)建設の年月日及び人名の他、その三角点にいたる道順、人夫賃、宿泊設備、飲料水などの必要事項を収録したものであり、明治21年以来の記録は永久保存資料として国土地理院に保管されている。なお、一般的に点の記というと三角点についての記録であるが、多角点、水準点、磁気点などの測量標にも点の記が残されている。(著者 新田次郎 原作より)



平成21年1月15日、FS汐留ホールで公開された試写会に招待され鑑賞してきた。場内案内で、座席に着いて間もなく、監督 木村大作氏の舞台挨拶があった。監督はしばらく立ったまま沈黙があり、感極まって胸にこみ上げてくるものを必死にこらえ、言葉少なに挨拶を終え降壇した。その様子は大自然の中に身を置き、スタッフ、俳優等すべての命を預り、困難を極めた撮影作業で怪我人も出るなど、精神的にも肉体的にも追い詰められ、限界に近い状態を乗り越え完成したことへの感謝の気持ちと達成感が充分に伝わるスピーチ

であった。場内が暗くなり、スクリーンに映し出される立山連峰の山岳映像のすばらしさに目を奪われる。

物語は明治40年代、国防のため国の政策として日本地図の空白地域を埋めるため、山岳地に多くの優秀な測量手が測量に入ったが、その中でもひととき危険な険しい信仰の霊山として崇められた未踏の劔岳は、幾度となく侵入者を拒み続けてきた。陸軍参謀本部は、陸軍の威信をかけて劔岳の初登頂と測量を果たすため、陸地測量部の測量手、柴崎芳太郎に命令を下す。当時創設間もない日本山

岳会も、近代装備に身を包み初登頂を計画していた。柴崎測量手は、陸軍から劔岳初登頂の先陣争いにも勝つよう厳命される。測量計画が作成され、事前調査で現地に入り、紹介された山岳案内人、宇治長治郎との出会いがこのドラマのターニングポイントとして描かれている。命を懸けて任務を果たそうとする柴崎測量手、それを懸命に支える宇治山岳案内人、この二人が中心となって劔岳周辺の下見、踏査を繰り返す。雪崩や吹雪に遭い、想像を絶する過酷な自然にさらされながらも、測量器材や三角点用の石杭を運び上げる人間

決して名誉のためでもなく、利のためでもない。

仕事に誇りをもって挑む男たち。

いま、わたしたちが失くしつつある、

日本人の心の物語である。

(映画パンフレットより)



たちの力強さ、愚直なまでに仲間と結束し、一步一步大地を踏みしめ作業を黙々とこなす姿に胸を打たれる。また一方で、柴崎測量手の妻、葉津よは夫の仕事に誇りを持ち、穏やかに夫を慕い続けるたらずまいがなんとも暖かい。それぞれの置かれた立場で、その時々
の立ち振る舞いは、明治人の高潔な生き様を写し出し、忘れかけた日本人の心を思い出させる。監督は、全編を通じて一番描きたかったのは、人間ではなかったのか。

この映画のラストシーンでは意外な展開となってしまうが、柴崎測量手の「一体何のために地図をつくるのか」という心の問に、柴崎測量手に助言を与えてきた元陸軍参謀本部陸地測量部古田盛作測量

手の「人がどう評価しようとも、何をしたかではなく、何のためにそれをしたかが大切です。悔いなくやり遂げることが大切だと思います」と手紙で励ますシーンが印象深い。 副会長 大星正嗣



「劔岳 点の記」

監督 木村大作 原作 新田次郎(文春文庫刊)

出演 浅野忠信、香川照之、松田龍平、宮崎あおい、仲村トオル、役所広司

6月20日全国ロードショー <http://www.tsurugidake.jp/>

©2009「劔岳 点の記」製作委員会

劔岳登頂以降の柴崎測量官と 国内測量の日々

社団法人 日本測量協会 理事 瀬戸島政博

映画『劔岳 点の記』(新田次郎原作)の全国ロードショーが6月から始まる。主人公の陸地測量部測量官柴崎芳太郎が劔岳に登頂したのは人生の半ばで、後30年余の半生があった。後半生は東北・北海道・択捉島の三角測量から満州・シベリア・台湾での外邦測量まで厳しい仕事の日々であった。ここでは、劔岳登頂以降の国内測量の日々について述べる。

はじめに

柴崎芳太郎(図1)の生涯は、1907(明治40)年7月の劔岳登頂で終焉したわけではなく、「それからの柴崎芳太郎」の日々があり、それがどのような生涯であったのだろうか、大変興味をもつところである。

柴崎芳太郎は、1876(明治9)年に生まれ、1938(昭和13)年に亡くなっている。劔岳登頂はまさに人生の半ばであり、約30年間の半生が残っていた。

そこで、本稿では、1907(明治40)年以降の柴崎測量官の国内での仕事について、当時の陸地測量部の資料などから紹介したい。しかし、収集可能な当時の資料等には自ずと限りがある。限られた資料等に基づく論考であることをご容赦いただきたい。

1. 柴崎芳太郎が駆け抜けた時代

柴崎芳太郎が生まれた明治初期から亡くなる昭和初期までの時代(表1)は、極東の小国であったわが国が急速な富国強兵、殖産興業などにより、東洋の盟主としての地位までのぼり詰め、一時は欧米列強と比肩されるまでに至った。しかし、無理な近代化のひずみや長期的な国内不況、さらには大陸への進出に至った時代でもあった。いわば、わが国は「坂の上の雲」に辿りつくことができたが、その頂には長居できず、急速に下降する時代を迎え、やがては、長期的な泥沼の戦争へと突入した時代に移っていく。

生まれた1876(明治9)年は、戊辰戦争を経て明治という近代国家が誕生し、その直後、急速な新体制への移行に馴染めない社会的な歪を生じていた。それが、神風連の乱、秋月の乱、萩の乱であり、それらを導火線として1877(明治10)年の西南戦争へと繋がる。それを鎮圧した明治政府は、より一層の近代化を推進した。

1894～1895(明治27～28)年の日清戦争の勝利と下関条約により日本は遼東半島および台湾などを清国から割譲したが、露・仏・独の三国干渉によっ



図1 柴崎芳太郎(1911(明治44)年頃)

て遼東半島を返還せざるを得なかった。柴崎芳太郎はその直後の1896(明治29)年に台湾守備隊に志願入隊している。

ロシアの東アジア進出に危機感を抱く日本政府は軍備拡張を図っていたところ1904～1905(明治37～38)年に日露戦争が勃発し、旅順要塞の陥落、奉天会戦の辛勝、バルチック艦隊の全滅などの戦果を挙げ、ポーツマス条約に入った。その結果、日本は旅順・大連の租借権、長春以南の鉄道とその付属の権利などを得た。また、日露戦争には陸地測量部からも多くの測量官らが出征した。その時期、柴崎芳太郎は陸地測量部修技所を卒業し、測量手として中部地方の測量に従事していた。

さらに、1906(明治39)年には、関東州(旅順・大連を含む遼東半島南部の租借地)を統治するために関東都督府を旅順に置き、南満洲鉄道株式会社(満鉄)を大連に設立することで満洲進出を本格化させた。柴崎芳太郎が、劔岳へ登頂したのはこの頃で、さらに、その後東北・北海道地方の三角測量に従事した。

独・奥・伊の三国同盟と露・仏・英の三国協商による第一次世界大戦(1914～18(大正3～7)年)が勃発し、日本も参戦して青島と山東省のドイツ権益を

表1 柴崎芳太郎の系譜

西暦	和暦	主な測量業務歴等	主な出来事等
1876	明治9	山形県大石田町で生まれる	1877年 西南戦争
1896	明治29	台湾守備隊に志願入隊	1894～1895年 日清戦争
1904	明治37	12.陸地測量部修技所卒業	1904～1905年 日露戦争
1905	明治38	三河・美濃・信濃方面の三等三角測量	9.5 日露講和条約調印
1906	明治39	越前方面の三等三角測量、劔岳下見	8.1 関東都督府官制公布
1907	明治40	劔岳及び周辺の三等三角測量 小説『劔岳<点の記>』の舞台	足尾・別子銅山騒動、小学校令改正
1908	明治41	越後・岩代方面の三等三角測量	11. 吉長・新奉両鉄道の統約調印
1909	明治42	羽前・羽後方面の三等三角測量	10.26 ハルピンで伊藤博文暗殺
1910	明治43	陸前方面の三等三角測量	7.4 第二回日露協約調印
1912	大正1	北海道北見・天塩方面二等三角測量	7.30 明治天皇没、大正と改元
1913	大正2	北海道十勝・日高方面二等三角測量	2.10 桂内閣総辞職
1914	大正3	愛知三重岐阜滋賀の二三等三角改測	8.23 日本が第一次世界大戦に参戦
1915	大正4	北海道及び千島国の一等三角測量	5.7 対華21カ条の要求
1916	大正5	北海道石狩・北見方面二三等三角測量	7.3 第三回日露協約調印
1917	大正6	測図演習で静岡県古奈地方へ出張 支那出張(満州調査出張5/31～11/15)、叙勲八等瑞宝章	ロシア革命(二月革命・十月革命)
1918	大正7	シベリア出張(?), 叙従七位勲七等	8.2 日本軍シベリアへ出兵
1919	大正8	シベリア出張(～4.22)、北海道釧路三等三角測量	パリ講和会議、ヴェルサイユ条約
1920	大正9	台湾台中二等三角測量	株式市場暴落(戦後恐慌)
1921	大正10	台湾台北二等三角測量	1922.6.24 シベリア派遣軍撤退
1923	大正12	台湾台南二等三角測量	9.1 関東大震災
1924	大正13	台湾台北二等三角測量	1925.3.19 治安維持法成立
1933	昭和8	病気で官を辞する	1931.9.18 満洲事変勃発
1938	昭和13	1.29 肺炎のため死去(享年64)	4.1 国家総動員法公布

接收した。1915(大正4)年には袁世凱政府に二十一条の要求を突きつけた。それにより南満洲および東部内蒙古の権益強化を図った。このような状況下、柴崎芳太郎は1917(大正6)年に国内での短期的な測図演習を受けた後、約六か月間満洲北部の調査に従事した。

1918(大正7)年には、日本は米・英・仏などとともに連合軍としてシベリア・北満洲に軍を派遣した(シベリア出兵)。柴崎芳太郎もシベリア出兵に従い遠くバイカル湖畔まで出征し、約1年強、測量・測図作業に従事したようである。

戦火の外側にいた日本は、大戦景気を迎え明治末期からの不況と財政危機を解消し、アジア市場を独占した。しかし、その好景気も短く、1919(大正8)年からは輸入超過に転じ、1920(大正9)年には戦後恐慌となった。さらに1923(大正12)年には関東大震災が発生し、日本経済は大打撃を受け、不況が慢性化した。その頃、柴崎芳太郎は台湾の三角測量に従事していた。

その後の日本は、軍部の台頭、さらには昭和の世界恐慌などが加速され、経済的な閉塞を打破するために大陸へと進出した。終には、1931(昭和6)年の柳条湖事件、満洲事変(1931～33(昭和6～8)年)

へと拡大し、長い泥沼の戦争となる。柴崎芳太郎は1933(昭和8)年に病のため陸地測量部を退官し、軍国色が濃くなった1938(昭和13)年に肺炎のため死去した。享年64であった。

2. 劔岳周辺の測量を終えるまで

柴崎芳太郎は、陸地測量部修技所の第12期生として1904(明治37)年12月に卒業し、翌年には三河・美濃・信濃方面の三等三角測量に従事した。

小説『劔岳<点の記>』(文春文庫新装版)の冒頭(p.9)にある『…風はそよりともせず、九月の末とすればやや暑い日であった。…』という描写は、このような長い期間にわたる三等三角測量作業を終らせて、陸地測量部に戻ってきた時のことであろう。さらに『…四月の半ばかり五か月間、信濃と美濃の国境附近の山の中を測量して…』(p.20)はまさにこのことである。1906(明治39)年には越前方面の三等三角測量に従事し、同年9月からは劔岳およびその周辺の下見をした。柴崎測量官が下見をした一年前、東京飯田橋の富士見楼では小島烏水を中心とした7名からなる日本山岳会(当初は山岳会と呼ばれた)が結成された。

柴崎測量官による劔岳測量登山がなされた1907

(明治40)年度の陸地測量部三角科の部署表をみると¹⁾、同科第四班に陸地測量手柴崎芳太郎の名前がみられる。この部署表によれば、第四班は三四等三角測量を主に、能登・越中・越後を担当し、4月中旬に出発、10月下旬に帰京、11月上旬～翌年3月下旬までが内業とされていた。この部署表の第四班の班員には、小説中で古参測量手として描かれている水本輝や検査官として登場している勢榮三などの名前もみられる。

また、柴崎測量隊の剣岳登頂と錫杖・鉄剣の発見を報じた富山日報の牛田記者による「剣山攀登冒険談」(上)として同紙8月5～6日に掲載された²⁾。

3. 東北地方の三角測量の日々

(1908(明治41)年～1911(明治44)年まで)

3.1 1908(明治41)年岩代・越後地方の測量

柴崎芳太郎の陸地測量部での仕事は、三五会会報^{*)}に詳しい。剣岳及びその周辺の測量作業を終えた翌年の1908(明治41)年における「明治四十一年三角科作業部署表」によれば³⁾、柴崎芳太郎は三角科第四班に属し、岩代(福島県)・越後(新潟県)地方の三四等三角測量を担当していた。その出発日は、「本年度ノ作業ニ付基線測量一等、二等、三四等三角測量及ビ一等二等水準測量臨時務ノ諸氏ハ左ノ如ク東京出発

各受持地ニ向ハル」と書かれ⁴⁾、柴崎芳太郎の場合は、明治41年4月15日と記されている。また、その帰京は、「三角科ノ各班員ハ外業ヲ結了シ左記ノ通り帰京セラレタリ」とされ⁵⁾、帰京日は明治41年11月8日と書かれている。この約七か月間に柴崎測量官は、越後・岩代地方に47点の三角点を設置したようである。代表的な三等三角点を基準点閲覧システム(国土地理院)⁶⁾から選点日と観測日をみると表2のようになる。

また、この年の12月28日発行された三五会会報では⁷⁾、柴崎芳太郎の当時の住所は、東京市牛込区若松町百二番地とされている。話は前後するが明治41年の三五会会誌21号には⁸⁾、『「出張ニ於ケル見聞に就テ」』と題する柴崎芳太郎の報告が掲載されている(全文で約2,000字の報告)。その中には次のような興味深い記載がある。「然シナガラ是非申上度事ガ二ツアリ舛 其ノ一ハ 即チ如斯好機ヲ利用シテ我々測量掛ハ如何ニ艱苦シ欠乏ニ堪ヘ献身的国家事業ニ従事シテ居ルカヲ一般地方人ニ知ラシメタイト思ヒマシタガ奈何セン私ハ未だ経験モナク又自分ノ意思ヲ充分ニ発表スル事ノ出来ヌ愚者ナレバ為メニ遺憾ナガラ自分ノ思フ十分一モ新聞紙上ニ書き載セル事ノ出来ナカツタノハ実に残念デアリマシタ」と弁解しており、若き測量官が組織との板挟みの中で苦悩している姿が如実に分かる。

表2 代表的な三角点での選点・観測等の記録(表中の数字は月・日)

冠字番号	点 名	選 点	造 標	埋 標	観 測	20万図幅	5万図幅
景4	一本松	4.16			7.1	新潟	野沢
景2	風越山	4.26		5.5	7.7	新潟	野沢
景3	利田	4.26	5.8		7.7	新潟	野沢
景5	神ヶ峰	4.28	5.24		7.21	新潟	野沢
景9	鳥屋	4.29	5.23		7.24	新潟	大日岳
景2	夏井	5.1	5.7		7.8	新潟	野沢
景12	松尾	5.1			6.28	新潟	野沢
景11	糠塚	5.1			6.28	新潟	野沢
景13	青坂	5.2			7.28	新潟	野沢
景17	戸屋	5.7	7.25		9.23	新潟	野沢
景24	舟久保	5.17	6.3		8.30	新潟	野沢
景25	天満	5.18				新潟	御神楽岳
景26	長畑山	5.19	6.12		8.20	新潟	御神楽岳
景40	大舟山	5.19				新潟	御神楽岳
景30	砂ヶ谷	5.20	7.19		9.18	新潟	御神楽岳
景28	蛇脱	5.21	7.23		9.22	新潟	野沢
景33	二倉	5.22	6.20		8.27	新潟	御神楽岳
景27	西山	5.22	7.23		9.22	新潟	御神楽岳
景37	芹田	5.25	6.15		9.2	新潟	御神楽岳
景36	小瀬沢	5.25	6.25		9.8	新潟	御神楽岳
景31	善入山	5.27	6.27		7.3	新潟	御神楽岳
景44	柏木	6.5	7.23		9.20	新潟	野沢
景43	滝ノ花	6.20	7.21		9.22	新潟	野沢

3.2 1909(明治42)年 羽前・羽後地方の測量

1909(明治42)年の「明治四十二年度三角科作業部署表」をみる⁹⁾と、三角科第四班に属し、測量手としては中堅ないしはやや上位に名前が記されている。この年は羽前(山形県)・羽後(秋田県)・陸前(宮城県)・陸中(岩手県)が第四班の担当地域であり、柴崎芳太郎は羽前・羽後を担当し、三等三角点を38点設置したようである。4月上旬に出発し、10月下旬が帰京予定であり、実際の帰京日は、三五会会報によれば「三角科第四五班ノ各員ハ外業完成シ左記ノ如ク帰京セラル」と書かれ¹⁰⁾、10月13日に帰京した。秋田県雄勝郡院内町大字下院内の常盤館を根宿として測量作業に従事していた¹¹⁾。柴崎芳太郎は出張先での見聞をまとめた紀行文を執筆し、三五会会報にしばしば掲載している。この出張の場合にも『院内の銀山に就いて』と題する紀行文を執筆している¹²⁾。20字×22行を1段とする上下2段組みで1頁からなる報告で、全体が6頁(全5,000字を超える)に及ぶものであり、門外漢であるとは思えない極めて専門的な論述や文章作法には驚くばかりである。

また、明治42年の三五会会報33号には、『剣山ニテ獲タル錫杖ニ就テノ考証』と題する報告を掲載している¹³⁾。この報告は全文が約1,700字からなるもので、錫杖の来歴や鑑定した考古学者で東京大学教授の坪井正五郎博士の研究結果から報告している。錫杖が弘法大師以後のものである公算が強いことを記している。

柴崎芳太郎は、1909(明治42)年には住所を東京市豊多摩郡大久保大字西大久保百六番地に変更したことが、三五会会報第41号に記載されている¹⁴⁾。

3.3 1910(明治43)年陸前地方の測量

1910(明治43)年の三五会会報第44号附録にある「明治43年度三角科作業部署表」によれば¹⁵⁾、柴崎

芳太郎は三角科第四班に属し、測量手として第二位に名前が記され、陸前(宮城県)・陸中(岩手県)の三四三角測量を担当した。4月上旬に出発、10月中旬に帰京予定であった。柴崎芳太郎は陸前を中心に三等三角点41点を設置したようである。

このように、剣岳測量登山を終えて以降、柴崎芳太郎は明治41年～43年までの三年間は越後・岩代・羽前・羽後・陸前などの三等三角測量に従事する日々であった。

4. 北海道地方の二等三角測量の日々

(1912(明治45、大正元)年～1913(大正2)年)

1912(明治45)年は、7月30日に明治天皇崩御により年号が大正となった。この年の3月14日に「部内ニ学術研究及弔恤共済ヲ目的トスル会ヲ設クル為メ各科代表員会」が開かれ、4月2日に会名を三交会として会則を発表するとともに入会勧誘の書面を頒布した¹⁶⁾。そして、4月11日に各科において選挙により三交会評議員が選出され、柴崎芳太郎は三角科の評議員の一人として選出された。以降、「三五会会報」に替わり「三交会誌」*^{*)}となった。

柴崎芳太郎は、1912年(明治45年、同年7月30日からは大正1年)からは北海道の北見・天塩地方の二等三角測量に従事し、二等三角点を17点設置したようである。1912年に設置した二等三角点の代表的なものを表3に示す。同年4月28日には名寄地方の下川町に二等三角点「珊瑚山」を選点し、5月中旬から下旬にかけて下川町に東接する西興部村、興部村に二等三角点(「岩山」、「大勝露古」、「班溪山」、「中興山」、「沙玖留」、「札滑岳」など)を選点した。これらの観測は概ね10月下旬には終了させたようで、二等三角点「片溪」の観測が10月27日であったことが点の記に記載されている。

翌年の1913(大正2)年には、十勝・日高地方の二

表3 代表的な三角点での選点・観測等の記録(1912年、表中の数字は月・日)

冠字番号	点名	選点	造標	埋標	観測	20万図幅	5万図幅
景3	珊瑚山	4.28		7.8		名寄	サンル
景4	一ノ沢	4.29		6.24		名寄	サンル
景2	下川	5.6	6.17	10.16	10.17	名寄	下川
景9	片溪	5.12	6.19	10.17	10.27	名寄	下川
景10	岩山	5.16	6.5		9.26	名寄	上興部
景11	大勝露古	5.17	6.15		8.21	名寄	西興部
景12	班溪山	5.22	9.18		9.20	名寄	上興部
景13	中興山	5.23		8.24	8.28	名寄	上興部
景15	沙玖留	5.25	9.8			名寄	西興部
景16	札滑岳	5.28		8.19	8.19	名寄	西興部

等三角測量に従事した。襟裳岬に近い浦河地方の様似町附近から作業を開始したようで、様似町では4月16日に二等三角点「金山」、17日には「様似」を選点した。さらに様似町に隣接する浦河町、三石町など日高山脈の西側地域の二等三角測量を実施した。最も遅い時期が二等三角点「天狗山」(三石町)での観測であり、その点の記によれば9月24日であった。

柴崎芳太郎は、1913(大正2)年7月の三交会誌第2号に『「アイヌ」ノ伝説』という紀行文を載せている¹⁷⁾。その冒頭には「去ル三月偕行社ニ於テ開催セラレタル三五会ノ講演会ニテ喜田文学博士ノナサレタル「アイヌ」族ノ沿革ヲ拝聴セル予ハ今「アイヌ」ノ本場タル北海道日高ニ在リテ「アイヌ」に就テノ珍説ヲ聞キ其レカ博士ノ御説ト符合セルヤニ感セラルルママ余白ヲ借リテ記述センニ」と書かれ、以前と同様に作業地での伝承等をこのように小まめに三交会誌に投稿していた。

5. 二三等三角改測の日々(1914(大正3)年)

1914(大正3)年の「大正三年度作業部署表」によれば¹⁸⁾、柴崎芳太郎は長らく所属していた三角科第四班を離れ、第三班となり、二等、三等三角改測を担当した。この時の測量師の欄には、後年、日本の写真測量の草分けとなる木本氏房が工兵中尉として名を連ねている。4月18日の三角科命課によれば¹⁹⁾、「第三班附計算掛ヲ免シ第一班附二三等三角改測掛ヲ命ス」とされ、柴崎芳太郎は三角科第一班に配属となった。さらに同日に「二、三等三角改測ノ為愛知、三重、岐阜、滋賀四県下へ出張ヲ命ズ」と下命された²⁰⁾。岐阜県不破郡垂井町扇屋方を根宿に二三等三角改測作業を実施した。

柴崎芳太郎はこの間、関ヶ原の戦いのあった古戦場が改測地域のほぼ中心に位置していたため、三交会誌第11号に『関ヶ原の古戦場』と題する紀行文を発表した²¹⁾。主要な三角点と東西両軍の武将たちの陣地と関係づけて関ヶ原附近の地勢を記載しているところには測量官らしさを感じる。

さらに、『関ヶ原の古戦場』は三交会誌第14号²²⁾、翌1915(大正4)年の三交会誌第17号²³⁾まで続いた。これらの三報は延べ10,000字に及ぶ報告であり、関ヶ原合戦の端緒、東西両軍の開戦、東西両軍の配備、などが書かれている。三交会誌第17号の文末には、「尚ほ終りに臨み関ヶ原を見ての所感を聊か記述せんと欲すれ共、目下公務多忙なると荆妻永らく病床にあり、筆を取るの余暇なきを以て之を後日

に譲らんとす。(二月上旬稿)」と書かれ、柴崎芳太郎の家庭内の苦悩が分かる。

6. 千島択捉島測量の日々(1915(大正4)年)

三交会誌第15号によれば²⁴⁾、同年3月19日に給五級になっている。三交会誌第18号の「大正四年度作業部署表」によれば²⁵⁾、柴崎芳太郎は三角科第二班に配属された。第二班は和田清造工兵少佐を班長に、山田又市測量師を筆頭に一等三角測量の観測を主とし、台湾及び北海道を担当した。三交会誌第19号によれば²⁶⁾、4月19日に「右一等三角測量ノ為北海道へ出発ヲ命ズ」の下命を受けている。この時は千島択捉島での一等三角測量であったようで、三交会誌第20号に『五月二十三日柴崎芳太郎君択捉通信』と題する短報が掲載されている²⁷⁾。

この択捉通信によれば、1915(大正4)年1月1日より海底電線が切断したため7月以降でなければ再通できそうにないことが書かれている。さらに「…二十日(1915年5月20日)根宿地内保村出発阿登佐山々麓幕営翌二十一日漸く山頂測站到着致候登山以来毎日降雨或は降雪のみにて作業中は日中と雖も手足凍瘃を感じ申候山上は残雪尚深し而して地下五六寸以下は全部凍結鐵石より猶硬く造樑穴堀作業に諸種の手段を盡し居候云々」と書かれている。三交会誌第22号には²⁸⁾、「八月一日柴崎芳太郎君択捉通信」が掲載された。そこには、択捉島の気象、海産物、本島開発が植原角兵衛により明治26年に鮭鱒の人工孵化場の建設にあり、その後三井物産、園田商店が受け継ぎ今日に至っていることを記載している。また、「…目下作業地ノ単冠湾ハ本島東海岸に於ケル無二ノ良港ニシテ殊ニ不凍港ナルカ故ニ、…」と書かれ、この時点では単冠湾周辺を測量していたことが分かる。さらに、三交会誌第25号、同誌第26号(大正5)には、『千島択捉島ノ近状』が掲載され^{29) 30)}、択捉島の港湾、冬季間の交通杜絶の件、水産講習所の必要性、水産物中の特産、余談などが書かれている。三交会誌第25号の彙報によれば³¹⁾、「伊藤測量師、柴崎測量手ハ一等三角測量ノ為、又山敷測量手ハ一等水準測量ノ為千島国地方へ出張中ノ処十一月十日帰京」と記載され、約7か月間の択捉島での一等三角測量作業から戻った。

なお、千島地方の五万分一基本測図は明治45年に千島北端の占守島から着手し、逐次南下して大正6年まで継続実施された。大正7年から四年間は中断されたが大正11年までに国後、択捉、色丹その他

の諸島を測図し、全域103面の測図を完了した³²⁾。

7. 再び北海道での二等三角測量の日々

(1916(大正5)年)

1916(大正5)年の三交会誌第28号をみると³³⁾、柴崎芳太郎は三角科第三班に所属し、石井英橘工兵大尉を班長し、北海道方面の二等三角測量を担当する。第三班には木本氏房工兵大尉も所属していた。柴崎芳太郎は再び北海道の二等三角測量作業に従事し、石狩・北見地方の二等三角点を11点設置したようである。北見地方の上川町や白滝村などで二等三角測量を実施し、4月23日には有明山に二等三角点を選点した。また、その観測は8月29日と点の記に記載されている。三交会誌第33号によれば³⁴⁾、「田邊、柴崎両測量手ハ二、三等三角測量ノ為第七師管下へ出張中ノ処田邊測量手ハ十月六日柴崎測量手ハ同十二日何レモ帰京」と記されている。

おわりに

以上が1907(明治40)年の剣岳測量登山以降の柴崎芳太郎の足跡であり、概ね34～42歳までの壮年期の時代であった。この期間には、三角科第四班に所属して三・四等三角測量から第二班や第三班での二・三等三角測量、一等三角測量などの作業に従事した。その間には二・三等三角点の改測も担当した。水準測量は経験しなかったものの1916(大正5)年時点で三角測量に関して体系的に経験していたものと考えられる。1917(大正6)年を機に、柴崎芳太郎は満洲やシベリアなどの外邦測量の日々を迎えることになる。

本稿でも紹介してきたように柴崎芳太郎は数多くの紀行文などを残している。その多くは、三五会会報や三交会誌などに掲載されていたため一般には目に触れられることは少なかったが、それらの文章を詳細にみると、大変な文筆家であったことがよく分かる。とくに、出張先の紀行文が多く残っているのは、出張先では、その土地の協力を得るためにその地方の見聞を広めることに努めた結果であろう。柴崎芳太郎は機会をとらえては学校や青年会などで測量の重要性、三角点の維持保全の必要性、地図の話、登山の知識普及などについて講演したようである³⁵⁾。また、1912(明治44)年5月には日本山岳会第四回大会で「山岳と三角測量の関係」という題で講演もしている。

それからの柴崎芳太郎、その前半は中部地方以北の国内測量の日々であり、遠く択捉島まで及ぶ測量

作業であった。ここでは紹介しないが、その後半は満洲(中国東北部)、蒙古、シベリア、そして台湾の外邦測量に明け暮れる日々であった。

なお、本稿作成にあたり、数多くの資料のご提供を頂きました国土交通省国土地理院総務部広報広聴室日谷仁英室長並びに平井英明地図測量広報相談官には厚くお礼申し上げます。

[補足説明]

*) 三五会会報：陸地測量部三角科三五会発行の月刊誌、陸地測量部三角科職員の交誼を保持し知識の交換を図るために明治三十五年四月に三五会が結成され、その機関誌として「三五会誌」が発行され、後に『三五会会報』と変更された。

**) 三交会誌：陸地測量部三交会発行の月刊誌、三五会会報が三角科のみの会誌であったため、さらに取り扱う範囲を拡大し、陸地測量部の三角科・地形科・製図科の三科の総合的研究親睦会「三交会」の機関誌として『三交会誌』が発行された。大正2年から同12年まで発行され、陸地測量部始まって以来の部報であった。

[参考文献]

- 1) 陸地測量部三角科三五会：三五会会報第11号附録
- 2) 富山日報(1907(明治40)年8月5～6日)：剣山攀登冒険談(上)
- 3) 陸地測量部三角科三五会：三五会会報第21号附録
- 4) 陸地測量部三角科三五会：彙報，三五会会報第22号，pp.21
- 5) 陸地測量部三角科三五会：彙報，三五会会報第28号，pp.121
- 6) 国土地理院HP：基準点閲覧システム
- 7) 陸地測量部三角科三五会：三五会会報第28号，pp.135
- 8) 柴崎芳太郎(1908.3)：出張地ニ於ケル見聞ニ就イテ，三五会会報第21号，pp.13-16
- 9) 陸地測量部三角科三五会：三五会会報第33号附録
- 10) 陸地測量部三角科三五会：彙報，三五会会報第40号，pp.173
- 11) 陸地測量部三角科三五会：三五会会報第34号，pp.79
- 12) 柴崎芳太郎(1909.7)：院内の銀山に就て，三五会会報第36号，pp.108-114
- 13) 柴崎芳太郎(1909)：剣山ニテ獲タル錫杖ニ就テ

- ノ考証, 三五会会報第33号 pp.53-55
- 14) 陸地測量部三角科三五会: 三五会会報第41号, pp.17
- 15) 陸地測量部三角科三五会: 三五会会報第44号附録
- 16) 陸地測量部三交会: 会報, 三交会誌第1号, pp.40
- 17) 柴崎芳太郎(1913): 「アイヌ」ノ伝説, 三交会誌第4号, pp.39-40
- 18) 陸地測量部三交会: 三交会誌第8号, pp.50-53
- 19) 陸地測量部三交会: 三交会誌第9号, pp.46
- 20) 陸地測量部三交会: 三交会誌第9号, pp.45
- 21) 柴崎芳太郎(1914): 関ヶ原の古戦場, 三交会誌第11号, pp.16-19
- 22) 柴崎芳太郎(1914): 関ヶ原の古戦場, 三交会誌第14号, pp.36-42
- 23) 柴崎芳太郎(1915): 関ヶ原の古戦場(続き), 三交会誌第17号, pp.81-82
- 24) 陸地測量部三交会: 三交会誌第15号, pp.33
- 25) 陸地測量部三交会: 三交会誌第18号, pp.132
- 26) 陸地測量部三交会: 三交会誌第19号, pp.191
- 27) 陸地測量部三交会: 三交会誌第20号, pp.230
- 28) 陸地測量部三交会: 三交会誌第22号, pp.345
- 29) 柴崎芳太郎(1915): 千島択捉ノ近状, 三交会誌第25号, pp.477-478
- 30) 柴崎芳太郎(1916): 千島択捉ノ近状(前号ノ続き), 三交会誌第26号, pp.40-41
- 31) 陸地測量部三交会: 彙報, 三交会誌第25号, pp.492
- 32) 測量・地図百年史編集委員会(1970): 測量・地図百年史, 第I編通史, 第4章現代, 第4節沖縄・北方諸島および千島の測量, pp.68-69, (社)日本測量協会
- 33) 陸地測量部三交会: 三交会誌第28号, pp.174
- 34) 陸地測量部三交会: 三交会誌第33号, pp.461
- 35) 柴崎芳博(1979): 一測量官の生涯—柴崎芳太郎伝—, 国土地理院広報第129号(1979.3.15), pp.3-7.
- 36) 測量・地図百年史編集委員会(1970): 測量・地図百年史, 第V編行政・研究・関連事業, 第3章研究, 第3節研究報告物, pp.528-529, (社)日本測量協会

[新田次郎原作 小説『劔岳<点の記>』(文春文庫)のあらすじ]

参謀本部陸地測量部は、1890(明治23)年から五万分一地形図による全国整備を開始したが、日露戦争直後の1906(明治39)年の時点では北アルプス劔岳一帯は五万分一地形図の空白地帯であった。劔岳は人跡未踏であり、決して登ってはならない山と恐れられていた。陸地測量部は地形図空白地帯を埋めるべく、劔岳一帯の三角測量とそのための三等三角点埋設、劔岳山頂への三等三角点の埋設などを若き測量官柴崎芳太郎に厳命した。発足間もない山岳会よりも先に劔岳に登頂しなければならない。難難辛苦の末、ようやく1907(明治40)年7月に劔岳登頂に成功するが、その山頂には古代山岳宗教の遺物(錫杖と劔の穂先)などが発見され、人跡未踏の山ではなかったことが判明する。加えて、三等三角点の設置は地形条件等から困難となり、やむなく四等三角点の觚標を設置した。当時は、四等三角点は補助的で臨時的なもので永久施設でないため、「点の記」(基準点に関する内容を明示した記録簿)は作られなかった。このように柴崎測量隊は、辛酸を舐めた劔岳登頂であったが、陸地測量部上層部からは身勝手に低い評価を受け、それを知りながらも本務である劔岳およびその周辺の測量を粛々と進めていった。この小説は、逆境(困難を極めた劔岳登頂のみではなく組織上層部からの不評なども含む)に耐え、真摯に測量の本務を真つ当する姿を賞賛し、限界に挑戦するとは何かを私たちに問いかけているようである。なお、この小説を原作とした映画『劔岳 点の記』(東映)が6月20日より全国でロードショーが始まる。

[筆者紹介]

瀬戸島 政博(せとじま まさひろ)、1950年生、東京都出身
現在、(社)日本測量協会理事、東京大学生産技術研究所研究員、東京農工大学農学部非常勤講師
2002.4—2004.6 東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター客員教授
博士(工学)、博士(芸術工学)、技術士(7技術部門9技術士)、空間情報総括監理技術者、測量士
スペシャリストの会(空間情報総括監理技術者の会)会長



世界遺産候補地

The Site proposed for the World Heritage Site

世界に誇る四国八十八箇所霊場 及び遍路道

徳島県土地家屋調査士会 副会長 山本 達夫

私は、平成19年に、四国八十八箇所霊場四国別格二十霊場を巡拝し、とても素晴らしく、心洗われる思いがしましたと、徳島会の平成21年1月の会報に「四国88ヶ所霊場、四国別格20霊場遍路旅」として投稿させていただきました。その縁もあって联合会報に投稿することになりました。皆さんは「四国八十八箇所霊場」をご存知でしょうか？西国三十三箇所霊場も荘厳で素晴らしいですが、四国八十八箇所霊場は其れにも劣らず素晴らしいと思いますし、今、正に世界遺産に登録するに値すると思います、登録に向けて四国四県上げてその運動を展開している最中であり、そこで四国の貴重な遺産である『四国八十八箇所霊場及び遍路道』について、少しでも会員の皆さんに紹介できればと思います投稿することに決めました。そもそも「四国八十八箇所」とは、弘法大師空海が開いた霊場です。大師が42歳の頃弘仁6年(815)に開創されたと伝えられています。八十八箇所の霊場が固定したのは室町末期から江戸初期にかけてで



家族みんなで出発だ
第1番札所 霊山寺にて

四国八十八箇所 霊場 Map



あろうといわれています。日本の各種の巡礼の中で、四国八十八箇所霊場を巡る巡礼を特に「遍路」といい、その巡礼者そのものも遍路(お遍路さん)ということがあります。

「四国遍路」は、その八十八箇所霊場(お寺)を巡る旅です。昔は世捨ての旅として知られ、全行程1,400 kmにもおよぶ厳しい道のりの四国八十八箇所巡りであり、かつてのお遍路は、家内安全・病氣平癒・先祖供養など、現世や将来を願う祈りの旅でした。近年では、信仰によるもの以外に、健康のため、ストレス解消のため、自分自身を見つめ直すため、観光としてなど、さまざまな目的で巡られています。

四国八十八箇所霊場は、阿波の国「徳島 発心の道場(第1番から第23番まで)」、土佐の国「高知 修行の道場(第24番から第39番)」、伊予の国「愛媛 菩提の道場(第40番から第65番)」、讃岐「香川 涅槃

の道場(第66番から第88番まで)」の八十八箇所を指します。八十八という数字は、八十八の煩惱に由来するとか「米」の字を分解したことによるとか、あるいは男42、女33、子供13の厄年を合わせたものとかいわれていますが、いずれにしても、四国霊場を八十八箇所巡ることによって煩惱が消え、願いが叶うとされています。また、遍路道とは、四国霊場において霊場間を繋ぎ巡礼の「おへんろさん」が歩く道をいうとされています。四国八十八箇所の札所(お寺)間だけでなく、四国別格二十霊場や四国曼荼羅霊場、四国三十三観音霊場その他の番外霊場へ繋がる道も含まれます。狭義には「歩き」でしか通れない道と呼ぶことがあります。

さあ、前置きや、難しい話はこれくらいにして、いよいよ皆さんと巡礼の旅に出ます。霊場の巡り方は、お遍路でお参りすることを



結願の札所 大窪寺です。



一心にお祈りするお遍路さん。

「打つ」といい、八十八箇所の霊場を巡る順番に決まりはありませんが「順打ち」といって1番札所から番号順に四国を時計回りに巡拝するのが一般的で、「逆打ち」といって88番札所から番号の逆に四国を反時計回りに巡拝する方法もあり、順打ちよりも功德があるとされています。また、お遍路道具と服装に関しては、特に決まりはありません。お遍路さんのトレードマークでもある白装束に身を包んだ正式な巡拝姿の方もいれば、簡略化した遍路姿の方もいます。また、巡拝していますと時々「お接待」をうけます。「お接待」とは、お遍路の道中、地元の人が食べ物や飲み物などをくださったり、一夜の宿を提供してくださる風習です。「お接待」をいただいたときは「南無大師遍照金剛」の宝号を三度唱え、納札を手渡ししましょう。「お接待」は、お遍路に対しての布施行として功德を積むことができ、「自分に代わってお参りしてほしい」という代参の意味も込めた無償の行為なので、申し出られた際は断らないのが通常のマナーです。さて、いよいよ、巡拝の始まりです、参拝の仕方は、順打ちであれば、第1番札所^{りょうぜんじ}霊山寺から始まり88番札所大窪寺までの道中です。まず、仁王門で一礼し、手

水を使って口をすすぎ、手を洗い身を清め、鐘楼で鐘をつき、本堂で納札箱に納札し、灯明、線香をあげ、お賽銭を納めた後、ご本尊に、お経を唱えます。続いて太師堂に向い、上記と同じように礼拝、お経を唱えます。それが終わると、納経所で納経帳に寺号、御本尊名を書いていただき朱印を押してもらうとともに、同様に納経軸に朱印を押してもらい、霊山寺の帰りには仁王門から本堂に向けて一礼し、いよいよ巡礼の旅の始まりであり、そして、最後に88番札所^{けちがん}大窪寺を巡拝すれば結願であり、結願とは、八十八箇寺をすべて巡拝し終えることであり、1番「霊山寺」から順に打っていき、88番「大窪寺」が結願の寺となります。また、お遍路の廻り方は自由なので、最後の巡拝を終えた寺がその人にとって結願寺となります。また最後に八十八箇所全てを巡拝

し、高野山金剛峯寺奥之院にお礼参りとして参拝することを満願といいます。ある人の遍路体験記を読んでみると、「公私共にいろいろなことがあり、自分を見つめ直す機会として、何としても最後までやりとげようという決意で望みました。歩き遍路が大変なことは、本で読んで覚悟はしていましたが、遍路道は想像以上にアップダウンが激しい道のりでした。道中で「なぜお寺は山の上ばかりにあるんだ。」「もう止めてしまおうか。」などと思うことも度々ありました。しかし、空や海の青さ、山の澄んだ空気、長閑な田園風景など四国の自然の素晴らしさに癒され、他のお遍路さんとの挨拶や会話、地元の方々の心温まるお接待に元気づけられ、結願することができました。今回の巡礼は沢山の人の温かさに触れ「感謝の心」「思いやりの心」「人を敬う心」「忍耐強さ」など、人として大切なものは何なのかが少し分かった気がします。また、今までどれだけ自分中心に物事を考えていたかに気付くことができました。道中で出会った方々に「あなたの年齢で遍路を体験することはとても貴重ですよ。」と言われた時は「へえ、そおなんですか。」ぐらいにしか思って



同行二人
みんな、なにを思いつくか遍路道



お遍路さんが被る
菅笠(菅笠・網代笠・遍路笠)です。



遍路道の一部を舗装した階段で、
お遍路さんに話しかける野崎さん。

なかったのですが、今ではその意味がよく分かります。私にとって本当にいい経験となりました。」と述べています。ああ、お大師様は

一本の金剛杖によって常に遍路を見守り、あるときは咎め、またある時は救いの手を差し伸べ、八十八箇所の結願へと導いてくださるのである。お大師様はいつの時代にも遍路の心の中に生きておられるといえましょう。最後に、今「四国霊場八十八箇所と遍路道の文化的景観」をユネスコ世界遺産登録の実現に向けて四国四県の行政や財界及び住民がひとつになって、世界遺産登録への運動が高まっています。私も素晴らしい

ことだと思いますし、現に登録実現に向けての遍路道周辺のゴミ掃除をしたり、遍路道をボランティアで補修修理している方が沢山おられます。どうか世界に誇れる四国霊場八十八箇所と遍路道が世界遺産に登録されますよう切に希望いたしますし、いつまでも素晴らしい景観を維持し続けていけるよう皆さんで努力していこうではありませんか。

合掌

カダストラル・スタディーズ

第6回国際地籍シンポジウム 論文紹介Ⅳ

「第6回国際地籍シンポジウムin韓国(10月8-9日開催)」の第3分科会「LIS/GIS」で発表された論文を紹介いたします。

ICT時代における地籍情報 及び関連組織の再構築

上田 忠勝

滋賀県土地家屋調査士会[日本]

はじめに

筆者は、土地家屋調査士という資格業を営んでいる。依頼を受けた不動産の調査・測量を行い法務局へ登記申請を行うという仕事であるが、20数年の経験を重ねていく内に、技術・法律・組織など全てのフレームワークが変革期にあることを感じるようになった。そういった体験と現地の視点からこれからの地籍のありかたについて考えてみたい。

1. 日本における地籍整備の推移

(1) 地租改正による国土基盤情報の生成

日本における現代地籍の基礎は、明治初期(1873～1881年)の地租改正事業による成果とするのが一般的な考え方である。この事業は、明治新政府の税制改革であり、事業に際して、各土地の調査(地番、地目、地積、所有者等)が行われた。その手法は、官の主導により土地所有者や地域代表者がその作業を行うというもので、ごく短期間で全国一斉に施行された。この事業成果により、一筆地毎の地番設定がなされ、土地区画が明確となり、近代的な土地所有権が確立したとされている。その後数次の地図再調整事業が行われたが、これら明治期に行われた一連の地租改正事業により作製された地図は、その後の税制改革等により、当初の収税庁から税務署へ、そして現在の法務局に移管され、いわゆる[公図]となり、登記簿の附属地図として土地の配列、位置関係を示す原点資料としての位置づけを持つこととなる。

(2) 不動産登記法第17条地図(現行法では第14条)と地籍調査事業の実施

明治期における地籍基盤整備を機縁として、経済発展を続けてきた日本経済であるが、戦争により大

きなダメージを受け、様々な復興政策を余儀なくされた。政府は、疲弊した経済を立て直すためには、国土資源を高度に利用することが必要であるとし、国土調査法を制定(1951年)、全国で地籍調査事業を行い明治期の調査資料に対して、より正確な資料作成を求めることとなった。この事業は、国及び都道府県の予算援助を受けた地方自治体により施行され、図根点測量成果による地図作製や一筆毎の筆界線を確認することなど資料作成工程の高度化が図られている。この制度制定により、いわゆる戦後の地図再整備事業が始まったと考えることができる。

一方、地図を管理する法務局側の政策としては、1960年不動産登記法を改正、同法17条に地図を備える規定を整備し、公図については地図に準ずる図面という位置づけで、法17条地図が整備されるまでの期間における暫定的な資料として扱われることとなった。1962年からは、前述の再整備事業における成果を法17条地図として取り扱うことが規定されている。また、法務局においても法17条地図整備事業に着手、年間1～2km²の範囲での地図再製事業が行われてきた。その他の措置として、日々の経済活動から産まれる不動産に関する更新情報について、対象土地所有者からの申請代理人制度を構築、1960年に土地家屋調査士法・司法書士法を制定、不動産登記手続実務を民間資格者にアウトソーシングした。土地家屋調査士は、不動産の物理的状況を表す登記簿表題部情報について、その変更事項を申請人に代理して行うことを業とする資格者である。その後数次の法整備がなされ、土地の表示、分筆、地積更正・変更等の登記手続きには、その更新情報として、一筆地の状況を明確にした[地積測量図]の添付が義務づけられることとなった。

2. 地籍再整備の現状と問題

(1) 地図再整備事業におけるパラドックス

戦後、地籍の高度化を図るために地図再整備を始めて以降、約60年の時間が流れた。その間、法改正により同法14条の規定となった地図について、

現時点において国土の約60%近くが法14条地図として指定されているが残りは未整備のままであるとされている。(資料1)

また、地籍調査の進捗率は約48%となっており、期待されていた都市部における進捗率は約20%という状況である。(資料2)この結果については諸般の原因が考えられるが、一般的に、作業に従事する自治体における①事業に対する認識度が低いこと②作業体制・人員確保が難しいこと③予算確保が難しいこと、という問題と所有者の権利意識向上を起因として④境界確認に時間がかかること、などの理由が挙げられている。

一般的に、全国土の調査完了には、50～100年の作業機関を要するであろうとの予測がなされているようである。しかし、そういった長期の時間経過は、他の場面において思わぬ作用を及ぼすこととなる。

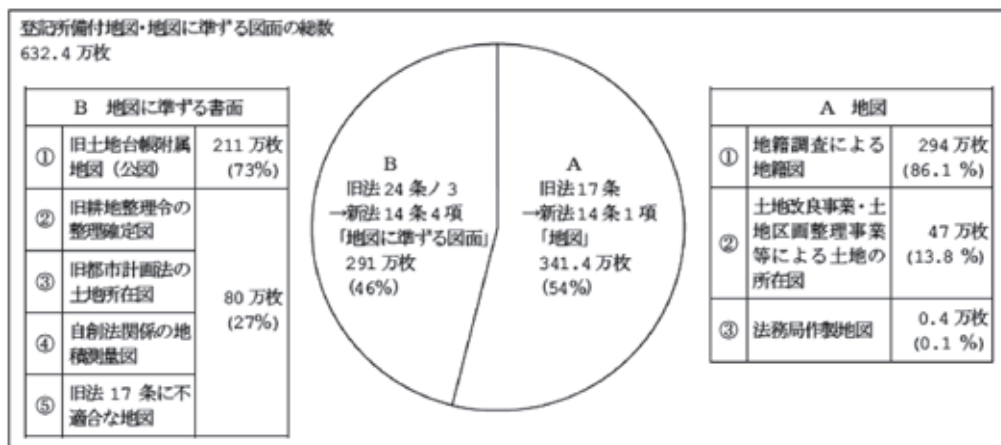
特に技術面における事象を取り上げると、平成15年までは旧測地系による座標法、平成15年～現在までは世界測地系による座標法により作製されており、同じ不動産登記法第14条第1項地図でありながら、事業年度によりそれぞれ異なる測量基準を採用するという事態が生じている。また、確定測量作業における技術的要素についても平板測量による

図解法、トータルステーション、衛星測位等、時代における推移があり、それぞれの作業において混在しているが、成果においてそれらの要素の違いを確認することはできない。社会の成長と技術の進化は、このように様々な要素において、時代を超えて成果の品質格差を生むこととなる。全国的には、既に法14条地図となったエリアにおいて[再々調査]を求める声もあるとのことである。そもそも、明治初期に作られたデータについて、技術的、精度的な問題から再整備することとなったにも関わらず、作られた地図は次世代の価値観により、更なる整備を行わなければならない状況を招いている。これから先、どのような社会の進化があるのか一概にはいえないが、完成まで100年余を必要とされる事業体系は、同じ事態を繰り返すこととなり、自ら終わらなき道に迷い込むに等しいのである。

ここでは、地図再整備の大きな問題点として、⑤境界確認作業の難易度が地図の完成度を落とすこと⑥時間の経過により既存の成果が価値を失うこと、の2点を挙げておく。

(2) 地図再整備事業の攻めと守り

前項まで、地籍調査事業の推移と、再整備事業の



(資料1) 登記所備付地図・地図に準ずる図面の内訳(平成15年度資料)

地籍調査の進捗率	調査対象地域 km ²	19年度末実績 km ²	進捗率 %
全 体	286,200	136,932	48
DID (人口集中地区)	12,255	2,434	20
宅 地	17,793	8,918	50
農 地	72,058	50,485	70
林 地	184,094	75,095	41

(資料2) 地籍調査の進捗率(平成19年度資料)

状況、問題点について言及してきたが、ここでは実社会における現象に視点を向けてみたい。特に注目したい点は、土地利用の高度化を図るため始まった地図再整備について、都市部進捗率20%という状況でありながら、首都圏では世界レベルの都市化が進み、不動産取引の増加、地価の高騰、バブル経済(そして崩壊)などが現実起こっているという事実についてである。

日本の高度成長期を支えた不動産流通は、その取引対象となった物件について、土地所有者から詳細な更新情報を提出するという手法でその価値を安定させてきた。統計では、地積測量図の添付を必要とする登記申請の約97%が資格者代理人であるとされている。このことは不動産の流通や高度利用について、精密な位置情報を持つ地図の存在が絶対条件ではないということを示している。日本の制度は、更新情報の整備を専門家にアウトソーシングすることにより、その時代における最良の方法で生産される地図の更新情報を蓄積することを可能にした。情報更新が必要となった物件について、所有者から依頼を受けた専門家が境界を確認し、最新の技術により地積測量図を作製、登記の代理申請を行うという流れは、いわば「一筆地の地籍調査」と位置づけることができる。既存資料を閉鎖して新しい地図を作製するという「攻め」の地図再整備政策に平行して、既にある地図を基礎として展開する「守り」の地図政策が日々行われてきたと考えることができるのである。

(3) 平成地籍整備事業の推進と制度改革・技術革新

政府都市再生本部は、思うように進まない地籍調査事業について、「各省連携による地籍整備の推進計画」を策定、2004年から3年間で、国内のDID地区(人口集中地区)において地籍調査事業にかかる基礎調査を集团的に完了させ、同時に約100万点の都市再生街区基準点を設置した。いわゆる「平成地籍整備」と呼ばれる、この国家事業により、自治体による地籍調査事業行程が大きく緩和されることとなった。

2005年には不動産登記法を全面改正し、登記オンライン申請の仕組みを確立、同時に地図に関する諸規定も大幅に見直され、特にそれまで国民個々の登記申請に添付させていた「地積測量図」の作製について、土地筆界確認の厳格化(準則72条他)及び測量時における基本三角点等の使用の原則化(規則77条)を規定して、不動産登記法第14条地図の現地更新情報としての位置づけを明確にし、新たに導入された地図情報システムを活用した中長期的な視点で

の地図政策を打ち出している。2006年の不動産登記法第2次改正においては、一筆地における「筆界」の定義を明確にし、併せて国民の依頼により登記官が筆界を特定する「筆界特定制度」を制定、一筆地の調査を効率的に進めていくための仕組みを構築した。これら制度改正の背景には、コンピュータ社会への対応、高度情報化政策なども考慮されている。大規模エリアの地図再整備、更新情報による地図再整備という二つの側面を融合し、効率的な事業推進を模索するとともに、情報のデジタル化、共有化、共有化から産まれる新たな作業モデルの構築などが求められている。

3. 官民協働体制による持続的地図再整備事業の検討

(1) 問題点総括

これまで検討してきた地図に関する歴史的な事象を改めて考えてみると、現時点で全国様々なエリアにおいて異なる時代、異なる技術、異なる法律、異なる作業で作られた地図が混在しており、全体的な地図整備には何よりもスピードが重要であることを感じている。しかし、現在の情勢から全ての地域を数年で網羅するということは不可能であり、こういった事態をも包括したデータ生産、管理のシステム構築が必要である。下記に現行地図再整備システムの問題点を挙げる。

- ・全国土の地図整備は明治期に「完了」している。
- ・一定エリアの再整備(官主導)、もしくは一筆地の再整備(民主導)が行われてきた。
- ・現行システムにおいて全域の地図再整備完了まで100年以上の期日を要する。
- ・エリア及び一筆毎に品質の違う成果が混在している。
- ・時間経過による作業品質のばらつきは避けられない。
- ・デジタルデータへの移行が進められている。
- ・国家政策により、「基準点整備」「作業規則の高度化」「筆界確認の迅速化」が図られている。

以上、大まかな問題点を挙げてみた。これら問題点を考慮した上で、次世代地籍整備について検討していきたい。

(2) 現地更新情報を基盤とした地図情報管理の構築

① 地籍情報の時系列管理

まず、「地図再整備事業」について、全体的な事業の解釈が、「精度的に劣る地図を作り替える」というものであると思われるが、その視点が終わりにき地図作りを産むという矛盾点を指摘した。このことは、

古い地図を使えないものと位置づけ、新しい技術の地図に取って代わらせることを目的とする、いわば、「古い地図と新しい地図の対立構造」に問題があると考え。そもそもこの対立構造は、「紙」により描画される地図システムの持つ根源的な問題であり、技術的に違う地図として扱う以外に方法がなかったことが要因である。従って、デジタル化の場面でその問題点を解消することを検討してみたい。この点について、既に整備された地図については、「正しい」と位置づけ、「正しさのレベルに違いがある」とすれば、問題は解決する。測量精度、筆界情報、現地情報などの諸要素を構造化し、それぞれの要素についての品質評価を行うことにより、混在する地図群は時代を超えて共存することが可能になるだろう。既存データの利用者はその品質パラメータを確かめながら作業を行えばよく、また、それら品質評価データは再整備の必要な箇所を明確にすることができるので、持続的な品質管理システムともなりうるのである。

②官民協働による地籍情報の共有

現在、日本における地図再整備事業について、その実績をまとめると、国家事業により作られる地図成果年間約70万筆に対し、民間成果である地積測量図は約200万筆と推定されている。また、その作業にかかる予算を推定すると、国家事業については、約250億円の事業予算が組まれている。民間成果については、地域性もあり確実な数字ではないが、1件あたり平均25万円の費用と仮定すると、年間約5000億円の民間投資が地図整備に使われていると位置づけることができる。残念ながら、技術的(アナログ的)、組織的(官官・官民)の両側面の理由からその成果が融合することが実現できていないが、翻って考えれば、その情報の円環が実現すれば、年間実に20倍の成果が見込めることになる。NSDI法、全国的な基準点整備、不動産登記規則第77条による共通基準面で作製された地積測量図など、制度の後押しを受けた最新現地情報の共有化システムを官民協働で構築することにより、新時代の地図再整備事業として大きな成果を残すことが可能となるだろう。

③共通参照空間の構築とムービングマップシステム

現在、法務省、国土交通省において管理されている地籍関連情報については、大半がインターネットにより公開され、国民レベルでの共有化が進められている。しかし、現地は日々動いている。現在、そのリアルタイムな情報を共有する仕組みを構築し、

その共通参照空間において地積測量図を作製する過程情報の蓄積、共有を実験的に行っている。①で示した現地で行われている各種作業工程、筆界確認情報、既存資料などの解析要素と併せ、②の融合作業を含む全ての作業を共通空間で行うことにより、持続的に発展し続ける地籍情報データベースの構築が実現するのである。

LPMS [Location Points Management System]と名付けられたこのシステムは、点情報をその名称で管理し、それぞれの点を識別子として属性情報を管理する。位置データは階層管理され、[観測地を持たないモード][観測地を持つモード][観測地を複数持つモード]に分かれている。そのことにより、時代間の異なる作業データをコンピュータ内で棲み分けることが可能になる。まず、現存のアナログ地図を階層的に電子化し更新情報により新たな観測値が投入されることを待ち受ける。①により解析された情報より、[動きやすさのパラメータ]を各点に与えておけば、点は常により精度の高い位置へと移動し、情報の蓄積とともに精度の高い地図が持続的に作られていくことになるのである。

(3) 現地作業からの提案

- ・官民協働による情報管理体制の構築
- ・共通参照空間の構築
- ・行政による成果情報管理と情報生産者による過程情報管理
- ・リアルタイムな情報更新及び要素解析による品質評価・管理システムの構築

おわりに

～持続的に発展できる官民協働組織と共通参照システムの構築～

本稿では字数が限られているため、現行制度の問題点と現地業者からみた解決策の概要を駆け足で説明してきた。取り組みの最終目標は、[過去・現在・未来を繋ぐ地籍情報管理システムの構築]ということになるが、それは単なるコンピュータのシステム設計を指すのではなく、法務局、自治体、土地家屋調査士会といった、地籍情報に関わる全ての機関が協働しアイデアを出し、時代を超えて創り上げる持続的発展可能なシステムを思い描いている。LPMSの構築は現在進行中であり、官民協働組織の構築や超高密度エリアにおける測量精度等々について様々な実証実験を行っている。それら成果の紹介についてはまたの機会としたい。

カダストラル・スタディーズ

「第6回国際地籍シンポジウム in 韓国」を終えて

12月号から4回にわたって第6回国際地籍シンポジウムでの発表論文を紹介してきましたが、今月は、発表論文の傾向をあらためて整理するとともに、昨年6月にストックホルムで開催されたFIG（国際測量者連盟）作業週間2008のテクニカルセッションの様子も振り返りながら、国内における“地籍に関する研究会”の設立に向けて、今後の地籍学のあり方について少し考えてみたいと思います。

■第6回国際地籍シンポジウム発表論文の傾向

シンポジウムにおいて発表された論文の傾向をまとめたのが表1です。まず、分野について見てみると、日本は制度面に、台湾は技術面に重点を置いており、両国とも境界問題の解決方法、測量技術の精度、3D建物図面の利用など、焦点を絞った議論をする傾向があるという印象を受けました。これは、日本・台湾の発表者が実務家に徹しており、実務の一側面を掘り下げることに長けているということを反映しているのかもしれませんが、一方、韓国は、法律、政策、制度、技術など多方面から、地籍業務全般やシステム全貌といった比較的大きな枠組みに関する議論もしており、総合的な視点を持ち合わせているような感じがします。日本も、「会員力の結集」という日調連のモットーのもとで、多様な視点の会員が論文発表に手を挙げ、ますます豊かな議論ができるようになるといいなと思います。

次に、手法について見てみたいと思います。国際地籍シンポジウムは、地籍学および実務の進歩普及を図ることを目的として、各国の制度や技術に関する情報交換をするための場であるため、ほとんどの論文は事例紹介もしくは事例紹介に分析や提案を

加えたものでした。そのなかで、韓国の発表は、理論分析、文献整理、事例紹介などが織り交ぜられており、変化に富んでいたような感じがします。たとえば、第1分科会のDong-Hyun Lee氏による「韓国における地籍政策決定構造の変化とその展望」では、地籍業務に係わる政府組織の構造や連係について評価軸に基づいた分析がされており、評価軸の設定基準はともかく、実際の政策決定構造を理論的に分析しようとしているという点で、今後の研究の参考になるのではないかと思います。日本の発表も、土地家屋調査士ならではの実務に基づく事例紹介に加え、さまざまな手法で分析・評価を重ねていくことで、もう一步広がりが出てくるのかもしれませんが。

そのほか気になったことは、引用・参考文献を明記している論文が少なく、ある記述が筆者の主張なのか、それとも第三者の論説なのか、あるいは定説なのか、わかりにくいものがあったということです。今後ますます国際化・多角化が進むなかで、事情を知らない諸外国の人々や他業界の人々にも自国の地籍制度や地籍サービス業務を正しく伝えるためには、情報源を明記しておいたほうが親切かもしれません。それから、summaryやabstract（要旨）で始まりconclusion（結論）で終わるという形をとっ

表1 発表論文の傾向

発表国	分科会*	分 野	手 法
日 本	1	制度／境界問題	事例紹介
	1	制度／境界問題	事例紹介・分析
	2	制度／基準点整備	事例紹介
	3	技術／衛星測量・画像	実験検証・事例紹介
韓 国	3	制度／地籍整備	事例紹介
	1	組織・構造／地籍業務全般	理論分析
	1	法律／3次元境界	文献整理
	2	政策・制度／地籍測量	文献整理
台 湾	2	制度・技術／測位・システム	事例紹介・提案
	3	制度／土地情報システム	事例紹介・提案
	1	制度・技術／地籍調査・測量	事例紹介・実験検証
	2	技術／衛星測量	実験検証
	2	制度・技術／空中写真測量	事例紹介・実験検証
	3	制度・技術／3D建物情報	事例紹介
	3	制度／地理情報システム	事例紹介

*第1分科会「法律、制度、教育」、第2分科会「測量、測位」、第3分科会「LIS/GIS」

ていないものがあることも気になりました。論文のはじめに、どのような目的で、どのような方法を用いて、何を伝えたいのかということが簡潔に記されていたほうが、読み手にとっても書き手にとっても、著者の立ち位置が明確になり、今後の地籍のあり方あるいは土地家屋調査士の方向性を追究する上で役立つのではないのでしょうか。

■いま地籍学に期待されること

今回の国際地籍シンポジウムのテーマが「Big Stride to connect People to Space（人と空間とを結びつける大きな一歩）」であり、FIGの潮流と同様に、「地籍」を「人と空間を結びつけるもの」として捉えていることは11月号でも述べました。このことは、韓国が地籍に関する国際的動向をかなり意識しており、それを踏まえた上で自国の地籍制度を見直したり発展させたりしようとしていることの表れであるといえるのかもしれません。

実際、FIG作業週間2008のテクニカルセッションには、今回の国際地籍シンポジウムの主催者である大韓地籍公社から李星烈社長と2名の発表者が来ており、第7分科会（地籍と土地管理）・第3分科会（空間情報の管理）による「地籍情報サービス」のセッションにおいて、それぞれ、「ユビキタス都市経営に適した筆界情報のサービス手法に関する研究」、「都市施設管理のための地籍情報の利用に関する研究」について発表していました。ちなみに、テクニカルセッションには台北からも2名の発表者が来ており、第5分科会（測位と測定）による「構造モニタリング」のセッションにおいて、それぞれ、「3Dレーザースキャンによる建物安全性の効果的なモニタリング」、「構造変形に関する3Dレーザースキャンのデータ処理」について発表しました。台湾の場合は、

今回のシンポジウムの発表内容からも明らかなように、測位や3D情報といった技術面での発展に関心が集中しているのかもしれませんが。

FIGでは、測量・地籍業務が環境問題や貧困問題と密接な係わりをもっているとして、土地・測量専門家の社会貢献に期待を寄せています。地籍と土地管理をテーマにしている第7分科会のテクニカルセッションにかぎって見ても、地籍情報管理・サービス、土地整理・収容・管理、土地行政の役割・手段・制度、キャパシティビルディング、登記の再編成、持続可能な資源利用の促進における専門家の役割、リモートセンシング、3D地籍、非公式定住、空間計画など、取り扱う内容は多岐にわたっており、地籍がさまざまな面で社会と接点をもっているということがわかります。幸いなことに、FIGが地籍というものを幅広く捉えるヒントを提示してくれているので、私たちも地籍学や地籍サービス業務をより幅広い視点で捉えられるといいと思います。また、FIGでは、土地行政の「行政的／法的」要素および「空間的／測量的」要素の両方を対象とする土地行政（地籍）領域モデルを規定するものとしてLADMの国際標準化に力を入れています。こういった世界的動向とリンクさせながら地籍を考えることは、今後ますます重要になってくるのではないのでしょうか。

※本稿は、あくまでも「地籍学」の創成という観点からの印象を述べたものです。国際地籍シンポジウムの目的である「地籍制度や技術に関する情報交換」という観点では、日本は、筆界特定制度やADR、世界測地系導入前後の地籍の扱い、デジタルデータの管理といった話題を提供するなど、大きな役割を果たしていました。

（広報員：剣持智美）

静岡会の災害時家屋被害認定調査 に関する協定締結について

静岡県土地家屋調査士会 企画部長 鈴木克己

1. はじめに

地震などを始めとした大災害の発生！「その時」…、私たち土地家屋調査士にできることは何なのか。平成19年3月に発生した能登半島地震などを参考に検討し、静岡県土地家屋調査士会は静岡県をはじめ、県内複数の各市町と「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」を締結し、災害直後に被災者や行政に役立つ土地家屋調査士がボランティアとして貢献できる方策の一つとして位置づけ、更に未締結の市町との協定締結を目指して協議中であります。

以下にこれまでの協定締結に係る経緯と、今後について述べます。

2. 他県の震災に学ぶ

「必ず起きる」といわれて久しい東海地震の想定震源域に存在する土地や建物を^{なりわい}生業の対象として、土地家屋調査士業務を行っている静岡県土地家屋調査士会会員は、「その時」が来ないことを念じつつも、それが現実となった場合の漠然とした不安を常に頭の片隅に抱き続けてきました。

それは私たち土地家屋調査士に限らず、静岡県内で生活をしている全ての人たちの誰もが抱えている不安であると思われますが、目に見える形の土地や建物、いわゆる不動産そのものを生業の対象としている私たちは、通常の業務に非常に大きな支障を生ずるという面では、直接的な影響を受けやすい業種の1つであると考えられます。

平成19年3月25日に発生した能登半島地震における、土地家屋調査士としての石川県土地家屋調査士会会員の皆様の取組みを、同年8月2日～3日の震災後4か月という復旧活動真っただ中の時期に直接現地に赴き、石川県土地家屋調査士会小林会長や日本土地家屋調査士会連合会の大星副会長を始めとした役員の皆様の生の声を伺う機会を得ました。

その中で、役員の皆様から「土地家屋調査士が専門家として何かをしなければ…」という強い使命感を感じつつも、何ができるのかが全く判らぬままに悶々とした日々を送られた後に、「なんでも行政相談会」への参加、「常設無料相談所の設置」、「建物滅失登記無料代理申請」等の数々の被災者のための対応が行われたという話を伺い、感銘を受けると共に、今後、静岡県において土地家屋調査士会が考慮すべきヒントを頂いたように感じました。

またこの時期に、同年7月16日に発生した、新潟県中越沖地震後の罹災証明書の発行に伴う家屋被害認定への被災者の不満が相次ぎ、柏崎市では6000棟に及ぶ再調査を実施したとの報道を見聞きした事案も参考にさせていただきました。

3. 「地震対策調査報告と提言」の作成と発刊

能登半島地震の現地調査を実施した後、東海地震が現実が発生した場合に、静岡県土地家屋調査士会として、会が、また会員が、どのように対応するべきかを、企画部において検討し、サブタイトルを“能登半島地震を始めとした大地震から学ぶ土地家屋調査士の役割”とした「地震対策調査報告と提言」という小冊子を作成し、平成20年3月に発刊いたしました。

内容としては、第1章の「地震調査報告」と第2章の「提言」という形で構成したものです。

最初に第1章の「地震調査報告」では、過去の地震として能登半島地震の他、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震においての、各土地家屋調査士会や法務局などでの対応を検証すると共に、予想される東海地震について静岡県で発信している情報やネット上に公開された情報を盛り込みました。

また、第2章の「提言」では、1. 土地家屋調査士への提言、2. 土地家屋調査士会への提言、3. 法務局への提言、4. 市町村への提言を掲げました。

その中で土地家屋調査士会への提言には、“罹災証明発行のための建物調査に、土地家屋調査士が参加するための制度研究”を盛り込み、市町村への提言には“罹災証明発行に土地家屋調査士が参加できるよう制度的検討”を掲げました。

なお、この小冊子は平成20年4月中旬に日本土地家屋調査士会連合会や各調査士会宛に送付させていただくと共に、静岡会の各支部役員などを通じて、県内各市町の担当部署や静岡県の関係機関に配付いたしました。

提言の部分に関しては、本誌2008年9月号の35頁～40頁に掲載していただきました。

4. 静岡市との協定締結

上記冊子の発刊を前にした平成20年1月29日に、静岡市消防防災局防災部長へ、冊子についての説明に伺い、罹災証明発行に土地家屋調査士が参加できるような制度的検討などをしていただけるようお願いをしました。

その後、3月27日に、静岡市防災部防災指導課から同課で取りまとめていただいた「土地家屋調査士会との協力協定について」の提示をいただき、静岡会において検討の結果、締結に向けて進めていくことといたしました。

静岡市から提示された協定の主な内容は以下のようものでありました。

(1) 協力していただきたい業務

- ①内閣府発行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいた調査の実行
- ②罹災証明発行時の相談対応業務

(2) 罹災証明書の主な使用目的

災害救助法の適用審査や被災者生活再建支援法による支援金の審査などに使用される。

(3) 業務の期間

地震発生から1か月以内

(住宅の応急修理の関係から1か月以内に証明を発行しなければならない。)

(4) どのような時に協力を依頼するか

大規模な災害時で、市職員だけでは迅速な調査

活動を展開できない場合に依頼する。具体的には東海地震や昭和49年に発生した七夕豪雨クラスの水害等を想定している。

(5) どのような体制、方法で行うか

調査士1名と市職員1名の2名を1班とし、調査を行う。災害発生後の3日ほど後に、調査士は各区役所に参集し、調査方法の研修を受けた後に調査協力をする。(注：政令市の静岡市には葵区、駿河区、清水区の区役所があります。)

まず、市内の建物全てに第1次調査という外観調査を行う。

この調査により抽出された半壊と思われる建物を、第2次調査という更に精密な外観調査を行う。

この後、罹災証明を発行し、調査結果に不服のある者の建物についてのみ、市職員が第3次調査という建物内部調査を行う。

ただし、協力協定では、2次調査までとなります。

(6) 応急危険度判定について

応急危険度判定は、県の講習を受け、応急危険度判定士として登録された建築士等が、災害発生直後に建物を使用する上で安全か否かを判断するために行うものであり、調査により赤(危険)、黄(要注意)、緑(調査済)のステッカーが家屋に貼り付けられます。

ただし、家屋被害認定調査は(1)の①により災害発生後3日程度後から始めるもので、被災者の経済的支援措置を講ずるための調査でありますので、応急危険度判定とは異なるものです。

これらの協定の内容について土地家屋調査士会の立場で考えてみますと、先ず地震等の災害発生から1か月間の被災地における状況を考えた時に、生死を分かつような大混乱の中で、土地家屋調査士が日常業務として行う土地建物の調査測量や登記に係る業務依頼は、皆無であると思われます。

一方で被災地を所管する市町村では、最優先の災害救助活動を行うと共に、被災住宅の被害確認の関係で1か月以内の罹災証明書の発行を行う必要性があることから、正に猫の手を借りても足りないような、人的対応上の困難を生じるものと考えられます。

このような時期に「協定」に定められたように、土地家屋調査士の本来業務である登記手続きに必要な建物調査のための現地調査とは異なるものの、事前に内閣府による災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づいた調査方法を研修した上で、市町村職員と連携して被害調査を行うこと、また、発行された罹災証明書についての住民からの相談の補助をすることは、被災者のニーズに直接役立つことができると共に、市町村にとっても、また、土地家屋調査士自身にとっても、非常に有益なことと考えられます。

それは、土地家屋調査士業務に直接係わる罹災証明書の用途として、被災者が仮設住宅などで一応の生活環境を取り戻した後に行うこととなる建物滅失登記申請の際に、必要不可欠な書証になることから、明らかであると思われます。

また、この間の現地調査に、土地家屋調査士自身が直接携わることにより、建物以外に大まかな土地の状況などの把握もできると考えられることから、それらの生きた情報は、その後に生ずることが想定される土地境界移動に伴う境界復元や、境界問題の解決にも役立てることができるとも考えられるからであります。

その様な協定の内容確認をした上で、協定締結後、直接に活動をお願いすることとなる本会の静岡支部、清水支部の両支部会員の皆様への同意を頂いた後に、平成20年7月2日、静岡市との協定締結に至りました。

当日の静岡市庁舎においての協定締結式については県内第1号となるものであることから、多数の報道機関の取材を受け、県内全ての民放テレビ局においてニュースとして放映されました。NHKにおいては、“今日の言葉”として「土地家屋調査士」と題した詳細な業務内容の説明を加えて、長時間放映され、新聞報道も数社に及びました。別掲の地元紙の静岡新聞掲載記事をご参照ください。

また、9月3日に静岡市消防防災局防災部防災指導課主催で「住家被害認定調査研修会」として協定書第4条に基づいた静岡市による研修会が静岡市の駿府公園内で実施され、静岡支部、清水支部の会員を中心に県内の他支部からの参加も含めて、約70名が参加し研修を受けました。



静岡新聞(平成20年7月3日)

5. 賀茂地域1市5町との協定締結

静岡市との協定締結の後に、伊豆半島南部を管轄区域とする静岡県賀茂地域防災局長から、当会に問合せがありました。

それは静岡市と同様な協定を、下田市を始めとした賀茂地域1市5町と締結することが可能か否かというものでした。調査士会としては、協定締結後に直接的な対応をすることとなる賀茂地域1市5町に属する下田支部会員の意向を第一義として協定締結について検討いたしました。

その後、下田支部会員の協力の意向も確認できましたので、平成20年10月31日に、静岡県下田総合

庁舎にて、静岡会と賀茂地域1市5町(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)の首長出席の下、協定締結に至りました。

賀茂地域1市5町との協定も内容的には、静岡市との協定の内容に沿ったものとなっておりますが、研修会につきましては、静岡県賀茂地域防災局長のご尽力により、県の下田総合庁舎を利用して1市5町がまとまった形での研修会として、平成20年度内に開催していただくことになっております。

6. 浜松市との協定締結

静岡市との協定締結後、静岡県におけるもう1つの政令市である浜松市の防災対策課に対し、静岡市との協定締結の経過等を報告し、浜松市においても検討したい旨の申し入れがありました。その後、数回の協議を重ねた結果、浜松市においても是非、協定締結を行いたい旨の申し出がありましたので、浜松市に係る静岡県土地家屋調査士会西遠支部の役員に内容の説明をし、了解を得た上、会員への説明と理解をいただき、平成20年12月17日に浜松市において協定の締結をいたしました。別掲の地元紙の掲載記事をご参照ください。

浜松市との協定についても、内容的には静岡市や賀茂地域1市5町との協定に沿うものでありますが、静岡市においての、年1回開催とする研修会について、浜松市との協定においては、第4条で、「市は認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、調査士会員は浜松市の要請により当該研修会に参加することができる」として規定されました。

協定締結後に浜松市から支部会員に対し、内閣府政策統括官発行の「災害に係る住家の被害認定講習資料」を配布することで対応していただいております。なお、この資料を基にした研修会を早い段階で開催するべく準備をしていただいております。

7. 静岡県との基本協定の締結

ここまでの静岡市、賀茂地域1市5町、浜松市の各市町と静岡会との協定締結を受けて、静岡県防災局防災政策室様から静岡県と調査士会との協定締結を行いたいとの意向を頂きました。災害時における罹災証明の発行手続きは、市町村において行うと



中日新聞(平成20年12月18日)

されていることから、自ずと県との協定の内容については締結済みの各市町との内容と異なるものとなり、名称も「災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定」とされました。

各市町との協定との主な相違点は、前述の理由から罹災証明に関する規定が無いことと、当会と各市町との協定締結について、県内の各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けて、県が調整業務を行うことが盛り込まれている点であります。

以上の内容を確認の上、平成21年1月23日に静岡県庁において石川嘉延静岡県知事の出席の下、静岡県との基本協定を締結いたしました。



静岡新聞(夕刊)(平成21年1月23日)

締結式には多数の報道機関が詰めかけ、地元テレビでの放映の他、新聞各紙にも掲載されました。

別掲の地元新聞報道記事をご参照ください。

8. 静岡県地域防災局の動きと協定締結の今後

静岡県との基本協定の締結を受け、県内に設置された4つの地域防災局(賀茂地域、東部地域、中部地域、西部地域)の内、西部地域防災局と中部地域防災局から、管内の市町に対する静岡会との「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」締結に向けた説明会を行うに当たり、当会からの講師派遣の依頼を頂きました。

2月2日に西部地域防災局において、2月4日には中部地域防災局においてそれぞれ管内市町の防災や税務関係職員が出席する説明会が開催され、静岡会からも木村会長以下の役員が参加し、これまでの当会と県や各市町との協定締結の経緯や研修会などの

参加について説明を行いました。

それぞれの説明会では、地域防災局担当者から静岡県との基本協定の第4条を参考に、管内の市町が連名で当会との協定締結を進めていただきたいと、県の立場での意向を出席管内市町の担当者に説明し、各市町で検討をするようお願いしました。

両地域防災局担当者は、各市町の意向を確認の上で平成20年度内での当会と両管内市町との協定締結を行いたいとの意向を示しました。

また、その他の動きとして富士山の南麓に位置する岳南広域地区に属する富士市、富士宮市、芝川町の2市1町との連名となる当会との協定締結協議も担当役員と、地元支部役員による市町との協議が進められており、3月30日の協定締結を行うべく準備中であります。

9. 土地家屋調査士の「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」と制度の将来について

以上、静岡会における「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」について経緯等を説明しましたが、特に、4. の「静岡市との協定締結」の項で述べましたとおり、それぞれの協定締結は、被災直後の混乱甚だしい被災地において、1か月程の限られた期間ではありますが、官も民も必要としている支援に、土地家屋調査士自らが参画し、協力することを可能にしたものであります。

「その時」が来る前に、将来にわたり、この制度が長く継続されて行くために静岡会や、他の単位会、又は連合会において検討が必要と思われる点については、以下に列記し、報告を終わりとします。

- ①災害に対する家屋被害認定調査協力が、一単位会では対応しきれないような、正に甚大な災害であった場合の対応について
- ②家屋被害認定調査に実際に参加協力していただいた会員への、会や連合会としての経済的な支援の方法について
- ③協定に基づく家屋被害認定調査協力に関して、土地家屋調査士会員が理解を深めていく事について

おわりに

静岡県土地家屋調査士会 会長 木村保成
火山列島の日本では、何時、何処で、地震が起きても決して不思議ではありません。災害は行政区画範囲とは無関係に起こります。

よって、このシステムを完全に構築するためには、連合会が先導し、全国の単位会の対応を一日も早く立ち上げることが必要となります。

また、家屋被害認定調査は、筆界特定制度の「筆界調査員」に準ずるように、土地家屋調査士が調査員の立場となって、深く役所と関わることもなります。

その結果、市町の土地家屋調査士への認識も深まり、制度維持にも繋がるのではないかと思います。

サブプライムローンの焦げ付きに端を発した全世界の大不況によって、日本も今年に入って優良企業が業種を問わず、3月の決算予想を下方修正している報道を毎日のように目にします。今後も登記に必要な調査測量は土地家屋調査士の基幹業務に変わりはありませんが、その量は確実に減少してきます。

即ち、土地家屋調査士制度啓発のため、新たな事業の立ち上げが必要不可欠となり、当に、本事業は当局に法律で受動的に発生したものではなく、自らが、自らの手で創出した事業であり、決して終わり

ではない今後の更なる調査士業務の拡大への起爆剤として位置づけています。

尚、最近の地震災害認定では、6割近くの被災者が判定不服申し立てをしたと、あるTVの番組で紹介されていました。この場合は、必ず3次判定(建物の内部調査)を行わなければなりません、本協定では、土地家屋調査士は、あくまでも2次判定(建物の外観目視方法)までとなっていますので、本事業での訴訟に巻き込まれる可能性は殆んどありません。しかし、3次判定を避けるためには、1次、2次、調査をしっかりと行うことは当然の義務でもあります。

そして、最終的に発行される罹災証明は、保険の請求、税の免除、各種援助金、建物滅失登記等に使用されます。何れにせよ、被害者生活再建支援が目的で、短期間に、速やかに、調査を行い発行することが要求されますが、特に当会は建物の滅失登記に注目し、今後、法務局との協議を予定しています。

このように、被災者のために活躍できることは、専門家としても、一人の人間としても無常の喜びではないかと思います。

今こそ、全国の土地家屋調査士会員が共に歩み連携することができれば、想定外の大きな力となり、私たちの存在の意義を世の中に認識して貰えるものと確信しています。

寄附講座調印式

千葉会が明海大学不動産学部と正式調印なる

千葉県土地家屋調査士会 広報部長 松川慶三

平成 21 年 2 月 18 日、約 200 名の千葉会会員が見守る中、連合会報 2009 年 1 月号 28 ページに既報の「調査士スカウト部隊登場！」にある寄附講座実施の調印式が、千葉市で行われました。

明海大学から副学長小泉允罔教授、不動産学部長林亜夫教授、前川俊一教授、表明榮教授、千葉会から椎名勤会長、安藤泉副会長、高橋順治副会長、馬場大二郎副会長が列席。日調連から大星正嗣副会長が参列されました。

大学から 4 名もお出でいただいたということで大変うれしくもありますが、期待の大きさとそのハードスケジュールを思うとき、重大な責任をお受けしたと感じています。

鈴木業務部長からの経過報告を受け、「寄附講座開設に関する覚書」の朗読後、ステージで明海大学不動産学部長林亜夫教授と千葉会椎名勤会長が署名し、固く握手をし無事調印が終わりました。

1. 千葉会の寄附講座とは

そもそものきっかけは連合会総会後の林学部長と当会鈴木業務部長の名刺交換から始まって、連合会大星副会長のアドバイスを受け、大学後期の授業科目として行うことになりました。(連合会報 2009 年 1 月号既報)

授業回数は 90 分×14 回を予定し、土地家屋調査士会側は講師を派遣し、大学側では講師交通費、資料作成実費を負担し、学生に単位を与えます。

寄附の内容は資金ではなく、カリキュラムやテキスト、講師派遣といったノウハウ・人材面での寄附となります。この分の経費を調査士会が負担します。

教育目的としては、土地家屋調査士の業務を実例などを挙げながら学習してもらい、不動産の持つ多様な性質をより深く理解してもらうことにあります。将来土地家屋調査士にならなくても、不動産業界で活躍する一助となるよう位置付けて進めます。

2. 千葉会が目指すもの

千葉会の目的はまず、後継者育成、人材養成にあります。

国家試験の受験者が減少する中、受験者増の効果的な方法もなかなか見つかりません。

もし学生がこの講座で土地家屋調査士に興味を持ち、受験してくれたら。あるいは就職して何年か経過しても、たまたまどこかで土地家屋調査士のことを思い出し、「受験してみようか」と土地家屋調査士を目指してくれれば、大変ありがたいことだと思います。

二つめは、大学を通じた広報です。

卒業する学生の不動産業界への就職率が高いことを考えると、一般向けよりも効果が高いのではと思われます。約 6 割の学生の父兄が不動産業に従事されているということもあります。

三つめは、話題性、一般社会に対する広報です。

土地家屋調査士会が大学の教育振興に寄与するとい



調印式会場



署名



林学部長 椎名会長



列席されたみなさん

うことを、社会貢献としてアピールしたいと思います。
地方紙ですが、千葉会へ新聞社の取材もありました。

四つめに、会員のスキルアップが図れます。

講師をするとすると、その準備のために会員は相当勉強することになります。大変なことです、会員の知識、力量が著しく増進することは明らかです。

五つめに、大学とのお付き合いが始まります。

近畿ではすでに何校もの大学で寄附講座が行われていて、大学教授や、研究者とのお付き合いも深いと聞いています。研修会や、講演会などの講師に気軽に応じていただけるようなお付き合いをしていただければ、大変ありがたいことだと思います。

土地家屋調査士の応援団になっていただければ、なおうれしいことです。

3. 千葉会寄附講座への期待

「千葉県土地家屋調査士会と明海大学不動産学部
の夢と希望を乗せた寄附講座がスタート」しました。
(椎名会長あいさつ)

大学はどんな期待を我々に託しているのでしょうか。

不動産に携わるには現実社会の実体験が欠かせません。

しかし、研究に重きを置き、実体験の乏しい大学の教員にとって、大学で学んだ知識を実社会で役立てることのイメージを学生に伝えるのは、難しいことなのだそうです。

林学部長はあいさつの中で、「実務家がその専門の仕事を通じてお話をしていただくことは、学生にとって自分の道を確かにするモチベーションを伝えてくれることになる」と述べられています。私たちの授業が、学生が勉学に励む一助になればいいな、と思います

連合会大星副会長からも熱のこもったごあいさつをいただきました。

関西でいくつもの大学で寄附講座が開設、運営されていることをご紹介いただいた後、「今回はどうしても関東に寄附講座の核を作って欲しいと思っていた。関東では千葉会が初めてであり、ここを核にして全国に展開をしていきたいと思っている。」と期待を寄せていただきました。

調印式は済みましたがこれからが正念場。どれだけ大変なことか、考えるだけで身が震えますが、ぜひ成功させて全国へ広がるきっかけにしたいと思います。

寄附講座開設に関する覚書

千葉県土地家屋調査士会と明海大学不動産学部は、不動産に係る人材を育成する社会的使命を共有しつつ、広く人類・社会のより豊かな発展に寄与するため、土地家屋調査士とこれに係る実践的な教育プログラムを開設するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

1. 開設する教育プログラムは、千葉県土地家屋調査士会寄附講座と称し、明海大学不動産学部の授業科目として開設する。講義内容及び開講コマ数など授業運営の細則については、両者が協議の上決定するものとする。
2. 千葉県土地家屋調査士会は明海大学不動産学部に出張授業科目を担当する講師を派遣する。
3. 明海大学不動産学部は、学生が当該授業を履修し、所定の成績を修めた場合は、学則の定めるところにより単位を認定する。
4. 明海大学不動産学部は、本授業運営のための講師交通費、その他資料作成費等に係る実費を負担し、その他経費は千葉県土地家屋調査士会が負担するものとする。
5. 本覚書の有効期間は、2009年4月1日から2010年3月31日の1年間とする。ただし、当該有効期間満了日前に両者のいずれかが相手側に廃止を申し出ない限り、自動的に引き続き1年間の効力を有するものとし、その後も同様とする。
6. 本覚書に定めるもののほか、千葉県土地家屋調査士会寄附講座に關し必要な事項は、その都度両者で協議するものとする。

上記を証するため、本覚書を2通作成し、両者がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

2009年2月18日
千葉県土地家屋調査士会
会長 椎名勲

2009年2月18日
明海大学不動産学部
学部長 林田天

覚書

境界紛争解決支援センター ふくしま設立

境界紛争解決支援センターふくしま センター長 松崎弘昭

平成21年1月16日の記念式典には、福島地方法務局長山口和秀様をはじめ、多くの方々にご臨席いただき、ご祝辞を賜わりまして誠にありがとうございました。また、設立までに、視察受入れや資料の提供を頂いた先進会の皆様、そして、研修会等においてご指導、ご助言を頂いた講師の先生方、諸先輩方に心から感謝いたします。この紙面をお借りして心から御礼を申し上げます。

はじめに

「境界紛争解決支援センターふくしま」は、土地家屋調査士が行うADR機関として、全国で35番目、東北では宮城、岩手に次いで3番目に平成21年1月19日から業務を開始することができました。

福島会では、平成19年の通常総会において、センター設立に関する規定が会則に明記され、同年10月17日に5名による第1回目の設立準備委員会を開催、翌年の通常総会で年度内の設立を宣言してから本格的な設立準備作業を始めることになりました。

当初は、後出し組の設立ということで、多少気軽に構えていましたが、準備を進めて行くうちに、その甘さに気づき、準備委員をはじめ、会の役員の方々にも多くのご苦勞をかけることになってしまいました。

その苦勞談については、これまでもいろいろな形で各会が、この紙面上で紹介されておりましたので、ここでは、これから立ち上げる会の方々に少しでも参考になりそうなものを掲載させていただきたいと思います。

設立までの経緯と力を入れた 人材育成のための研修会

設立準備委員会では、まず、センターを作る上で、何が最も重要かを議論し優先順位を付けました。

その結果、何よりも優先すべきは、人材の確保と手続関与員育成のための研修であるとの結論に達しました。

そのため、会則上、義務となっている全体研修の中でも、ADRについての理解を深めていただく内容を盛り込み、希望者を募った延べ60時間にも及ぶADR特別研修では、順序立てた講師の選定をして、参加型のグループワークを多く取り入れて実施しました。

以下に、設立までの経緯と研修内容について写真を交えて紹介します。

■平成19年5月17日

第52回定時総会

会則改正(「境界紛争解決支援センターふくしま」を明記)

■平成19年10月17日

第1回設立準備委員会

(以下、平成20年11月18日第14回準備委員会までの記載を省略)

■平成20年2月6日

第1回ADR研修会(全体研修)

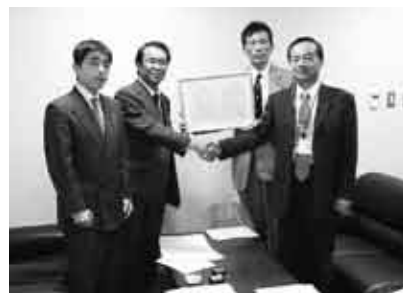
演題:「ADRの意義と課題」

講師:日調連ADRセンター副委員長(大阪会副会長)
西田 寛先生

参加者240名

■平成20年4月8日

弁護士会と協定書の締結



(福島県弁護士会荒木会長(左)と福島県土地家屋調査士会柴山会長(右)が固い握手)

■平成20年4月12日

(AM10～PM5時)

第2回ADR研修会(希望者)

演題:「ADRから土地境界へのアプローチ」

講師:岩手大学准教授
土屋明広先生

自主研修「ADR意義について」

参加者85名



■平成20年5月15日

第53回定時総会

本年度中のセンター設立と特別会計の承認(一般会計繰入金120万円)

■平成20年5月29日

愛媛会視察研修(準備委員2名)

先進会の中で、地域性、会の規模、運営方針等が福島会に似ていたため非常に参考になりました。ありがとうございました。

■平成20年5月31日

(AM10～PM5時)

第3回ADR研修会(希望者)

演題:「ADRの心理学」

講師:東北大学大学院文学研究科教授 大淵憲一先生

演題:「相談・調停の現場から」

講師:みやぎ境界紛争解決支援

センターセンター長

古積 威先生

参加者80名



演題:「依頼者とのコミュニケーション技法を学ぶ」

講師:県立医科大学看護学部

心理学教授 志賀令明先生

自主研修「グループワーク・ブレインストーミング」

参加者51名



参加者の性格判断をされて苦笑い



眠れない参加型研修

■平成20年7月28日

第2回理事会

センター規則・規程の承認

■平成20年8月9日

(AM10～PM5時)

第5回ADR研修会(希望者)

演題:「紛争解決…調停手法を手掛かりに」

講師:福島家庭裁判所調停委員・

参与員 岩城 透先生

自主研修「交渉ロールプレイ・グループワーク」

参加者54名



■平成20年9月3日

第1回弁護士との協議会

(以下、平成20年12月15日第4回協議会の開催までの記載を省略)

■平成20年9月20・21日

(AM10～PM5時)

第6回ADR研修会(希望者)

演題:「特別研修」傾聴、聴くトレーニング・相談ロールプレイ

講師:異文化コンサルタント

鈴木有香先生

参加者57名



何に注目をしているのでしょうか!

■平成20年6月28日

(AM10～PM5時)

第4回ADR研修会(希望者)

■平成20年10月24日

第7回ADR研修会(全体研修)

演題:「土地問題と時効について」

講師：福島県弁護士会前会長
浅井嗣夫先生
自主研修「概要説明・模擬調停」
参加者240名



役者はすべて会員の方々です

■平成20年11月22日
(AM10～PM5時)
第8回ADR研修会(希望者)
自主研修「傾聴技法・聴くトレーニング・受付面談ロールプレイ」
参加者40名



■平成20年12月20日
(AM10～PM5時)
第9回ADR研修会(希望者)
自主研修「交渉ロールプレイ・グループワーク」
参加者54名



グループ内の代表者が発表

■平成20年12月25日
第3回理事会(書面決議)
運営委員の推薦
規則・規程の施行日変更

■平成20年12月29日
第15回設立準備委員会
(準備委員には暮も正月も…)

■平成21年1月10日
(AM10～PM5時)
第10回ADR研修会(希望者)
自主研修「手続全体説明・面談ロールプレイ・質疑応答」
参加者62名



■平成21年1月13日
第4回理事会(書面決議)
関与員(受付面談員・相談員・調停員・調査・測量、鑑定員)の推薦(全87名の推薦)
弁護士会会長から10名の相談・調停員の推薦

■平成21年1月16日
「境界紛争解決支援センターふくしま」設立記念式典・講演会・祝賀会



福島地方法務局長山口和秀様の祝辞

■平成21年1月19日
「境界紛争解決支援センターふくしま」業務開始

以上、簡単に業務開始までの経緯を紹介しましたが、既設置会ではお分かりのように、15回の設立準備委員会、4回の弁護士との協議会だけでは、到底準備ができないわけで、事務手続マニュアルの作成一つを例にとっても、原案の作成Ver0.1から始まって修正を繰り返し、終わってみれば、何

時しかVer11.5になっているような按配でした。

また、福島会では、私が会の役員に就任する前から、ADRについての検討がなされており、これまでも、幾つかの会の視察を行ったり、早稲田大学の山野目教授の民法を中心とする研修をはじめ、多くの基礎的な研修を重ねてきま

した。しかし、ADR法の施行前で、センター立上げは、時期尚早であるとの判断がなされ一時中断しておりました。その後、会長や役員が替わり、ADR法が施行されたことに合せて、改めてのスタートになったものです。

とにかく金が無い

どこの会も同じでしょうが、ご多分に漏れず我が会も、金欠病にかかっております。しかも、研修会の席上でADRセンター立上げのための会費値上げはしませんと言ってしまったために後で大変な楽しい苦労をすることになってしまいました。

センターを運営する上では前述したように、人材育成が最も重要であると考えて、費用を掛けない研修会をどうするかが問題でした。開催回数を減らすか、会費を徴収するか議論を重ねながら準備委員の少ない知恵を出し合いました。結局、開催回数は減らさず、弁当代と資料代を合わせて1回の開催ごとに1,000円を徴収することで決着しました。内訳は、弁当代(ご飯増量) 600円(お茶付)、資料代400円で、弁当屋さんとの交渉の末に実現した金額です。この他にも、お金が無いためにとった作戦は、会場の選定、講師との講演料の交渉、自前での講師、参加型の自主研修、若手会員の無償でのお手伝い、参加者全員での後片付け等さまざまな工夫をし、年間10回の研修会を驚くほどの金額で開催することができました。これには、研修会の企画立案、講師の選定、或いは、自ら講師を務めるなど、全てを一人で担当してくれた準備副委員長(現副センター長)の力が大きかったと思います。また、それにも増して、何よりも、全国3番目に広い福島県の各地から交通費を掛けて、時には懇親会費、宿泊費等も負担しながら参加していただいた多くの理解ある会員の協力のお陰であろうと感謝しています。

研修で学んだ 自分を謙虚に振返ること

長年、土地家屋調査士をやっている方は、“少々の問題(紛争)は、いつもの業務の中で解決しているし、それだけの経験と能力は身についている”と勘違いをしてしまうことが多いのではないかと思います。

殆どの先生方は、境界立会のときに、相手の言うことに対して、時には、頷き、相槌を打ちながら、“ああそうですか”とか“それは大変でしたね”とか上手に会話を交わして、日々の業務をこなしているだろうと思います。そのため、日頃の業務を通して、ADRのようなことは、毎日実践しているから、“今さらADRなんて”と考える人も多いのかもしれない。

研修の中では、何でも分かったような気をしている自分が、実は一番危険な状況にあるということを学びました。つまり、経験を積んだ自分は世の中の常識を知っていて、自分の考え方、言動は、世の中の標準であると考えてるのは大きな間違いかも知れないのです。

人は、それぞれ性格、感性、知識、立場等が違うのは当たり前で、同じ物を見ても、同じ音を聴いても、同じ物を食べても、同じ物を触っても、同じ人に出会っても、それぞれが抱く感覚、感情というものは全く違うものであります。そのようにお互いの違いがあるところに紛争の種がいっぱい転がっているということだと思います。

専門家の欠点

一般的に、専門家は閉ざされた世界感を持ち、独特の正義感を持っている方が多いようであります。

土地家屋調査士も筆界の専門家であり、同じようなことが言えます。

多くの専門家は、自分の閉鎖的な偏った考えはさて置いて、相手のちょっとした言葉使い、態度、立場だけで、すぐに偏見を持ってしまう傾向があります。同じ仲間であっても、こいつはこうだとか、あいつはだめな奴だとか、すぐ決め付けてしまうのです。しかし、本当は、相手がだめだということではなくて、自分とは、育ってきた環境も、価値観も、性格も違うということなのです。

紛争を扱う立場の人間として、そのことを自覚し、研修を重ねることによって、自分達の小さい枠組みを少しずつ広げて行かなければならないと思っています。

険しい山を登ったら 思わぬものが見えてきた

資格制度が、誰のためにあるかを考えたときに、間違いなく、「国民の利益のためにある」という答えが返ってきます。今後、土地家屋調査士という資格を存続させていくためには、如何に国民に対してお役にたてるのか、そして、我々自身がその資格者にしかできないように特化していくことが必要であろうと考えます。そのための大きなツールの一つとして、我が業界が一丸となって取組んでいるADRがある訳です。

日頃の土地家屋調査士業務は、紛争と隣り合わせで行われています。センターの事業の一つである研修を通して、法律的知識、対話力、傾聴能力を高め、これまでの、測量、境界鑑定といった技術的な能力と合わせて、日常業務を行っていく。そうすることで、個々の土地家屋調査士が、社会に内在している境界に関わる紛争の種の一つひとつ摘み取っていく。そのことが、一番の社会貢献につながっ

ていくのだと思います。

また、土地家屋調査士が行なうADRの役割は、近視眼的には、図らずも起きてしまった紛争に対する支援ということになります。しかし、本来(真)の目的は、ADRの取組みを通して、土地家屋調査士個々の人間力を高め、日頃の業務を通して、紛争の起きにくい社会を実現することだと考えています。

一般に、ADRはボランティアだといわれておりますが、ほんとうにそうでしょうか。我々がこの取組みを通じて、社会貢献をすることで、地域社会から信頼され、頼られる存在になる。そして、その結果として、土地家屋調査士に対する、期待と要請が大きくなり、社会的認知度、地位の向上、個々

の業務の増加と生活基盤の安定、制度の存続といった思わぬ恩恵がもたらされるような気がします。

一歩進んだ調査士を目指して

土地家屋調査士の世界にも、近年の法改正により、境界紛争解決手続、筆界特定業務への関与、そして不動産調査報告書、オンライン申請と、10年前には思いもよらなかったことが次々に現れました。今、まさに、第1ステージから第2ステージへの移行を遂げようとしております。

これまで、先人の並々ならぬ努力のもとに、現在の土地家屋調査士制度が発展してきたように、我々は、次の世代のために少しだけ汗をかかなければならない責任

を負っています。そして、そのかいた汗は、別の形で自分に跳ね返ってくることも考えなければなりません。

今こそ、我々は、変わり行く業界の中で、互いに情報を交換しながら、社会から求められる一歩進んだ土地家屋調査士を目指して時代の要請に応えて行かなければならないと考えます。

「境界紛争解決支援センターふくしま」は、運営を開始したばかりです。設立までの苦労よりも、これから大きく育てていくことのほうが大変です。まだまだ、長く険しい道程が続くことを肝に命じて頑張っていきたいと思います。

最後にセンターの概要を紹介します

手続場所・日時

受付事務(本会事務局)

月曜～金曜(9:00～16:00)

受付面談手続

支部地域ごとに県内6箇所で開催

毎月第1、第3水曜日

(14:00～17:00)

相談手続

福島・郡山の県内2箇所で開催

毎月第2、第4水曜日

(14:00～17:00)

調停手続

福島・郡山の県内2箇所で開催

(状況に応じて現地調停)

手続費用

受付面談手続(無料)

相談手続(15,000円)

調停手続(申立20,000円、

期日ごとに10,000円)

補助業務

調査・測量、鑑定

(案件ごとに見積り)

成立費用

係争地の評価額により算定

運営委員・関与員

運営委員

土地家屋調査士5名・弁護士2名

受付面談員候補者

土地家屋調査士87名

相談員候補者

土地家屋調査士50名・弁護士10名

調停員候補者

土地家屋調査士38名・弁護士10名

調査・測量実施員候補者

土地家屋調査士68名

鑑定員候補者

土地家屋調査士44名

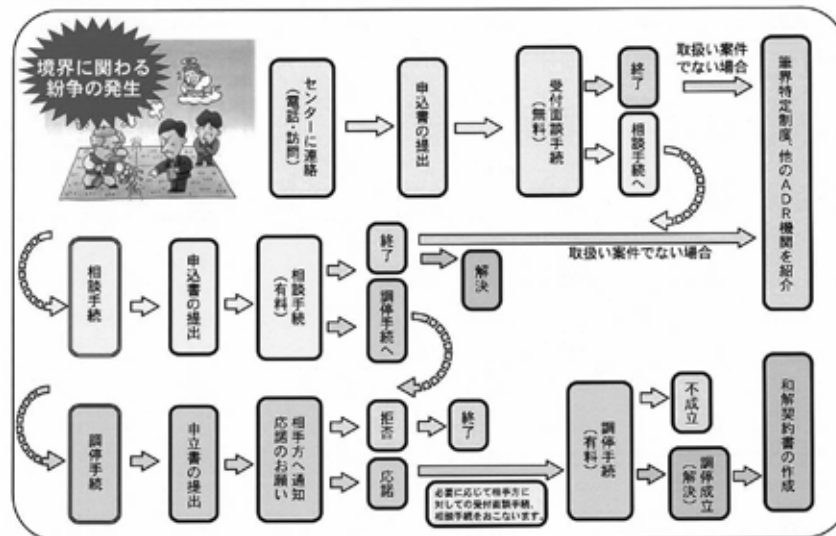


イメージキャラクター

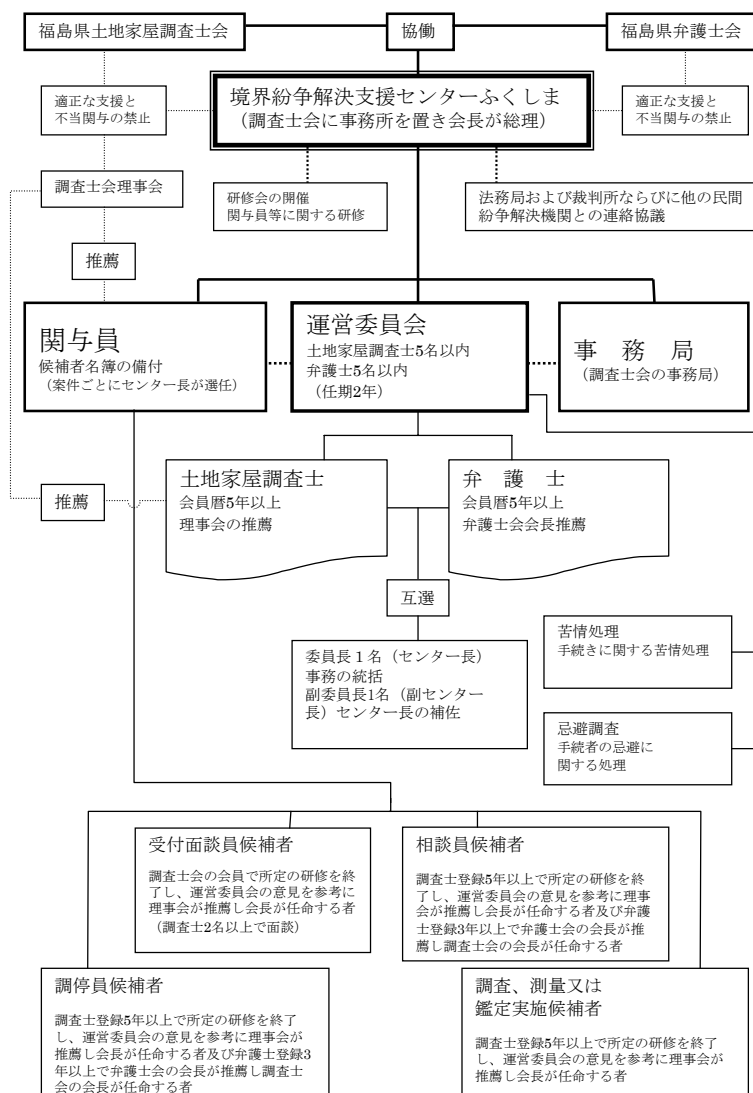
コンセプト：人間にとっては大事な土地の境界も、自由奔放な僕たちにとってはあまり関係のないこと。まあ、ここは仲良くやりましょうよ！

愛称：バーニャン 調査(Investigation)

境界紛争解決支援センターふくしま 手続きの流れ



組織図



オンライン申請促進活動 大宮支部奮戦中！

埼玉土地家屋調査士会大宮支部オンライン申請先行隊 隊長 鳥海 利仁

これは、私の属する大宮支部が「オンライン申請の促進」のために行った活動を私の体験をもとにまとめたものです。皆さんがオンライン申請を少しでも広めようとするときに多少でも参考になれば幸いです。

私にとってオンライン申請が身近なものになったのは、昨年(平成20年)の6月からです。埼玉土地家屋調査士会から、各支部単位にオンライン申請の促進をねらいとする先行隊を結成し、それをもって順次支部会員を指導して欲しい旨の要請がありました。そして、どういう訳か支部の先行隊14名の隊長として私に白羽の矢が立ったのです。登記情報提供システムと、登記の甲号、乙号申請の違いもわからない私でしたが「鳥海が理解できれば残りの会員は皆理解できる。」という理由から選ばれたのだそうです。

平成20年6月13日、支部長と本会オンライン申請促進委員のNさんからオンライン申請の先行隊に任命された14名が召集されました。これがスタートです。隊員間のメーリングリストの立ち上げ、ノートパソコンの共同購入、オンライン第1次研修と次から次へとスケジュールが詰まっています。私はといえば、隊員間の連絡役と先行隊のムードメーカーに徹しました。実質的な活動は他の隊員(仲間達)に感謝です。

いざ実践！

まずは自分のパソコンへ日調連が開発したオンライン申請環境設定ソフト「らくらく」のインストールからはじまります。これは、「熊本の坂本先生」のインストールマニュアル(後述)を参考にして簡単にできました。

環境さえ整えばいよいよ申請です。

9月10日、埼玉会の会館会議室で甲号の実証実験を行いました。物件は支部長の御協力を得て、ご自身が所有される土地の地目変更登記を申請します。先行隊の1人が代理人となり申請しました。当初、完全オンライン申請を目論みましたが、支部長の住民基本台帳カードの読み込みには失敗。しかしながら、「特例」による申請には成功しました。俗にいう半ラインです。それまでの経緯から、オンライン申請には深い思い入れがあったのですが、申請そのものは誠に呆気ないものでした。

私自身が乙号申請を行ったのは

9月末です。この時、先行隊で乙号申請をしていないのは私ぐらいのものでした。隊員連絡用に立ち上げたメーリングリストには、毎日のように「申請したよ。」という書き込みがなされていきます。私自身の焦燥感はありませんでしたが、周りは相当に心配していたようです。

甲号申請としては、10月7日に土地分筆登記を初めて行いました。嘘のような話ですが、先行隊の仲間たちに色々ご教授いただいたいてパソコンをいじくり回している内に、私にも自然と甲号の申請ができる態勢が整っていたのです。仲間には本当に感謝です。手順としては、まず添付書類を準備します。添付書類は基本的に書面申請と同じです。代理権限証書に関しては住基カードを所持、登録している依頼者が少なく、昨年1月からの「特例」を利用し

て原本を法務局に郵送、もしくは持参します。その他の不動産調査報告情報、立会証明書、道路境界証明書はPDFファイルとし電子署名をして送信します。参考資料や案内図もPDFファイルにしましたが、電子署名は行わず送信しました。分筆の地積測量図もTIFFファイルにして電子署名を行い添付しました。次に不動産登記申請の支援ソフトを起動します。申請は乙号に毛の生えた程度で、書面申請とたいして異なるものではありません。最後に「送信確定」ボタンを押下し、申請完了したのが17時38分。時計の針が17時15分を



研修風景

10月10日、登記完了です。登記完了は電子メールで連絡が届きます。すぐに登記事項証明書と公図

まずはパソコンの新規購入です。それは何故か。それぞれの事務所にある業務用パソコンには重要なデータが詰まっています。万が一、オンライン申請に関する諸ソフトを導入して不具合があった場合は取り返しがつきません。会員がそこで躓けばオンライン申請に対する深いトラウマとなりましょう。そこで思い切ってオンライン申請専用のノートパソコン

二つ目は、インターネットを使った隊員間の情報交換、共有です。具体的にはGoogleのサービス「グループ」(メーリングリストの一種)を活用しました。オンライン申請を学習していけば、誰しもが同じ疑問に突き当たります。その疑問に対してお互いの知識や経験を伝え合うのです。また、それぞれが収集した資料もファイルという形でグループにアップすることができます。因みにメーリングリストの書き込みの数は、7月102件、8月156件、9月107件、

グループ掲示板

10月207件となっています。隊員数を除していただければその活発さがわかりになることと思います。もちろん、このメーリングリストで隊員間のすべてのコミュニケーションが取れていると考えるのは危険だと思います。face-to-face、会議・研修等の名目は何であれ、直に会って話をする機会を設けることは大切なことです。

三つ目は先輩たちの知識、情報の活用です。インターネットの検索エンジンで「オンライン申請入門」と入力してみてください。多くの先輩達が情報を提供してくれています。特に「熊本の坂本先生」のサイトは出色です。「らくらく」のインストールから、実際のオンライン申請まで丁寧に解説していただいています。たいへん助かりました。この場をお借りして、あらためて先輩たちのご努力に感謝申し上げます。

四つ目は「仲間の協力」です。隊

長とはいっても、オンライン申請に長けているわけではありません。他の隊員のサポートあってこそその隊長であったと思っています。

縦から横への広がり

11月から独立行政法人都市再生機構(UR)から受託した建物表題登記を公嘱協会社員としてオンライン申請で行いました。「グループ」もこの4か月間で培った経験を踏み台に、新しい隊員を加えて「大宮UR推進隊」に進化させました。全く不安なく11月14日申請完了。納品も無事終わりました。また、同じく中旬には隣接する支部へのオンライン申請研修にも講師としてまいりました。このように支部内での会員研修から活動の範囲を横へ広げようとしています。1月27日には埼玉会としてのオンライン研修をお手伝いすることとなりました。あの「グループ」も今日では他支部会員も交え、新

たに名前を「オンライン申請促進隊」として更なる進化を続けています。

大宮支部でのオンライン申請促進隊の活動は50歳の私に新しい人間関係を生み出してくれました。仲間たちとより親交を深めることができたことは望外の幸です。オンライン申請、基準点使用による世界測地系での地積測量図の作成、ADR等、私たちを取りまく難題は山積しています。しかし、やるべきことが明確になってきているともいえます。多分、先行隊がここまで来ることができたのはこの点が大きかったのだと思います。頼もしい仲間とともに、オンライン申請攻略を契機にして次なる目標に邁進していきたいと思っています。

皆さんの支部でもオンライン申請先行隊を作ってみてはいかがでしょうか？



他支部研修での筆者

第四回 衛星測位と地理空間情報フォーラム

—衛星測位を利用した時空間情報が社会生活とビジネスを変える—

平成20年11月10日に東京国際交流館で、標記フォーラムが開催されました。

主催者は「財団法人 衛星測位利用推進センター（略称SPAC）」です。

同財団は、「産業界・経済界における地理空間情報の利用拡大に向け、衛星測位（複数の人工衛星の信号を用いる位置の決定及び時刻、移動経路等の情報の取得）関連企業・団体と連携して、国内外における次世代の衛星測位の利用に関する調査研究の推進、並びにこれらの成果の普及を行い、衛星測位を利用した地理空間情報に関する事業活動の活性化及び事業化を促進し、もって高度な地理空間情報を活用できる社会の実現に寄与するとともに、わが国の産業の発展及び国際社会への貢献に資することを目的」とした財団です。

「測量」ではなく「測位」という言葉を最近よく耳にします。

土地家屋調査士の業務でも、GPSなど衛星測位を利用するケースが確実に増えてきています。一般的には米国の衛星を利用する機会が多いと思われませんが、欧州やロシアでも測位に利用できる衛星を打ち上げています。また日本でも準天頂衛星とよばれる開発計画が進行しています。

今回のフォーラムでは、海外からの講師も招いて、これら衛星測位利用についての最新の動向が報告されました。

◎特別講演

①準天頂衛星システムの構築に向けて

文部科学省 研究開発局

宇宙開発利用課長 中川健朗氏

②U.S. Space-based PNT Policy And Modernization of GPS（米国のPNT政策と近代化GPS）

U.S. Department of Transportation Liaison to Air Force Space Command

Hank Skalski氏

③The European GNSS program（Galileoの状況）

E.C. Directorate-General for Energy and Transport Head of Unit G4

Edgar Thielmann氏

◎SPACの活動状況報告

①今年度のSPAC取組状況

SPAC 専務理事 木村 弘氏

②利用実証に向けた民間の取組

SPAC 衛星測位補強事業推進委員会

委員長 安田明生氏

副委員長 峰 正弥氏

③2008年ION発表内容の調査報告

SPAC GNSS専門委員会

主査 海老沼拓史氏



講演者 中川健朗氏

なお、当日の配布講演資料は下記ホームページに掲載されています。

http://www.eiseisokui.or.jp/ja/forum/01_04.php

文部科学省 中川宇宙開発利用課長の講演で最初に触れられたのが「地理空間情報活用推進基本法」でした。平成19年に成立したばかりの基本法です。測量に関する情報の利用者であり提供者でもある私たち土地家屋調査士にとっても重要な法律でしょう。続いて言及されたのは「宇宙基本法」でした。名称の印象からすると私たちの業務に無縁と思われます



講演者 Hank Skalski氏



講演者 Edgar Thielmann氏

が、決してそんなことではないようです。平成20年5月に成立したばかりの法律ですが、その第13条には「国は、衛星測位により得られる地理空間情報の活用を推進するため、衛星測位に係る研究開発並びに技術及び利用可能性に関する実証を推進するとともに、その成果を踏まえ、衛星測位の利用の促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。」と定められています。これを受け、「地理空間情報の活用推進に関する行動計画(G空間行動プラン) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/200812/plan.pdf>」も定められています。具体的には「信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保するための衛星測位に係る連絡調整」等がその内容となります。内閣官房のホームページにも「各府省等の衛星測位関連ページ」が設けられています。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/wg/link.html>

さらに産・学・官が連携してこれらの施策を進めるため、「地理空間情報産学官連携協議会」が設置され、日本土地家屋調査士会連合会も参画しています。

準天頂衛星システムについても解説がなされました。GPSを利用した測量の場合、選点の際には上空視通が確保できることが条件の一つとなります。また観測に利用できる衛星の個数そしてその時間帯を事前に調べておき、現地に臨む必要があります。これらの使い勝手の悪さがGPS測量の普及阻害要因の一つとなっているようです。

準天頂衛星システム計画は、「日本付近で常に天頂方向に1機の衛星が見えるように複数の衛星を準天頂軌道に配置した衛星システムにより、山間地、ビル陰等に影響されず、全国をほぼ100%カバーす

る高精度の測位サービスの提供を実現」するための計画です。

平成22年には初号機が打ち上げ予定であり、次の段階ではさらに2機を打ち上げることを目標としています。これにより、「離島・山間部を含め、広く日本全体を対象とした測位サービスの提供」、「GPSの情報を補完(※測位補完)・補強することによる高精度測位を実現」可能となります。これらの新技術は私たち土地家屋調査士の業務にも大きく寄与するものと思われます。筆界の安定を図るための技術的選択肢が増えることになります。

Hank Skalski氏の講演では、アメリカのPNT(米国宇宙ベース測位、航法及びタイミング)政策の現状の説明がありました。無料公開の方針に変更はなく、米国政府の委員会に日本からも委員が参加しているようです。GPSが発している信号やその利用方法についての報告がありました。特に「4番目の民生用信号」についてはEUと協力しデザインをしているようです。

つづいてEdgar Thielmann氏の講演では欧州のGNSS(Global Navigation Satellite System; 全世界的航法衛星システム)の現状説明がありました。主な内容はGalileoについてでした。民間主体のシステムですが、「完全な公的資金」の活用などにより無料公開は維持されるようです。市場としては、鉄道や船舶・航空機などのロケーション・サービスでの利用が75パーセントを占めているようです。

最後にSPACの活動状況が報告されました。

特に「利用実証に向けた民間の取組」は興味深い内容でした。利用実証は民間主体で行われており、30社が7グループに分かれ、各種実証実験を実施しているようです。特に基盤地図関係は冒頭の「地理空間情報活用推進基本法」に関連するものであり電子

政府・電子自治体などの今後の各種施策の基礎となるものです。土地家屋調査士の業務にも直接・間接に影響があると思われますので、今後も注視する必要があります。

(取材 理事 堀越義幸)

3-3 基盤地図関係(1)



目指すべき姿、実証の目的等

基盤地図情報には、わが国の空間情報の基盤として、**広範囲かつ高精度の整備と適宜更新**による高い品質の維持が求められる。準天頂衛星の特長を生かした、基盤地図情報を含む地形情報等の整備や更新手法を検討し、高品質な基盤地図情報等が社会基盤として活用される社会を目指す。

実証実験としては、準天頂衛星の特性を活かし、**建物などが多い都市部や、山間部の携帯電話不感知エリア**における、高精度測位可能性の向上を活用した**基盤地図情報等の品質検証並びに整備・更新**について実験を行う。

位置の正確さ:

LEXは位置精度目標として静止状態で2.0cm、低速移動体(20km/h程度以下)で20cm。

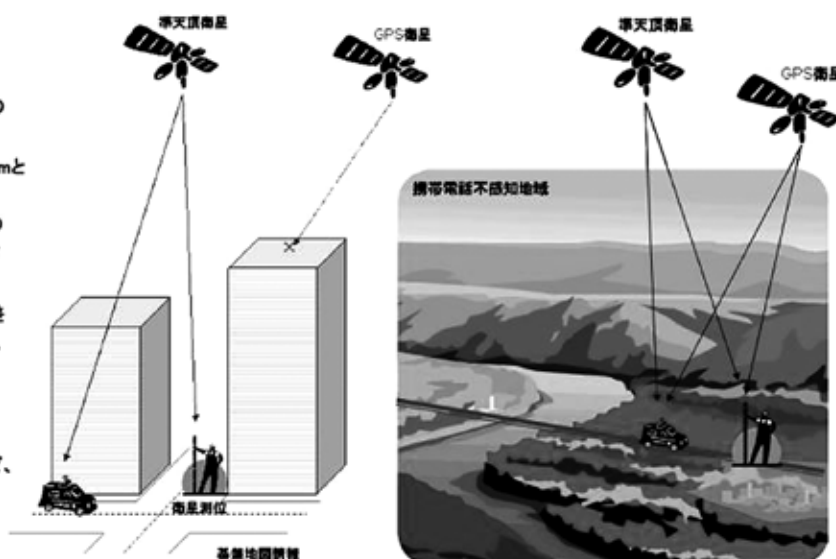
これらの正確さを前提として、基盤地図情報等の整備や更新ができることを目標とする。

- ・基盤地図情報は国土交通省令にて標準偏差2.5mとされている。
- ・基盤地図情報の整備段階では、検証点にて真の位置からの誤差の平均であるRMSE1.0m以下が目標とされている。
- ・従来の公共測量では、1/1000地形図で標準偏差0.7m、都市計画図(1/2500)で標準偏差1.75m。

実証実験の対象:

道路線を対象に情報の収集や更新を行う。

- ・基盤地図情報項目には、鉄道や河川、建物など、全部で13の項目が指定されているが、今回は現地での計測のしやすさや重要性から、道路線を対象として実験を行う。



16

※http://www.eiseisokui.or.jp/ja/forum/01_04.php から引用

発表者 SPAC 衛星測位補強事業推進委員会

委員長 安田 明生氏 副委員長 峰 正弥氏

広報最前線

福井会

①はじめに

皆さんこんにちは、日本一「水」と「お米」の美味しい「福井県」で～す！な～んて叫ぶと、「ムカーッ」と来る他県の方もいるでしょうが、そこはチョコット我慢して聞いてね。

だって、水が旨くて、お米が美味しいとくれば、昭和20年代育ちの私達にはそれで充分なんですよ。

旨かったな～、チャンバラ遊びのあと飲んだ「コップ水」、極めつけは「かあちゃん」の握った「コゲむすび」。

大人になって知った、きりっと澄み切った「幻の吟醸酒」もいいな～。

美味しいよ、福井の「ご飯」と「お魚」、そして「お酒」。

長寿県でもある理由、分かる様な気がしませんか。

極めつけは、県都にある「JR 福井駅」に車で乗りつけできる、この呑気さ。そんな「福井県」が大好きで～す。

と言っても、福井の土地家屋調査士は呑気で、何時も酪酊してるって訳じゃありませんよ。

現在、福井会員数は156名で、そのうち14名が広報部員として頑張っています。以下広報の一端をご披露致します。

②無料登記相談会

広報部が主催する一番大きな

行事が、年2回、4月と10月に県下9会場で行う無料登記相談会です。全会員が交代で相談員としてあたり、地元紙一面には会員名も入れた広告を載せることもあり、土地家屋調査士の社会的責任と団体の絆を、より実感する時でもあります。

土地家屋調査士制度のアピールを目的としていることは勿論ですが、最近では、少しでも県民の皆様にお役に立ちたいという、ボランティア意識の方が強くなっている様に感じます。

そのために、会場での相談者の流れをスムーズにし不快感を与えないように、また、相談内容に適応した相談員配置等、事前準備にも力を入れるようになりました。

新聞広告のデザイン採用にあたっては、イメージ的なものと、直接訴えるものとの間で部員一同苦慮しており、最も時間を割いているものの一つですが、県内で圧倒的シェアを持つ新聞紙の広告掲載は、有効な広告手段として長く続いています。

また、年1回ではありますが、9士業での合同無料相談会にも参加しております。弁護士、税理士等が一堂に会しての無料相談会は、相談者の身になっての相談会として最たるもので、長く続けたものの一つです。

更に、福井会会館を利用して



制度広報活動風景

毎月第3水曜日に定期無料相談会や、福井市が主催する移動法律相談にも参加しております。

これら相談会に来ていただく相談者数は、県民81万人に対し決して多くはありませんが、一つ一つの相談内容が「ADR」に連動することも想定し、誠実に対応していくことが着実な制度広報でもあると思っています。

③ホームページ

福井会においても、会員名簿、会計情報、会報誌の公開等、かなりの情報を発信しており、多くの内外の方々に観てもらっています。

ホームページは、内部外部を問わず一番有効な広報媒体であり、伝達手段であることは周知の事実で、今や様々なホームページから得る情報が、テレビ、ラジオ、新聞から得るものより多いのが現実です。

しかし、閲覧者としてのだけのホームページならどうってことないんですが、制作者側としてのものになると、手足がすくんでしま

います。なにしろ、世界が相手になるんですから。

そんなことで、いまのところ福井会のホームページは無難路線であり、更新も少なく、面白みにも欠け、一般の方に来ていただいても大して役に立ってるとは思えず、また、会員相互の情報交換の場にも活用されていません。会員より叱咤激励を受けている状態です。

この状態を破るのには、物心ついた時からのパソコン世代、若い世代にやってもらうより無いと思っています。彼らの多くは個人的に、ホームページ、ブログを操っており、感覚が違いますから。

職能団体の一角として、CPD制度導入は必然の流れになっており、ますますホームページが制度広報に重要な役割を負います。ホームページの運営、運用につき、部員一同じっくり協議していく考えです。

④会報誌「おたより」

年2回「おたより」と題した、会報誌を発行し、業務報告、研修会報告、会務報告、新入会員の紹介、公嘱協会報告、会員の移動等、様々な記事を載せ、自治体、各種学校にも配付し、外部広報としても活用しております。直接手に取って読むことのできる簡便さと質感は、他に変わがたいものがありますが、昨今の事務局からのメール通信や、ホームページからの瞬間的、圧倒的情報量の前で影が薄くなっております。また、「経済危機」の前では、発行部数との費用対効果も考慮せずにはいられない状況です。とは言っても、「おたより」は数十年続く歴史あるものであり、先輩方の発行した代々の「おたより」は、実に重厚なもので、福井会の歴史書ともなっています。

刷り上ったばかりの「おたより」のページをめくる喜びは、一杯目のビールの爽快感にも匹敵します。

内部、外部広報として今後どう活かしていくか、編集会議のたびに議論し合っています。

また、「おたより」の他に、業務内容を分かり易く解説した「調ふくい」というA4サイズの小冊子も発行しており、主に無料登記相談会で相談者に配布しております。

⑤おわりに

以上、「無料登記相談会」、「ホームページ」、「会報誌」を扱うことが、福井会広報部の三大事業であり、制度広報の一環としております。

チョコット説明に愚痴ぼくなりましたけど、それは私個人の性格によるもので、私たちの広報部は明るいですよ。

制度広報をどうやっていくとか、受験者数の減少をどう見るとか、難しいことはありますが、

私個人としては、兎に角業務を地味に、誠実にやっていくしかないですから。団体としてやる広報も、派手なものは厭ですね。大した効果はないですよ。「経済危機」により、世の流れは「地味」な方向に戻りつつあるんで、地味を地でいってる土地家屋調査士業は、今まさしく王道を歩いているようなもんですよ。

先日、研修会で「沈黙」という言葉を聴きましたが、ジットしてるのも方法の一つですから。

福井会においても、研修会は実に盛んで、若い方達の働きに感心しており、感謝しております。

だんだんと大きな「うねり」になっていくんじゃないんですか。兎に角地味にいきます、地味に。それが、日本で一番地味な存在県「福井」にピッタシの制度広報と思ってます。

福井県土地家屋調査士会
広報部長 勝山 健三



会報誌「おたより」



解説誌「調ふくい」



編集会議の様様



編集会後の打ち上げ会

電子認証基盤の動向



日調連特定認証局運営委員会運営委員 堀越 義幸

電子署名や電子証明書を取扱う場合に欠かせない存在が電子認証基盤です。

利用者である私たちは、その詳細までは知らなくても支障はないと思いますが、その概略程度は把握しておく必要があるかもしれません。電子署名を行う時や、受領した文書ファイルの署名の検証を行う場合、意識していなくても、結果として認証基盤を利用していることになります。

電子政府関連の電子認証基盤

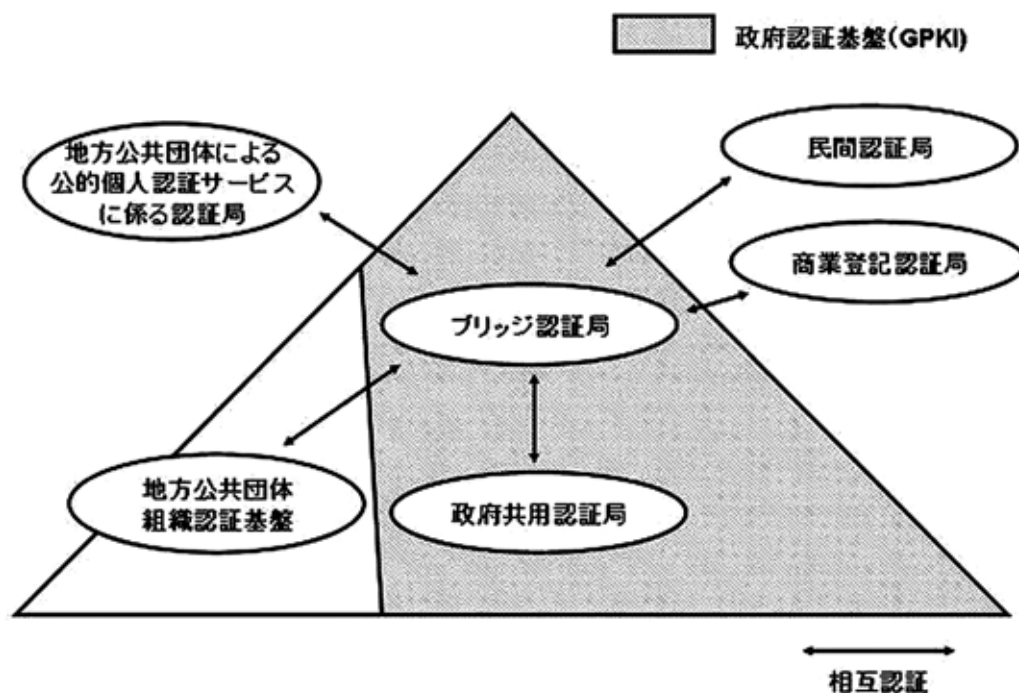
の主なものは下記の3つとなります。これらは認証局の集合体といえるでしょう。これらはこの数年最適化計画にしたがい、見直しがされています。

(1) 政府認証基盤(GPKI)

「国民等から行政機関に対する申請・届出等や、行政機関から国民等への申請・届出等に対する結果の通知等を、インターネットを利用しペーパーレスで行うことを

目的として、申請・届出等やその結果の通知等が、真にその名義人(申請者や行政機関の処分権者)によって作成されたものか、申請書や通知文書の内容が改ざんされていないかを確認する行政機関側の仕組みとして整備されたのが政府認証基盤(GPKI: Government Public Key Infrastructure)です。」

<http://www.gpki.go.jp/documents/gpki.html>から引用



<http://www.gpki.go.jp/documents/gpki.html> から引用

昨年夏に、法務省オンライン申請システム用のプログラムの入替作業が必要になりましたが、「法務省認証局は、平成20年9月11日(木)をもって認証業務を終了し、政府共用認証局へ完全に移行」されたためです。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji160.html>

政府認証基盤は、その最適化のためにシステム構成の見直しが行

われています。従来は各府省などが別々に「府省認証局」を運営し、それぞれ別々に管轄の処分権者(大臣など)に電子証明書を発行していましたが、平成20年1月から府省認証局が順次廃止され、現在は政府共用認証局に機能が集約されているためです。

電子認証では予め相手先の電子証明書を各自のパソコンに登録しておく必要があります。この電子

証明書はネット上の相手方の身分証明書に相当するものですから、その登録作業には本来細心の注意が必要となります。もしネット閲覧にIE(インターネット・エクスプローラー)を利用しているのであれば、ツール⇒インターネットオプション⇒コンテンツ⇒証明書と辿ってみてください。そこに表示されているのが電子証明書です。



(2) 地方公共団体組織認証基盤 (LGPKI)

「地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の手続、あるいは、地方公共団体相互間の文書のやり取りにおいて、盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性(本人が作成した文書に相違ないこと)を

担保するための仕組みが地方公共団体組織認証基盤(以下「LGPKI(Local Government Public Key Infrastructure)」という。)です。」

<http://www.lgpki.jp/> より引用
やはり「最適化作業」により、平成21年2月に「職責証明書発行」認証局に変更があったようです。

<http://www.lgpki.jp/Information/OCAoshirase.pdf>

これを受け法務省オンライン申

請システムでも、利用可能な電子証明書を発行している認証機関として「地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)」に係る認証局」が追加されました。さらに地方公共団体よりの嘱託申請の案内も掲載されています。

http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi_jichitai.html

法務省のオンライン申請システムでLGPKIの認証局発行の電子

証明書が利用できるようになったということは、地方公共団体発行の各種証明書や、地方公共団体発行の電子委任状も利用できるようになったことを意味すると思われます。

ここで注意したいのは、現行不動産登記法では添付情報で電子化されたものが1点でもあれば、書面による登記申請はできない点です。たとえば嘱託登記を行う場合、電子委任状しかない場合には、選択肢はオンライン申請のみとなります。法務省が配布している「申請書作成支援ソフト」には委任状

作成機能も備わっています。また電子署名されたPDFで委任状が発行される場合もあるでしょう。これらの扱いにも早急に習熟する必要があるようです。

(3) 公的個人認証サービスに関する認証局(JPKI)

住基カードのICの中に格納されている公的個人認証サービスに関わる認証基盤です。

<http://www.jpki.go.jp/index.html>

申請人側の認証基盤であり、利

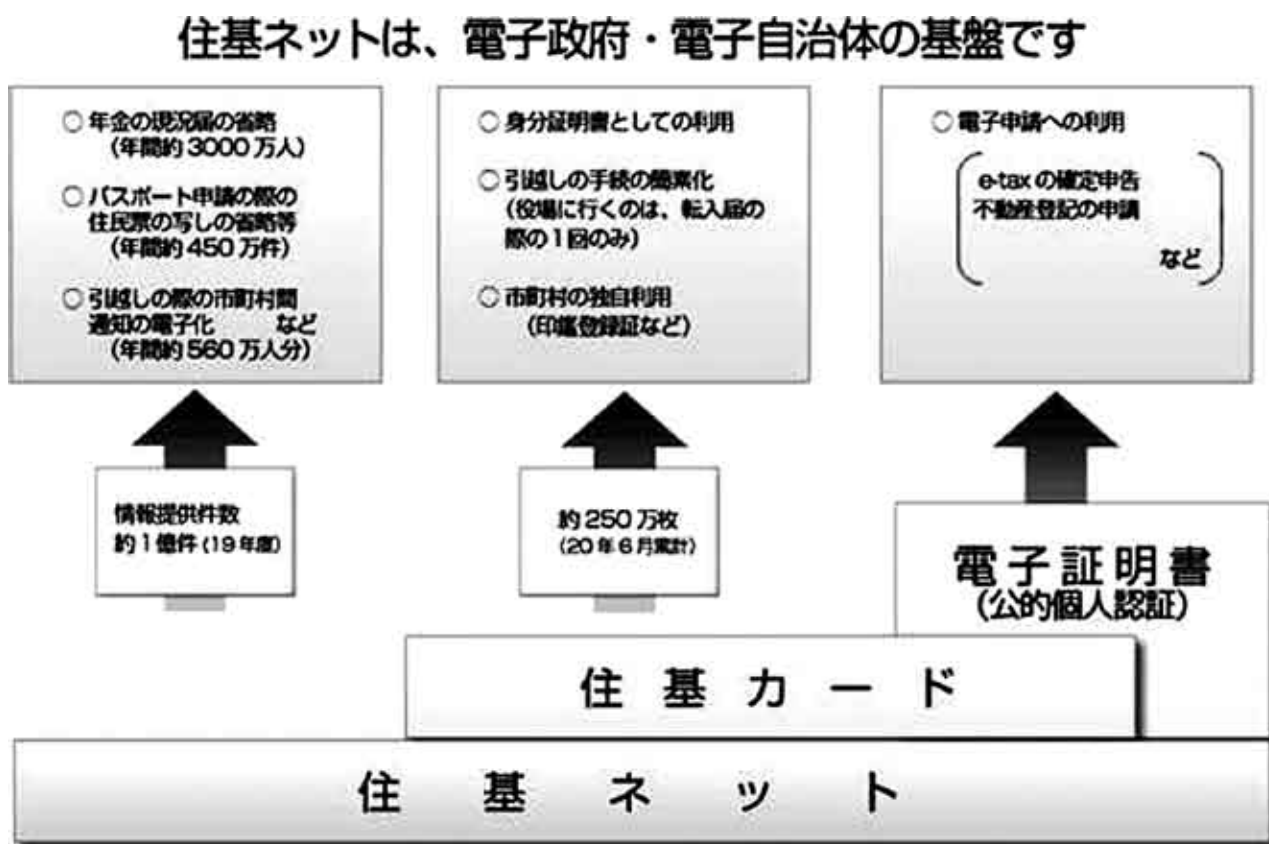
用するためのソフトも新しいものが公開されています。

利用者クライアントソフト <http://www.jpki.go.jp/download/index.html>

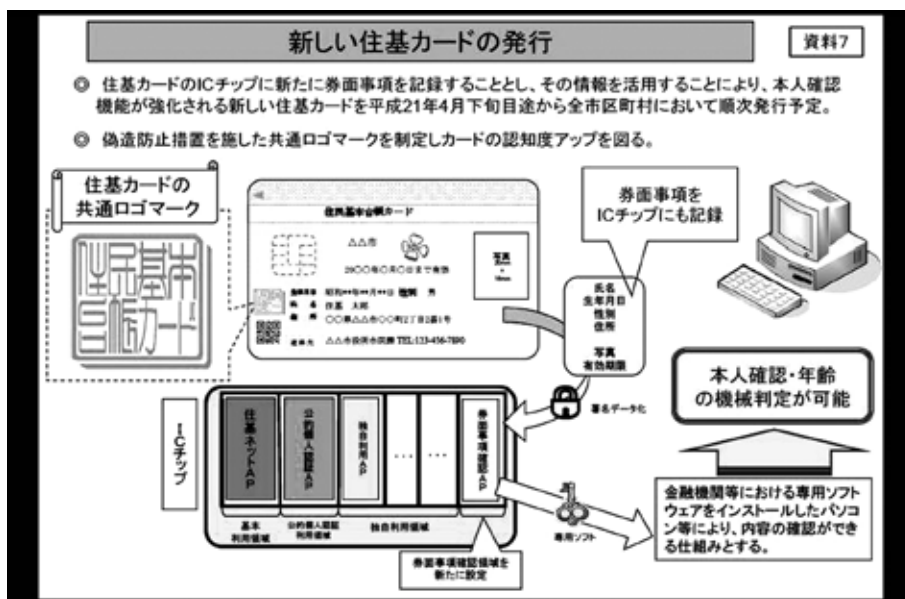
これが普及していない点が、オンライン申請促進の阻害要因の一つともいわれていますが、入れ物である住基カードも含めてその見直しの検討が始まっています。

<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/>

http://www.soumu.go.jp:80/c-gyousei/daityo/old/090202_1.html



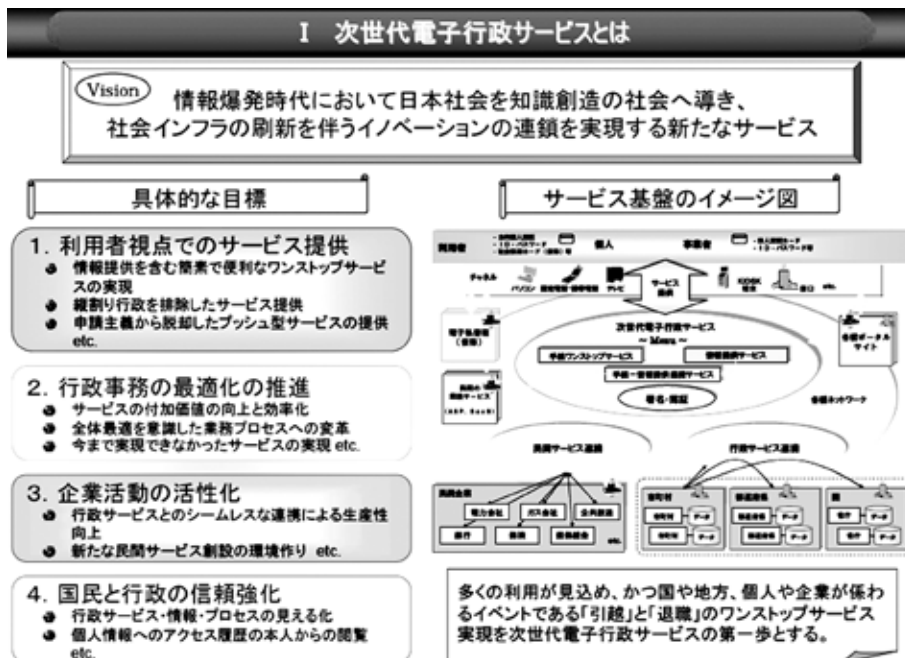
<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/juuki08.html> から引用



http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/old/pdf/090202_1_s7.pdf から引用

電子認証基盤のみならず、次世代電子行政サービス基盤等の検討が始まっています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/nextg/index.html>



また、e-Japan構想に続いて、「デジタル・ジャパン」構想が表明されています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>

単に情報を電子化するだけでは

なく、そのデジタルデータの利活用が今後のテーマとなるのでしょう。

土地家屋調査士は「情報の利用者」であると同時に「情報の提供者」でもあることを、改めて考えてみ

る必要があるかもしれません。

現在の調査士ICカードの発行枚数は10,065枚です。

土地家屋調査士制度制定 60周年記念事業企画(案)

滋賀県土地家屋調査士会 広報部

1. 企画主旨

近代以降の滋賀県において最大の被害を出した姉川地震(1909年発生)を題材に京都大学防災研究所主催で開催予定の姉川地震百周年のシンポジウムに参加し、土地家屋調査士としての災害予防あるいは災害復興における役割と地域との関わりを広報する。

また、地図・境界情報などのソフト面から見る地震に強い街づくりの手法を提案し、県内自治体との協同関係を構築することにより防災協定の締結に結び付ける。さらには震災関連の研究者、専門家団体と交流を深めることにより、地籍学の深化発展にも結びつくと考える。

2. 具体的な企画案及び事業規模案

「参加するシンポジウム」

シンポジウム名「1909年姉川地震が語るもの／What the 1909 Anegawa Earthquake says.」

主 催 京都大学防災研究所(事務局 滋賀県立大学環境科学部准教授 高田豊文)

後 援 滋賀県・長浜市・虎姫町 他

会 場 滋賀県長浜市 長浜文芸会館

日 時 2009年8月8日 時間未定

対象者 滋賀県民 会員 県市町など地方公共団体災害関係研究者 各種専門家職能団体

シンポジウム(案)の内容(まだ案の段階)

1909年(明治42年)滋賀県の北東部で発生した姉川地震は、近代以降滋賀県下において最大の被害を



姉川地震

出典：滋賀県震災実景

出しており、発生からちょうど100年目に当たる本年8月8日に、主催 京都大学防災研究所(事務局滋賀県立大学環境科学部准教授 高田豊文)、後援 滋賀県・長浜市 虎姫町他で「1909年姉川地震が語るもの／What the 1909 Anegawa Earthquake says.」として開催される予定である。

京都大学防災研究所では、地震防災の目標を掲げた震災予防調査会のごく初期の時代に現地調査が行われ、計測資料や被害事態が報告されているものを、近年各地に発生している直下型地震との比較研究の対象として、地震の本質面と社会変動に伴う災害面について考察し、公開討論を行う予定である。

3. 主催者がシンポジウムにおいて予想・期待している成果

現存する地震資料に基づく姉川地震の再現と被害の検証及び構造物の地震応答評価、直下型地震と付随する地震現象、特に湖辺軟弱地盤の地震動特性、平野部の水文地形特性と地盤変動の関係、及びこれらに基づく地震危険度評価。

分散している新旧資料を1冊の本に取りまとめることによる姉川地震災害の伝承。

地域住民「主に滋賀県民」の地震防災意識の普及と向上。

4. 土地家屋調査士会としての関わり方(案)

京都大学防災研究所は隔月で、関西地震防災研究会として会議を持たれており、そこに参加することによりシンポジウムへの関わり方を模索検討していく予定である。(今年度のシンポジウムや会議だけでなく、次年度以降も継続的に関わりを持って行く。)

現段階で考えられる関わり方として、シンポジウム当日のスタッフ(受付など)、広報、宣伝、シンポジウムのパネラー役などである。

全体として、今回関わりを持つことにより市民にとって大切な財産である不動産を震災という非常時においても確実に守れる方法があること、その為に土地家屋調査士という職能が存在し、登記や境界の分野で最も頼れる専門家であることをPRしたい。

5. 土地家屋調査士が予想・期待している成果

1) 土地家屋調査士の知名度の向上(制度広報)

パネラー役として発言の機会を確保することにより、阪神淡路、新潟県中越沖地震等で、土地家屋調査士がなした復興活動等を紹介することができ、土地家屋調査士がどのような職能集団であるかを知ってもらうことができる。また、当日の運営スタッフとしてシンポジウムの成功と土地家屋調査士の制度広報に努める。

2) 防災協定等の締結の観点

県、市町などの地方公共団体や防災関係団体と関わりを持つことにより、自治体の防災計画策定や災害に強い街づくりの活動に参加するきっかけをつくる。更に防災計画などの中で土地家屋調査士が災害時活動として、登記や境界の分野で貢献できることをPRする。最終的には県内各自治体との防災協定の締結を目指す。

3) 予防司法等の観点

未然に将来の争いごとを防ぐ予防司法の観点から、現在滋賀会が推進しているLPMSを使用すれば震災後の土地境界の復元作業等を通じて境界紛争を未然に防止でき、有効であることをPRする。また、現在すでに生起している土地境界紛争においてはADR等で解決できることをPRする。

4) 土地家屋調査士法第25条第2項や地籍学の観点

琵琶湖地域論、土木環境工学、地震学、考古学などを専門に研究される大学研究者等と交流することは、琵琶湖の周辺にて業務を行う我々にとって地域の特質を理解することにつながる。ひいては私たちの職能としての役割である土地家屋調査士法第25条第2項においての調査活動や、地籍学の発展に寄与するものと考ええる。

6. 最後に

今回の企画案は震災対策という市民の注目を得やすい喫緊の課題と土地家屋調査士という職能を結びつけ、広く制度をPRできるという意味でも土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として適切なものであると考える。

さらに今後震災に焦点を当てた取組みに継続的関わりを持つことによって、災害に強い地域社会の形成に土地家屋調査士の職能が必要であることを大いに広めたい。そのことが我々の知名度及び信頼性の向上に多大な貢献するものと考ええる。また我々がこの取組みに参加することによって今後、土地家屋調査士が新たな活躍のフィールドを獲得するきっかけにつながるものと考ええる。

尚、この企画は、現段階ではあくまでも案であり変更されうることを理解していただきたい。

以上



滋賀県下の被害状況は

地震規模 最大震度6
(滋賀県内全域で震度5から4)

死者	35名
負傷者	643名
全壊	2192戸
半壊	5985戸

出典：滋賀県震災実景

会長 レポート

1月16日～2月15日

Report

1月16日

境界紛争解決支援センターふくしま設立記念式典
全国の土地家屋調査士会で35番目、東北ブロック内では宮城・岩手に続いて3番目となる土地家屋調査士会ADR「境界紛争解決支援センターふくしま」が福島県弁護士会(荒木貢会長)の全面的なご協力をいただいて準備されてきたが、この日、開設記念式典を福島市内のホテルで開催。早稲田大学大学院の和田仁孝教授による基調講演に続いて、初代センター長に任命された松崎弘昭氏からセンター設立までの道のりが報告されたが、多くの困難を克服されてこの日を迎えるにいたったことが報告され、真摯な取組みに感銘を受けた。式典には本省民事局にご在勤時に各般にわたりご指導をいただいた山口和秀・福島地方法務局長ほか大勢のご来賓にお会いできた。

17日

阪神・淡路大震災から満14年

1995年1月17日早暁に阪神地区を襲った巨大地震「阪神・淡路大震災」から満14年のこの日、被災地では犠牲者を悼み、完全復興を祈願する各種の行事が開催された。この震災とその後の復興まちづくりは土地家屋調査士が自らの専門的知見を活かした社会貢献活動に組織として取組んだ歴史的な意義を持つという面でも重要な出来事だったと感じている。約6500名を数える犠牲者のご冥福をお祈りした。

18日

自由民主党定期党大会

第9回常任理事会

午前 東京・新高輪プリンスホテルで開催された自由民主党・定期党大会に招待いただき出席。麻生総裁ほか自民党幹部の皆さんの年頭所感を拝聴。

午後 第9回常任理事会を開催。会務全般についての調整のほか、翌日から開催予定の全国会長会議の次第等について打合せ。

19日

全国会長会議及び新春交礼会

午前 全国会長会議の座長予定者との打合せ。

午後 土地家屋調査士会館3階の大会議場にて平成20年度第2回全国会長会議を開催。座長には西龍一郎九州ブロック協議会長が就任された。先に発出した土地家屋調査士法人に関する会長見解や社会保険事務局発注の公共嘱託登記関連業務への対応ほか連合会の会務全般について報告。会長各位から多くのご意見をいただく。

夕刻 会場を東京プリンスホテルに移し平成21年新春交礼会を開催。森英介法務大臣、江田五月参議院議長、太田昭宏公明党代表、太田誠一自民党調査士議員連盟副会長、塩崎恭久・同幹事長、山口那津男・公明党調査士制度改革・振興懇話会長、前田武志・民主党調査士議員連盟会長ほかの国会議員の先生方、法務省から倉吉敬民事局長、国交省石川佳市国土調査課長、香川保一先生はじめ学術顧問の先生方、宮崎誠・日弁連会長ほか関連団体のご代表の皆さん等、多くのご来賓にご出席いただき、全国の土地家屋調査士会長の皆さんと懇談いただいた。

20日

全国会長会議 2日目

東京会賀詞交換会ほか

午前 前日に引き続き土地家屋調査士会館会議室で全国会長会議を開催。来年度事業計画や平成22年度の土地家屋調査士制度60周年に際しての記念事業の計画案等について意見交換させていただいた。

午後 東京ドームホテルで開催の東京土地家屋調査士会(竹内八十二会長)、東京公共嘱託土地家屋調査士協会(鷺尾賢司理事長)、東京土地家屋調査士政治連盟(待野貞雄会長)の共催による新春賀詞交換会にお招きいただき出席。太田昭宏公明党代表、東京都会議員の先生方はじめ多くのご来賓を招いて盛大に開催された。

夕刻 都内のホテルで開催の社団法人日本不動産鑑定協会(神戸富吉会長)主催の新年賀詞交歓会に出席。

21日

日本加除出版社長ほか

法律専門書の出版社・日本加除出版株式会社の尾中哲夫社長ほか幹部の皆さんの来訪を受け、新年の挨拶と意見交換をさせていただく。

23日

民事法情報センター役員会

丸山英氣教授古稀を祝う会

瀬口専務とともに理事を仰せつかっている民事法情報センター（香川保一理事長）の役員会が霞が関の法曹会館で開催され出席。公益法人新法の施行に伴う組織改編等について意見交換があった。夕刻から一ツ橋の如水会館で中央大学大学院の丸山英氣教授の古稀を祝う会を兼ねた記念論文集贈呈式に出席。丸山教授は日本マンション学会の元会長でもあり、私も学会活動を通じて長年ご指導いただいているほか、阪神・淡路大震災の被災マンション復興への取り組みのお手伝いをさせていただいていることから親しくしていただいている。記念論文集には学者ばかりでなく、先生のお人柄をしのばせるように各界から多くの方々が寄稿されていた。

24日

ADR認定調査士研修打ち合わせ

涉外司法書士フォーラム

ADR代理関係業務認定調査士は3100名余となった。土地家屋調査士会ADRも35となった。連合会では認定を得た皆さんが活動するにあたってサポートをする体制が必要と考え、近くADR認定調査士を対象とした研修会を企画している。この日は下川副会長のほか、日調連ADRセンターの皆さんに集まっていただき、研修会の細部について打合せをいただく。夕刻から東京駅近くの日本工業倶楽部で開催されたNPO涉外司法書士協会（山北英二会長）の設立20周年記念フォーラムに招待いただき出席。20年も前から司法書士の有志が発展途上国の法整備支援や日系社会の法律相談活動を継続していることをお聞きし、敬服。

28日

法務局職員登記専攻科研修

午前、連合会で会務の後、法務省赤れんが庁舎に出向。登記専攻科研修を受けておられる全国各地

の法務局・地方法務局の職員の皆さんを前にお話をさせていただく。この日の次第は、私が土地家屋調査士会ADRについて構想から今日までの歴史的経過と現状・課題をお話しさせていただいたのち、山脇優子・大阪会会員をコーディネーター兼報告者に、小野勇・愛媛会会員（連合会理事）、浦井勉志・福井会会員からそれぞれADRの現状と課題を報告したのち、ディスカッションするというもの。私は報告の冒頭に先日テレビ放映された長野県下の境界殺人事件の収録ビデオを流させていただいた。会場は、各局の中堅職員の皆さんばかりで、いささか緊張しながらの数時間だった。筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携の仕組み作りが重要な課題であることなどを訴えさせていただいた。

夕刻 議員連盟関係者と打合せ。

29日

大阪会研修会

午後から大阪市内で開催の大阪土地家屋調査士会研修会に会員の一人として出席。公正取引委員会から講師を招いて価格競争の功罪、公正な取引・不公正な取引のそれぞれについて事例をもとにわかりやすく解説いただいた。

30日

韓国・木浦大学校 申教授

京都市内の立命館大学コリア研究センターに交換教授として来日研究中の韓国・木浦大学校社会科学部地籍学専攻教授の申順浩氏をお訪ねし意見交換させていただく。申教授は地籍学分野では韓国でも伝統ある木浦大学校の地籍学講座で1983年から教鞭をとっておられるほか、韓国地籍情報学会会長等を歴任された地籍研究分野の第一人者。地籍研究のため韓国の大学にも留学され、韓国語が堪能で、韓国の地籍に造詣の深い京都の戸田和章会員（日調連研究所研究員）に通訳をお願いしての数時間だったが、勉強させていただいた。

31日～1日

ADR特別研修

全国各地でADR認定土地家屋調査士となるための特別研修を実施中であるが、兵庫・大阪・奈良の各会場に出向き、受講生の皆さんを激励させていただいた。

2月4日

第10回正副会長会議

4日～5日

第10回常任理事会

年度末を控え、今回の常任理事会は平成20年度事業の経過の確認と21年度事業計画案、予算案の検討・協議、理事会提案議題の確認など多くの案件を協議。

5日

太田誠一議員モーニングセミナー

都内のホテルで早朝開催された自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟副会長の太田誠一衆議院議員のモーニングセミナーに出席。

6日

会務打ち合わせ

資産評価・担保機能研究会

午前～午後 オンライン申請に関する事項等について関根総務部長ほかの皆さんと打合せ
夕刻 日本不動産学会熊田禎宜前会長が主宰し、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁護士、ファイナンシャルプランナー、司法書士、税理士などが集う異業種交流研究会でもある資産評価・担保機能研究会には数年前の発足時から参加させていたでいる。この日は初参加の瀬口専務理事と一緒に国交省のマンション問題担当者の報告を拝聴した後、マンションの建て替えやりモデリング等、幅広い分野の議論に参加させていただく。

7日

民主党・奈良県連大会

民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟は奈良県選挙区選出の前田武志先生が会長に就任いただいている。この日は民主党奈良県総支部連合会定期大会がJR奈良駅近くのホテルで開催されるとお聞きし傍聴させていただく。

10日

一人法人打合せほか

午後 予てから規制改革会議や与野党の議員連盟にお願いしている調査士法人の設立要件の緩和(一人法人制度の導入)について議員連盟関係者と打ち合わせたのち全国土地家屋調査士政治連盟の

井上孝三郎会長ほか政治連盟幹部の皆さんと対応について協議させていただいた。(横山副会長・瀬口専務理事・竹谷常務理事が同席)

12日

京都地籍シンポジウム

京都土地家屋調査士会(安井和男会長)が企画した京都地籍シンポジウム2009がJR京都駅に程近い大学コンソーシアム・キャンパスプラザ京都で開催され参加させていただいた。この日の基調講演は元東京法務局長で「里道・海浜・水路」の著者であり、筆界特定制度の研究にも携わられた寶金敏明先生。裁判実務から見た境界、訟務検事として経験された境界争い等の経過を交え、幅広い視点から土地境界を語られた。シンポジウムでは、山田一博連合会常任理事をコーディネーターに、京都府の地籍担当者、土地家屋調査士、国交省の担当者、京都地方法務局表示登記専門官、土地家屋調査士でもある京都市会議員など、様々な分野からそれぞれの分野における地籍への取り組みについて報告があり興味深かった。私は最後に総括的なお話をさせていただいた。京都会の若い会員さんがシンポの運営の中核として活躍されているのに感銘を受けた。

夕刻 全国社会保険労務士会連合会副会長の堀谷義明氏と資格者法人に関する法改正等について意見交換。

13日

土地家屋調査士試験委員会合であいさつ ほか

土地家屋調査士試験委員には現職の土地家屋調査士7名が法務大臣から任命されている。この日開催の第一回の委員打合せを前にミーティングが土地家屋調査士会館で開かれていたので、冒頭にあいさつをさせていただき、調査士の現状認識についてお話をさせていただくとともに、謝意を表させていただいた。

午後から司法書士会館に佐藤純通日司連会長を訪ね、資格者法人に関する打合せ。日司連のお考えなどをお聞きする。

終了後、法務省民事第二課を訪問し、小野瀬民事第二課長に一人法人制度導入についての要望をさせていただく。

長野会

「中学生が本会見学」



『会報ながの』第173号

今年も、「佐久長聖中学校」3年生が本会を見学に来館しました。

今回で6回目となり、延べで600名の中学生が来館したことになります。

12月8日(月)、15日(月)に3年生が教頭先生、担任先生と各クラス毎に来館、会長の挨拶にはじまり、調査士業務、六本木ヒルズの再開発、富士山の所有権は誰の物等の話に、生徒達は大変興味深そうに聴いておりました。

調査士は法務省管轄の国家試験であり、試験合格率の低さ、文系理系、両方の試験問題であり毎年試験が難しくなっており難関である説明をして、業務は、事務所内での仕事、外での仕事と半々くらいで大変楽しい仕事である。との

説明に聞き入っておりました。

塩川公嘱協会理事長は、毎回、自ら作成した歴史まんがの挿入記事、生徒にクイズでの挑戦、GPSの説明等の挿入したパンフレットで、ユーモアを交えた調査士の業務内容の説明をして、土地の単位は何んと云うのか、の質問に怪訝そうな生徒は初めて聴くという「筆」という話にうなずいて(?)いました。

事務局長から、試験合格者数はこの数年、県内で数人しか合格していない状態であること、全国及び当会の調査士、女性調査士数の状況説明。これを機会に調査士の業務に関心を持って頂き将来の職業選択の参考にして欲しいと結び終了。

終りに、生徒代表からの、「初めて聞いた土地家屋調査士と云う国家資格の業務内容がわかった。私は女子で、やってみたいが、試験が難しそうなので無理かも知れない。本日はお忙しいなか、役員先生の貴重な時間を私たちのためにありがとうございました。」とお礼があり、全員が塩川理事長の設置した、初めて見るトータルステーションを一人一人が覗いて感嘆の声をあげておりました。

配布した冊子、パンフレット

- ・冊子「まんがでわかる土地家屋調査士のしごと」 連合会発行
- ・パンフレット

「ようこそ土地家屋調査士会へ」

塩川公嘱協会理事長作成



会長挨拶 「富士山は…」



塩川理事長 「一筆書きで」



財務部では親睦事業の一環として、例年どおり写真コンクール
を下記の要領で開催いたしますので、会員各位奮ってのご応募を
お待ちしております。

- | | |
|---------|---|
| 主 催 | 日本土地家屋調査士会連合会 |
| 審 査 員 | 写真家・社団法人日本写真家協会常務理事 木村恵一 氏 |
| テ ー マ | 自由(組写真は不可) |
| 種類とサイズ | 四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙
にプリントしたものも可。)でカラー・白黒どちらも可。1人2点まで。
裏にテーマ、氏名、年齢、住所、所属会名、撮影場所を記載のこと。
※応募された方の個人情報(氏名、年齢、住所)は、本コンクールにおいてのみ使用します。 |
| 使 用 権 | 入賞作品は原則として連合会に帰属します。
(応募作品は返却いたしません。) |
| 応 募 資 格 | 土地家屋調査士会会員及び補助者 |
| 賞 | 連合会長賞(1名) 賞状及び副賞
金 賞(1名) 賞状及び副賞
銀 賞(2名) 賞状及び副賞
銅 賞(3名) 賞状及び副賞
※ 入選作品は連合会総会会場に展示するとともに、上位入選作品を本誌に掲載します。 |
| そ の 他 | 二重応募作品は受付いたしません。 |
| 締 切 り | 平成21年5月8日(金)必着のこと。 |
| 送 り 先 | 〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
日本土地家屋調査士会連合会 財務部あて |

ち ょ う さ し 俳 壇

第286回



偕老

水上陽三

偕老の貼らないカイロ貼るカイロ
初心てふ炭火は尉となり易し
冬眠の墓に伏せをく植木鉢
大寒や微酔の頬がはじく風
赤鬼の面に豆打ち夫の留守

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

海神^{わたづみ}へ濁り高ぶる雪解川
故郷は路傍にありぬ蓬餅
ビッグパンのいにしへ語る犬ふぐり
九郎思ひ春の雪踏む吉野かな
陽炎や草ばかりなる干拓地

岐阜 深谷健吾

祖母作る煮物頌ちぬ福寿草
亡き父の叱咤の声か宝船
先輩も後輩もなし歌留多会
伝書鳩恵方へ真っ直ぐ飛び立てり
妙齡の和服逆さに氷面鏡

茨城 島田 操

寒明けの声となりたる水音かな
餅花や大黒柱漆黒に
友の訃にうしなふ言葉冴え返る
偕楽園梅ほつほと咲き初むる
神鼓打つ禰宜の手捌き寒明ける

岐阜 堀越貞有

元旦やポストはみだす朝刊紙
どてら着て山の如くに動かざる
辻褄の合はぬことあり春隣
寒雀群れて塙へ飛び立てり
年玉を欲りてゐし子のいま教頭

東京 黒沢利久

きさらぎの山々遠し龍太の忌
寒日和篤姫ゆかりの寛永寺
春雷や上野に果てし彰義隊
成人の日の青天の武道館
春の星机上に各階平面図

埼玉 井上晃一

駅伝の宿大富士窓に嵌め
年中の予定書き込む初曆
雪積る駅に迎える宿のバス
幾組も氷柱バックに撮りてゐし

今月の作品から

清水正明

海神^{わたづみ}へ濁り高ぶる雪解川

海神は、海的神豊玉姫の命をまつる海神神社の意とされるが、ここでは、万葉集の十五に「わたつみの豊旗雲に入日射し今宵の月夜さけやかりこそ」の海をさすものと解する。雪解水によって膨れ上がった濁流が海に注ぐ様を、明快に詠んでいて情景鮮明なところがよい。同時発表の次の句にも注目した。

故郷は路傍にありぬ蓬餅

蓬餅を食しながら、路傍で摘んで来た蓬を通じ、今更のように故郷を思い出している句であるが、巧みな表現にひかれた。

深谷健吾

祖母作る煮物頌ちぬ福寿草

市井に於ける生活の一こまであるが、正月のめでたい福寿草との二句一章仕立てが決まっている。

島田 操

寒明けの声となりたる水音かな

立春と言っても寒さはむしろ厳しさを増す頃でもある。しかし、水音にも何となく春らしい軽やかさを増し、その水音を寒明の声と擬人法を用いて表現したのが成功したと言えよう。

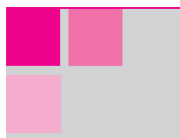
辻褄の合はぬことあり春隣

辻褄の合はぬ内容は不明であるが、考えてみればこの世は辻褄の合わないことが余りにも多過ぎるのではないだろうか。気象現象を含めた自然も、政治も、経済も身の回りは矛盾だらけで推移している。そんなことへの諧謔を感じる。

黒沢利久

きさらぎの山々遠し龍太の忌

飯田龍太は二月二十五日に没した。遠き山々が龍太の偉大さに通ずる。龍太忌がまだ定着していないので如月もやむを得ない。



法務省民事局民事第二課との打合せ

平成20年12月17日(水)に日調連音羽会館会議室において、全公連からの呼び掛けにより、民事第二課及び日調連との協議会を開催しましたので、概要について報告します。

出席者

法務省 前田補佐官
島津司法書士土地家屋調査士係長
日調連 下川・横山両副会長
関根総務部長
小林社会事業部次長
全公連 鈴木会長
倉富・柳平・塩川各副会長

主催者として全公連鈴木会長から、「昨今の公嘱業務の発注形態等の対応において、日調連・全公連が連携する必要性を感じており、民事局からも打合会を開くことについて同意いただき本日の開催となった。私の任期期間中に関係機関との間で一定の道筋をつけたいとの願いもあり、本会合が開催されたことに感謝する。」との発言があった。

民事第二課からは、「日調連・全公連の風通しを良くするためにも忌憚のない意見交換をしていただきたい。」との発言、また、日調連からは、「民事第二課・日調連・全公連のこの度の会合により、発展的な方法で諸課題を解決できるように考えている。」との挨拶の後、下記の項目について協議し、活発な議論がなされ、建設的な意見交換となり、現執行部になって、民事第二課と日調連との合同会議が始めてであるが、忌憚のない意見交換を通じて、新たな関係を築くための有意義な会合となりました。

なお、今後の定期的な開催を全公連から呼び掛けるとともに、平成21年度全公連総会を6月8日(月)～9日(火)に開催することを報告した。

記

1. 日調連環境整備PTへの民事局及び全公連の係わりについて
2. 登記所備付地図整備事業の新10カ年計画と今後の提案について
3. 公益法人制度改革に伴う移行について

4. 嘱託登記における問題点と今後の課題について
5. その他



平成20年度研修会開催

平成20年12月1日、公益法人改革関連3法が施行され新制度がスタートしたことから、実務的な研修を目的として、平成21年2月2日～3日の両日、東京都千代田区三崎町の土地家屋調査士会館において、平成20年度研修会が東京土地家屋調査士会のご協力を得て開催されました。

初日の前半は、「モデル定款案について」と題して、全公連公益法人改革担当副会長の塩川豊氏が、後半は、「平成16年基準から20年基準へ～公益認定に向けて～」と題して、全公連顧問公認会計士の澤村義幸氏がそれぞれ実務に沿った講演をされました。

二日目は、「公嘱協会が公益認定を受けるにあたっての問題点と留意点」と題して、全公連顧問弁護士の岩渕正紀氏が公私とも多忙の中、懇切丁寧な講演をされました。

両日とも、全国から出席された100名を超える役員が真剣な眼差しで聞き入っていました。

なお、研修会の模様の一部を試験的に全国の協会及び全公連役員へウェブ配信しました。



全公連会長選挙について

先般の臨時総会で会長の選任方法が選挙となったことから、定時総会までの役員選任スケジュール(案)を報告します。

4月上旬(総会60日前)	役員選考委員を選出し会長に届出
4月中旬(総会50日前)	会長が役員選考委員を任命
4月下旬(総会40日前)	役員候補者届出
5月上旬(総会30日前)	被選任候補者等名簿公開
6月8～9日	全公連第24回定時総会



会務報告～前号以降

平成20年

10月27日 第11回正副会長会議

10月27日 第2回全法務と打合せ

10月28日 法務省民事局民事第二課と打合せ
 10月28日 新公益法人制度説明会
 10月29日 民主党企業団体委員会と打合せ
 10月29日 法務大臣へ就任挨拶
 10月29日 法務省民事局民事第二課と打合せ
 11月8日 第12回正副会長会議(web開催)
 11月11日 公益法人協会と打合せ
 11月11～12日 第13回正副会長会議
 11月12日 岩渕顧問弁護士と打合せ
 11月12日 新公益法人制度説明会
 11月13日 菅義偉君を励ます会
 11月16日 第5回理事会
 11月17日 議長団との打合せ
 11月17～18日 平成20年度臨時総会及び全国理事
 長会議
 11月19日 公明党懇話会
 11月25～26日 第14回正副会長会議
 12月2日 中囀連事務局協議会【石川県開催】
 12月4日 古屋議員との打合せ
 12月9日 日調連・法務省と打合せ
 12月9日 全司協と打合せ
 12月10日 社会保険庁との打合せ
 12月11日 絃友会
 12月11日 全司協公益法人プロジェクトチーム第5
 回会議
 12月15日 第22回塩崎恭久と語る会
 12月16日 第4回業務推進委員会
 12月16日 岩渕弁護士との打合せ
 12月16日 自民党議連
 12月17日 第15回正副会長会議
 12月17日 第1回法務省民事局民事第二課、日調連
 と打合せ
 12月18日 日調連と打合せ
 12月24日 東京会会議室web配信テスト
平成21年
 1月6日 第16回正副会長会議(web開催)
 1月7日 岩渕弁護士・澤村公認会計士研修会講
 演打合せ
 1月8日 法務省外年始挨拶
 1月8日 全法務旗開き
 1月18日 民主党2009年定期大会
 1月19～20日 第17回正副会長会議

1月19日 新春交礼会
 1月19日 岩渕弁護士と打合せ
 1月23日 全司協公益法人プロジェクトチーム第6
 回会議
 1月26日 河村建夫第21回朝食会
 1月26日 古屋圭司政経フォーラム
 2月2日 研修会事前打合せ
 2月2～3日 平成20年度研修会
 2月3～4日 第20回正副会長会議
 2月4日 顧問弁護士、顧問公認会計士と打合せ
 2月10日 法務省民事局民事第二課と打合せ
 2月10日 第21回正副会長会議
 2月17日 (株)日本総合研究所と打合せ
 2月20日 第9回絃友会
 2月20日 菊地勇氏黄綬褒章受章祝賀会
 2月20日 全司協公益法人プロジェクトチーム第7
 回会議
 2月25日 第22回正副会長会議
 2月25日 第2回法務省民事局民事第二課、日調連
 と打合せ
 2月26日 日調連社会事業部と打合せ
 2月26日 第3回業務・研修担当打合せ
 2月26日 第2回総務・広報担当及び第2回公益法
 人制度改革・経理担当合同打合せ
 2月27日 第6回理事会

今後の会議予定

2月28日 加古幸平氏黄綬褒章受章祝賀会
 3月10日 第23回塩崎恭久と語る会
 3月23日 全調政連第9回定時大会
 3月23～24日 臨時全国理事長会議
 3月25日 菅義偉新春の集い
 4月13～14日 第1回理事会
 4月14日 第1回監査会
 4月14日 第1回役員選考委員会



会員の皆様へ

日調連推薦図書

<弘文堂発行>

要件事実論 30講

要件事実学修のスタンダード！ [第2版]

このたび、弘文堂より発行の、
新刊書籍の特別頒布を
ご案内申し上げます。
お申し込みは下記申込書
をお使い頂き、出版者宛に
直接FAXにてお申し込み願います。

編 者

村田 渉(東京地裁判事)
山野目章夫(早稲田大学教授)

著 者

後藤巻則(早稲田大学教授) 村上正敏(東京高裁判事)
高橋文清(大阪地裁判事) 三角比呂(仙台高裁判事)
大塚 直(早稲田大学教授)

実務家裁判官(司法研修所教官経験者)と民法研究者(法科大学院教授)が討議を重ねて作り上げた要件事実の基礎教育と自己学修に最適のスタンダード・テキスト。

設例の丁寧な解説とともに、事実摘示例やブロック・ダイアグラムを具体的に示し、土地家屋調査士の方々が要件事実を学ぶ際に、ぜひお薦めしたい1冊です。

【本書の特色】

- 司法研修所教官経験者の裁判官と民法研究者が討議を重ねて作成
- 基礎理論の解説9講と民法の主要論点21講、演習問題17問による3部構成
- 暗記にたよらない正しい学修方法を伝授
- 設例の丁寧な解説で、要件事実の基礎から応用まで自己学修可能
- 民事裁判の実務をふまえたリアリティのある内容
- 事実摘示例やブロック・ダイアグラムなど司法研修所教育の成果も採用
- 応用力が身につくとともに、実務上重要である訴訟形態の攻撃防御の枠組みが理解できる演習問題付き
- 特別研修を受講する土地家屋調査士、司法書士の方々に最適

書 名：「要件事実論30講 第2版」

版 型：A5判／592頁

特別頒布価格：3,500円(税込・送料サービス) 定価3,990円(税込)

発 行：平成21年2月

申 込 先：株式会社弘文堂 FAX：03(3294)7034 電話：03(3294)4801

申 込 締 切 日：平成21年5月29日(金)

申 込 書

株式会社弘文堂 販売企画 推進部行 (FAX 03-3294-7034)

担当：鈴木

書名	特別頒布価格	申込冊数
要件事実論30講 第2版	3,500円(税込・送料サービス)	冊
ご送付先住所 (〒) お名前		
事務所名	TEL ()	
	FAX ()	
【お支払い方法】いずれかに○印をおつけ下さい		
銀行振込	郵便振替(こちらは手数料無料)	

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 21 年 1 月 13 日付

東京	7519	木村	宗慶	東京	7520	小坂	恒夫
東京	7521	金城	一史	東京	7522	田湊	伸吾
東京	7523	元木	克幸	東京	7524	村越	康大
神奈川	2820	面野	稔	神奈川	2821	吉田	邦夫
神奈川	2822	朝比奈	資明	神奈川	2823	小川	城雄
神奈川	2824	田代喜美子		神奈川	2825	小澤	勇人
神奈川	2826	田村	佳章	埼玉	2428	池澤	均
千葉	2046	山口	篤	茨城	1391	関川	幸浩
茨城	1392	横倉	忍	栃木	881	柏渕	紀夫
静岡	1665	水口	保	静岡	1666	赤松	誉太郎
長野	2538	仲田	かおり	長野	2539	品田	尚志
大阪	3050	吉田	孝信	大阪	3051	島田	淳二
大阪	3052	伊藤	喜彦	大阪	3053	園尾	いこひ
京都	804	有田	大介	京都	805	中村	哲也
京都	806	塩崎	昌宣	兵庫	2342	川崎	勝巳
和歌山	404	長岡	史郎	和歌山	405	栗原	裕志
愛知	2686	福井	逸生	愛知	2687	中野	允
愛知	2688	成田	洋右	愛知	2689	森下	惣次郎
愛知	2690	水野	晃子	愛知	2691	二宮	増実
愛知	2692	佐野	潤	愛知	2693	稲山	亮二
愛知	2694	鶴田	宙昭	岐阜	1193	關	美保
岐阜	1194	吉井	和美	岐阜	1195	藤村	光一
岐阜	1196	伊藤	慎二	石川	635	山下	茂
石川	636	上山	優	石川	637	川合	嘉人
石川	638	益村	史朗	石川	639	森下	康平
広島	1796	木村	倫子	広島	1797	藤田	正明
広島	1798	水野	圭人	広島	1799	山田	信昭
福岡	2138	稲吉	伸輔	福岡	2139	森	宣之
福岡	2140	小山田	宗夫	福岡	2141	斉藤	涉
福岡	2142	村上	紀章	長崎	755	田口	康之
長崎	756	松本	廣行	大分	801	宮田	忠美
大分	802	芦刈	泰	鹿児島	1013	弥栄	大作
鹿児島	1014	野崎	真也	山形	1212	御田	治
秋田	1013	伊藤	千代治	札幌	1135	山本	敬太
徳島	479	井上	博司	徳島	480	川田	友和
愛媛	815	都築	浩平	愛媛	816	中川	清貴

平成 21 年 1 月 20 日付

東京	7526	細井	斉明	東京	7527	飯田	和行
静岡	1667	根木	敦志	大阪	3054	吉沢	淳之介
京都	807	西村	保範	兵庫	2343	宮本	多真代
愛知	2695	大池	浩司	愛知	2696	玉田	敦也

愛知	2697	川崎	晃	三重	847	竹内	寛
三重	848	稲本	大	広島	1800	箱田	伸治
岡山	1327	上坂	知生	岡山	1328	甘中	裕樹
福岡	2143	丸山	知英	鹿児島	1015	湯田	稔幸
鹿児島	1016	櫛木	剛	宮崎	768	森	映二
沖縄	467	前田	克也	福島	1436	齋藤	章
秋田	1014	佐々木	良一	秋田	1015	打矢	昭広

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 10 月 31 日付	大阪	913	上田	義一
平成 20 年 11 月 10 日付	千葉	1204	河田	竹雄
平成 20 年 11 月 23 日付	静岡	1439	野中	雅弘
平成 20 年 11 月 25 日付	神奈川	159	浅野	和成
平成 20 年 12 月 2 日付	東京	5673	柳下	泰兒
平成 20 年 12 月 4 日付	岐阜	681	伊藤	謙蔵
平成 20 年 12 月 11 日付	滋賀	148	田中林	三良
平成 20 年 12 月 12 日付	長野	886	野口	次男
平成 20 年 12 月 14 日付	富山	319	大畑	利雄
平成 20 年 12 月 24 日付	群馬	826	小林	勝
平成 20 年 12 月 27 日付	栃木	495	小山田	孝士

平成 21 年 1 月 13 日付

東京	843	保谷	富男	東京	5127	芝田	直之
東京	5680	長澤	一郎	神奈川	1325	原口	哲男
神奈川	1336	内田	英之	神奈川	1748	稲葉	俊雄
神奈川	2078	橋本	榮治	埼玉	2085	齋藤	喬
千葉	1681	宮辺	稔	静岡	1342	望月	良子
長野	312	江村	篤	大阪	1387	北野	肇一
大阪	1741	姫野	亜夫	京都	60	上田	重雄
京都	326	中尾	護	京都	735	松島	正弥
愛知	1722	鈴木	正雄	福岡	612	原	徳光
福岡	1033	上村	嘉昭	福岡	1461	梶原	次男
佐賀	357	岩永	四男	大分	311	成重	義信
熊本	761	坂本	健	鹿児島	135	川野	正一
秋田	457	小番	功	秋田	804	木下	文一
秋田	837	千葉	新	秋田	907	泉谷	秋夫
釧路	207	荒川	五郎				

平成 21 年 1 月 20 日付

埼玉	1101	野崎	光治	山梨	80	小林	善一
大阪	2092	横守	俊雄	大阪	2517	近藤	哲敏
三重	433	前川	貞夫	長崎	442	吉迫	宏身
熊本	86	志賀	裕幸	鹿児島	355	坂元	時則
鹿児島	548	松蘭	安則	岩手	655	千田	忍
札幌	1020	山本	代富				

1月
18日

第9回常任理事会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業における「完全復元伊能大図全国巡回フロア展」について
- 2 「地籍シンポジウム～地籍に関する研究会の設立に向けて～」の開催について
- 3 平成20年度第2回全国会長会議の進行及び配布資料について
- 4 平成21年新春交礼会の役割分担の確認について
- 5 特別顧問及び制度対策本部委員の推薦について

19～20日

平成20年度第2回全国会長会議

- 1 開会の辞
- 2 連合会長挨拶
- 3 テーマⅠ 直近の連合会活動報告について
 - (1) 土地家屋調査士法施行規則の一部改正に対する対応について
 - (2) 業務受託に関する環境整備PTについて
 - (3) 土地家屋調査士法人の使用人問題について
- 4 テーマⅡ 平成20年度の事業執行及び平成21年度の事業計画(案)について
 - (1) 土地家屋調査士倫理規程(案)について
 - (2) 地図作成と実態調査について
 - (3) 「地籍シンポジウムの開催～地籍に関する研究会の設立に向けて～」について
 - (4) オンライン登記の促進策について
 - (5) 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
 - (6) 次年度事業方針大綱(案)について
 - (7) 各部等からの報告及び次年度事業計画(案)について
- 5 意見交換・会長間情報交換・各会要望
- 6 閉会の辞

19日

平成21年新春交礼会(於 東京プリンスホテル)

20～21日

第5回研修部会

＜協議事項＞

- 1 平成21年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)並びに平成21年度特別研修特別会計予算(案)について
- 2 土地家屋調査士研修制度基本要綱の改正について
- 3 土地家屋調査士専門職能継続学習制度の情報公開モデル及びスタイルについて

- 4 土地家屋調査士専門職能継続学習制度に関する発信文書について
- 5 講師団名簿の改訂について
- 6 測量技術講習会について
- 7 土地境界基本実務叢書を活用した研修の促進について
- 8 第4回土地家屋調査士特別研修について
- 9 ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会について
- 10 土地家屋調査士法第25条第2項に規定する「地域の慣習」の取りまとめ方法について
- 11 会員必携の改訂について
- 12 電子会議の議題について
- 13 その他

26日

第3回日調連ADRセンター会議

＜協議事項＞

- 1 日調連と法務省大臣官房司法法制部との連携について
- 2 日調連ADRセンターへの各会相談に対する体制について
- 3 日調連ADRセンター委員会規則について
- 4 連合会会報掲載企画について
- 5 ADR手続実施者の資質向上に関する研修について
- 6 統計資料等の収集について
- 7 平成21年度社会事業部事業計画(案)について

26～27日

第4回財務部会

＜協議事項＞

- 1 平成20年度予算の執行について
- 2 平成21年度一般会計予算(案)及び特別会計予算(案)について
- 3 税務調査結果の単位会への周知について
- 4 平成20年団体定期保険の配当金及び必要経費について
- 5 団体定期保険の委託割合の見直しについて
- 6 団体定期保険から移行可能な個人保険商品の一部変更への対応について
- 7 特定認証局特別会計における平成22年度以降の予算措置について

27～28日

第4回社会事業部会

＜協議事項＞

- 1 平成21年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 不動産登記法第14条地図、DID地区を中心とす

- る都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応について
- 3 平成地籍整備事業に対する土地家屋調査士専門職能の活用について
 - 4 地籍制度充実のための政策要望等への対応について
 - 5 地図混乱地域の調査・研究について
 - 6 筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応について
 - 7 筆界特定制度の取組み体制の強化(ブロック別担当者会同等)について
 - 8 日調連ADRセンターの運営と取り組みについて
 - 9 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項について
 - 10 公共嘱託登記関連業務の具体的な受託推進について
 - 11 各土地家屋調査士会・全公連と公共嘱託登記関連業務についての連携について
 - 12 公益法人制度改革への対応について
 - 13 専門家としての社会的貢献を図るための対応について

29日

第2回研究所会議

<協議事項>

- 1 日調連研究所研究成果報告について
- 2 土地家屋調査士の業務と制度」の改訂について
- 3 「地籍シンポジウム」について

29～30日

第6回業務部会

<協議事項>

- 1 平成21年度事業計画(案)及び予算(案)の作成について
- 2 不動産登記令第13条対応について
- 3 オンライン登記申請書式集について
- 4 印刷製本費の今後の使用用途について
- 5 その他

30～2月1日

第4回土地家屋調査士特別研修 基礎研修

2月 2日

第1回研修部電子会議

<協議事項>

- 1 第5回土地家屋調査士特別研修の開催日程について
- 2 その他

4日

第10回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第10回常任理事会の協議事項の対応について

4～5日

第10回常任理事会

<協議事項>

- 1 講師団名簿の改訂について
- 2 完全復元伊能大図全国巡回フロア展への参画について
- 3 平成21年度事業方針大綱(案)、同各部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 4 連合会各種会議の予定(平成21年2月～6月)について
- 5 特定認証局の今後の課題と対策について

10日

第4回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 基礎研修の補講対象について
- 2 グループ研修における質問事項の対応について
- 3 講師説明会について
- 4 集合研修・総合講義について
- 5 考査について
- 6 第5回土地家屋調査士特別研修について
- 7 平成20年度決算及び平成21年度予算案について
- 8 その他

13日

第10回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報について
- 2 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 3 地理空間情報フォーラム2009について
- 4 筆界特定パンフレットの作成について
- 5 平成21年度広報部事業計画(案)及び予算(案)について

ご存じですか？ 国民年金基金は 安全・効率的に運用されていることを！

～リスク管理を踏まえ、長期的な観点に立った資産運用が行われています～



土地家屋調査士国民年金基金

国民年金基金は厚生労働大臣が認可した公法人です

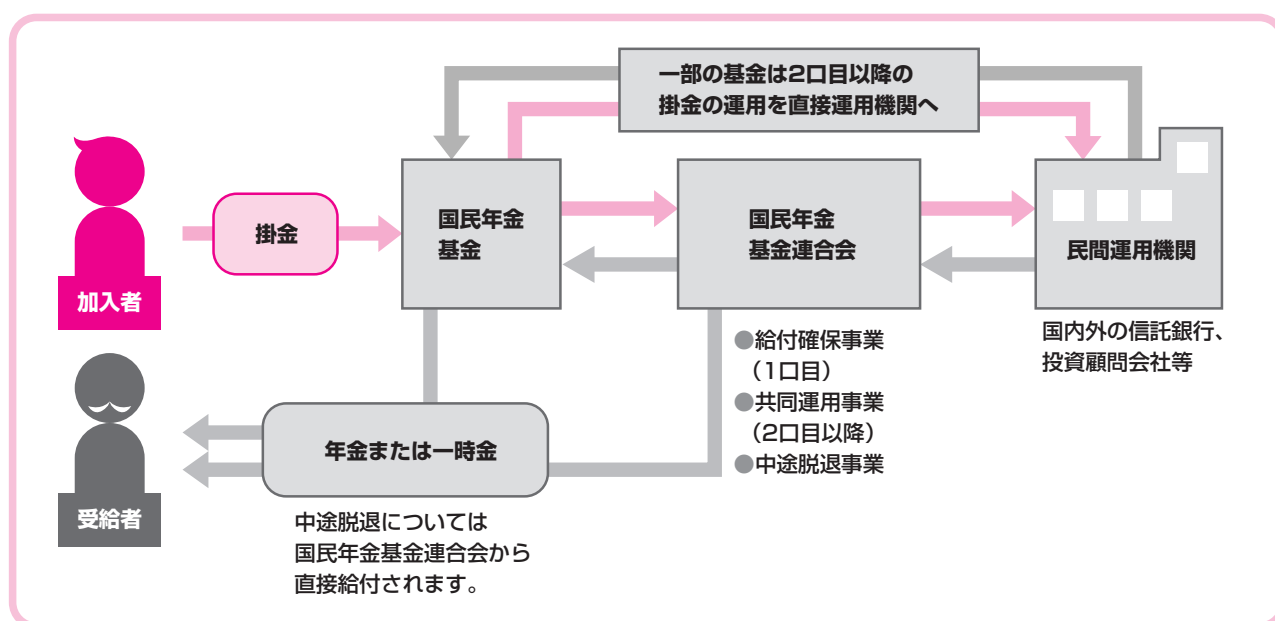
老後の生活を支える国民年金の受給額は夫婦で月額約13万円（平成20年度価格・満額の場合）ですが、総務省の調査によると、高齢夫婦が実際に必要とする生活費は月額約27万円となっています。この差額約14万円を補うには、国民年金に何らかの上乗せ分を手当てする必要がありますが、それを補うのが国民年金基金になります。

土地家屋調査士国民年金基金は、厚生労働大臣が認可した公的な法人で、国民年金の付加年金部分を国に代行して給付しています。この給付に係る費用は一部国庫から負担されます。

そして、土地家屋調査士の方々が国民年金基金に加入された場合、毎月納める掛金は下図のように、地域型基金と職能型基金の委託を受けた国民年金基金連合会が一括資産運用を行っています。

資産の運用については、国内外の信託銀行・投資顧問会社等優秀な運用機関を活用して行い、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式などに「国際分散投資」に基づき、年金資産の安全性・効率性を図っています。

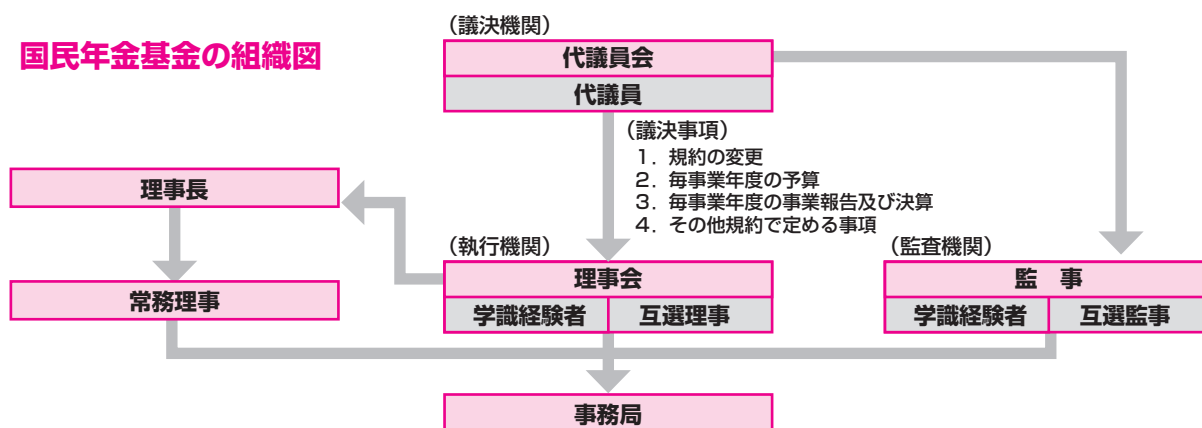
国民年金基金連合会では、各基金に加入されている方の1口目の掛金の運用（給付確保事業）と、2口目以降の掛金の運用（共同運用事業）の多くを行っています。土地家屋調査士国民年金基金のような職能型基金は、2口目以降の掛金の運用を信託銀行等の運用機関に委託して行っています。



※中途脱退とは、国民年金基金加入者がサラリーマンになった等で資格喪失した場合です（自己都合で脱退し中途解約する制度ではありません）。

国民年金基金の組織と年金資産運用の基本的な考え方

国民年金基金の組織は下図のようになっています。



資産運用の基本的な考え方

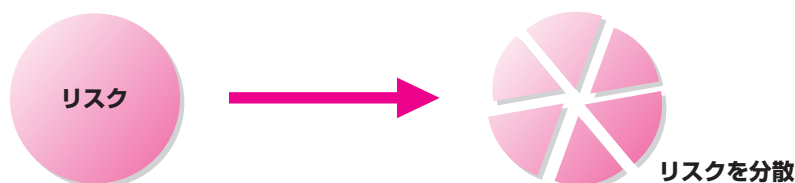
一般的に資産運用は、その時々の方々の市場の動向に左右されず、長期に投資する方が有利とされています。また、単一の資産に集中して投資するよりも、複数の資産に分散して投資した方がリスクを分散する観点から非常に有効です。そこで、国民年金基金連合会では、資産運用の分野で幅広く認められている投資理論に基づき、「長期運用」と「分散投資」の考え方を基本として皆さんの掛金の運用を行っています。

「長期運用」

国民年金基金の加入員の皆さんからお預かりした掛金は、年金資産運用の特徴として一般には運用資産の規模（金額）が大きいこと、掛金の払い込みから年金の給付までの期間が長いこと、さらに国民年金基金制度の場合、途中解約による掛金の払い戻しができないこと等から、国民年金基金連合会では長期的な観点に立った資産運用を行うことを基本としています。

「分散投資」

年金資産の運用は、安全性の確保とともに効率性も求められており、これらを同時に達成するためには、一部の特定の資産に偏らないよう投資対象を分散することが必要となります。国民年金基金連合会では、複数の値動きの異なる資産に分散して資金を振り向けることでリスクを分散し、必要な収益を確保することとしています。



※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルクオカード(1000円)を差し上げております。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！ ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>
いますぐアクセス！！

① お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第73号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成21年2月12日

法務大臣 森 英介

名 称	主たる事務所
福井県土地家屋調査士会	福井市下馬二丁目三一四番地
岡山県土地家屋調査士会	岡山市南方二丁目一番六号

告知板



ブロック新人研修修了者

平成20年度四国ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

香川会(7名)

山 上 武 志	石 井 宏 明
篠 原 正 幸	河 田 紳 一 郎
谷 佳 彰	大 川 浩 二
諏 訪 征 嗣	

徳島会(4名)

山 口 富 士 人	吉 永 真 由 美
川 田 友 和	柳 原 一 雄

高知会(5名)

西 村 幸 成	田 中 周
西 森 研 一	久 保 貴 雄
清 遠 史 生	

愛媛会(8名)

宮 内 龍	西 村 嘉 章
金 谷 朗	古 見 有 起 彦
東 秀 一	岡 野 上 竜 二
藤 本 治	古 坂 直 巳

(順不同・敬称略)
計 24名



土地家屋調査士の本棚

日本土地家屋調査士会連合会 会員の皆様

— 実用法律雑誌・ジュリスト —

Jurist

定価 1700 円 →

特別頒価 1500 円

2 月 15 日号 (No.1372) B5 判・200 頁

(税込)

(税・送料込)

有斐閣 〒101-0051 東京都千代田区神保町 2-17 (<http://www.yuhikaku.co.jp/>)

特集 **筆界特定制度の現状と筆界確定訴訟** —— 制度発足後 3 年を経て

筆界特定制度の概要

法務省民事局総務課長 (前民事第二課長) **小川秀樹**

はじめに／制度導入の経緯／筆界特定制度／筆界特定制度の課題／おわりに

筆界特定制度における土地家屋調査士の役割 日本土地家屋調査士会連合会専務理事 **瀬口潤二**

はじめに／分筆登記手続の作業手順／筆界特定とは何か——わたしの考え方／登記に記載されている地積の信頼性／公図の利用方法と地積について／筆界特定登記官の意見聴取／おわりに

弁護士からみたその後の筆界特定制度

弁護士 **清水規廣**

はじめに／筆界特定制度への評価概観／運用状況としての問題点

筆界確定訴訟と筆界特定制度

大阪地方裁判所判事 **森崎英二**

はじめに／筆界確定訴訟の問題点について／筆界確定訴訟と筆界特定制度の相違点について／筆界確定訴訟と筆界特定手続の連携について／最後に

筆界特定手続の意義と課題

一橋大学教授 **山本和彦**

——民事手続法の観点からみて

はじめに／筆界特定手続の意義——ADR における ENE (早期中立評価) としての位置づけ／筆界特定の民事訴訟手続との関係／筆界特定手続の将来——筆界確定訴訟の再構成に向けて

《その他の掲載記事》

特集 環境損害の回復とその責任／会社法判例速報／金融商品取引法セミナーほか

FAX / 注文用紙

- お申込期限は平成 21 年 5 月 31 日です。
- FAX にて弊社へ直接お申し込み下さい。
- 会員様限定価格です。

有斐閣サービスセンター行き (FAX 048-465-8300)

*代金は、現品に同封の郵便振替用紙にてお支払ください。

特別頒価 1500 円

『 Jurist 2 月 15 日号 (No.1372)』を注文します。 ISBN 20793-02-4910207930290		冊
ご芳名		
お届け先 ご住所	〒	
お電話番号		

区分 アーク

編集後記

●「おくりびと」(松竹)が第81回米アカデミー賞外国語映画賞を受賞した。映画人の夢であるオスカーを手にする喜びは「世界」の黒澤明でも成し得なかった快挙である。チェロ演奏への夢に挫折した人間が、故郷である山形に妻と帰郷し、職探しでめぐり会った職業が「納棺師」。納棺師という職業を知ったのも驚きでした。企画から参加した本木雅弘氏の「生きることと死ぬことは同一の意味があるかもしれない」と、この作品に対する思い入れに宮本輝の秀作「錦繡」を連想した。深くて暗い闇(死)を明るく照らす輝き(生)、淡々と生きることの喜びを教えてくれる作品で、初めて映画の脚本を仕上げた放送作家小山薫堂氏の今後の楽しみである。

近年の日本映画の興行に大きく寄与したのは「崖の上のポニョ」、「ハウルの動く城」等の宮崎駿監督作品を筆頭に「花より男子」、「ポケットモンスター」、「20世紀少年」、「デスノート」等アニメや原作が漫画であるものが多く、近日公開予定の「ヤッターマン」、「カムイ外伝」、「MW—ムウ—」、ハリウッドリメイクされた「ドラゴンボール」も同様である。このような実情の中での「おくりびと」の存在は大きい。

個人的には「誰かが行かねば、道はできない。」の【剣岳 点の記】(東映)平成21年6月20日(土)から全国公

開の作品に期待をしている。2年の製作期間を経たロケを敢行し、最低体感温度氷点下40度の中での撮影等、普通では考えられない環境での作品。今行ってGPS観測してとの依頼があっても、正直即答は避けたいのに明治40年当時の「点の記」に挑む当時の男たちの人間ドラマであり、非常に興味が沸きます。

●「夢破れて山河あり」そんなロジックを諷刺して映像の夢に挫折して故郷である土佐に一時帰郷し、アルバイト先を探して見つけた職業が「土地家屋調査士」。トチカヤと読んで師匠からトチカオクと読みますと教えられ、「測量の補助」ですら誰でもできます、と運よく採用。勤務初日に「印紙を買って来て!」と頼まれ「収入印紙」を購入したら「登記印紙だよ」と叱咤を受ける始末。「登記印紙って何?」。2日目。「登記所で閲覧して来て下さい。」と頼まれて棒立ちとなる。「登記所?」「閲覧?」。何のことでしょうか?バインダー式登記簿を閲覧中に難しい漢字が読めなくて、事務所に持ち帰ろうとすると職員に取り囲まれて説教を受け、現地立会に行けば、隣接地の所有者から「境界、見て分らんか?ブロックよや。見て分からん奴に云うだけ無益」と怒鳴られる。誠におっしゃるとおり。「えーと、ブロックのどちら側で?」

あれから22年。「むかえびと」としては、まだまだ勉強不足を感じます。 広報部次長 川本達夫

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話: 03-3292-0050 FAX: 03-3292-0059

URL: <http://www.chosashi.or.jp> E-mail: rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

土地家屋調査士 2009年合格必勝を目指せ!!

実戦答練'09

「合格に一番近い」応用演習講座。
合理的カリキュラムで一気に合格圏へ!!

毎年多数の合格者を輩出する本講座の特色

- 本講座の学習テーマは、2時間30分という制限時間内に択一問題20問と書式問題2問を解答し、合格点を確保するための「総合的な解答力」の強化・完成にあります。まず第1回～6回までの「分野別予想答練」では、近年の本試験で出題されている「論点・項目」をピックアップして、未出の法令、条文等を根拠とする問題・肢もプラスして出題していきます。後半の7回～12回の「総合テスト」では、前期の出題を踏まえ、本試験の予想問題を毎回出題し、着実に合格へ向けた実戦的な学習を行えるようにしていきます。
- 5月中旬、7月中旬に全国27会場で開催される公開模試は、本試験の3カ月前、1カ月前それぞれの学習時期における各自の合格への正確なデータや指針を提供します。

この春、15会場+通信(4/7発送)でスタート!

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ▶ 東京本校(平日クラス)…4月3日スタート | ▶ 大阪校(平日クラス)…4月3日スタート |
| ▶ 〃 (土クラス)…4月4日スタート | ▶ 〃 (土クラス)…4月4日スタート |
| ▶ 〃 (日クラス)…4月5日スタート | ▶ 〃 (日クラス)…4月5日スタート |
| ▶ 仙台会場(日クラス)…4月12日スタート | ▶ 神戸会場(日クラス)…4月12日スタート |
| ▶ 大宮会場(日クラス)…4月5日スタート | ▶ 広島会場(日クラス)…4月5日スタート |
| ▶ 横浜会場(土クラス)…4月4日スタート | ▶ 高松会場(土クラス)…4月4日スタート |
| ▶ 千葉会場(土クラス)…4月4日スタート | ▶ 福岡校(土クラス)…4月4日スタート |
| ▶ 静岡会場(日クラス)…4月5日スタート | ▶ 〃 (日クラス)…4月5日スタート |
| ▶ 名古屋校(土クラス)…4月4日スタート | ▶ 熊本会場(日クラス)…4月12日スタート |
| ▶ 〃 (日クラス)…4月5日スタート | ▶ 鹿児島会場(日クラス)…4月19日スタート |
| ▶ 京都会場(土クラス)…4月4日スタート | |

V 東京法経学院

ホームページ <http://www.thg.co.jp/>

東京本校/通信教育 〒169-8505 東京都新宿区百人町2-9-13 03(3371)2741
名古屋校 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8大東ビル2F 052(583)1161
大阪校 〒530-0012 大阪市北区芝田1-4-14芝田ビル6F 06(6373)1401
福岡校 〒810-0003 福岡市中央区春吉3-21-21春野ビル3F 092(751)5866



通信教育



通学講座